

2011

## 九州共立大学研究紀要

## 第2巻 第1号

## 原著論文

飛永佳代

青年期における肯定的未来の想像が自己評価に与える影響

— 未来の自分を対象とした役割往復書簡法による実験的検討 — ..... (1)

徐 陽

中国法における会計責任と監査責任に関する一考察 ..... (9)

磯野 誠

「購買起点ニーズ」を仮定する新製品コンセプト開発

— サントリー「伊右衛門」開発にみる小売品揃え環境への対応 — ..... (25)

水戸康夫, 進本眞文, 八島雄士, 権 純珍

格差ゲーム ..... (41)

井上善文

国際会計基準第41号『農業』の概要と特徴 ..... (51)

羅 雪梅

現在時の肯定平叙文におけるムードの「のだ」の表現効果に関する考察 ..... (61)

## 資 料

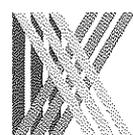
岡田祥平

九州共立大学キャンパスことば集 (第1版) ..... (69)

## 書 評

余 丹陽

爱的奇迹——岩井俊二与他的《四月物语》 ..... (83)



[原著論文：査読付]

## 青年期における肯定的未来の想像が自己評価に与える影響 —未来の自分を対象とした役割往復書簡法による実験的検討—

飛永 佳代\*

### The Effects of Positive Future Perspective on Self-Esteem in the Adolescence

Kayo TOBINAGA\*

#### Abstract

The purpose of the present study was to examine the effects of positive future perspective on self-esteem in adolescence. Self-esteem, trust and fulfillment questionnaire were administered pre and post to the 47 second grader of a university. The subjects were asked to write a letter to their hopeful future images. Furthermore they were asked to reply a letter to present situation as a successful future image. The major findings were:(a) self-esteem was improved after the activity, (b) trust was increased after the activity. Discussion of these findings referred to effects of positive future perspective on self-esteem and trust. In addition to that, it was considered that expressing their successful future images freely was effective to build positive future perspective in adolescence.

**KEY WORDS :** Positive Future Perspective, Self Esteem, Role lettering

#### 1. はじめに

これまで個人の未来や過去といった時間の捉え方に関しては時間的展望(time perspective)という概念に基づき研究が進められてきた。時間的展望研究はFrank(1939)が初めて時間的展望という単語を用い、Lewin(1951/1974 (猪股佐登留訳))によって“ある一定の時点における個人の心理学的過去及び未来についての見解の総体”と定義されてから、現在に至るまで多くの検討がなされている。時間的展望や、その未来の側面である未来展望(Future Time Perspective)と適応変数やパーソナリティ変数との関連や因果関係が多くの研究によって検討されてきた(都筑, 1984;白井, 1991;都筑, 1993;杉山, 1994; Rothspan, S. &Read, S.J.

1996;杉山, 1996;富安, 1997;柏尾, 1998;下島ら, 2010など)。また、非行少年など臨床事例をもとにした検討も多くなされており(勝俣・篠原・村上, 1982;大橋ら, 1988;河野, 1998など)、非行少年が一般少年に比べて現在志向的であり、時間の広がりも短く断続的であり、未来に対して無関心であるなどの知見が得られている。原田(2002)は大学生に対する解決志向アプローチに基づく未来志向型面接を設定し、その面接前後におけるポジティブな認知変容を確認した。このように、時間的展望の視点からの実験的アプローチを用いた臨床実践も行われてきた。他方、時間的展望尺度作成に関する検討も進んでおり(白井, 1994など)、時間的広がりなど認知面とともに感情面・情緒面を捉える研究も進んでいる。以上のように、時間的

展望をめぐってはこれまで主に発達心理学の分野において、多くの研究が積み重ねられており、未来展望が健全なパーソナリティや健康を特徴づける重要な概念であることが指摘されている。今後は、得られた知見を実際の臨床現場および教育現場で活かしていくための実践研究が望まれよう。

人は誰しも常に未来に向かう存在である。本来、未来を好きなように選択しそれに向かっていける自由は個々人に委ねられているはずである。多くの人は自分の人生や生活の場についての自分なりの未来像を持っている。守屋(1998)は人がどのような未来像を描くかによって生き方が大きく変わってくることを指摘し、「未来は単に過去・現在の結果として訪れてくるというだけのもではなく、未来はむしろわれわれの現在の在り方を規定する」と指摘している。さらに「未来像は過去ならびに現在の状況によって支えられる現在において描かれるものであったとしても、ひとたび個人の心に描かれた未来像は、あたかも実在するかのように、時には過去ならびに現在以上の実在感を伴って個人の現実生活を強く規定するように機能しはじめる」と述べている。特に就職や進学といった進路選択の岐路における肯定的未来展望ならびに未来像の意味は大きいものと考えられる。青年期はエリクソンにより自我同一性を確立するための時期とも指摘され、その後の人生を左右する重要な節目の時期とされてきた。その青年期において、自身に肯定的な未来像を想起することは大変意義あることと考えられる。この節目の時期に自己の未来像を想起し、かつその未来像と対話することで青年の時間的展望を明確にするような臨床的な働きかけはないだろうか。具体的働きかけを検討することにより、青年期におけるキャリア教育の発展に寄与できるのではないかと考えられる。

ところで、自己の内面と対話し気づきを得る方法の一つとして役割往復書簡法がある。役割往復書簡法はロールレタリングとも呼ばれ「自分自らが、自己と他者という両者の視点に立ち、役割交換を重ねながら、双方から交互に相手に手紙で伝える。この往復書簡を重ねることによって、相手の気持ちや立場を思いやるという形で、自らの内心に抱えている矛盾やジレンマに気づかせ、自己の問題解決を図る方法(春口, 1995)」である。ロールレタリングの効果として文章を書くことによる感情の明確化や自己カウンセリングの作用、自己と他者双方からの視点の獲得などが指摘されている(春口, 1995)。手紙を書く対象は両親や友達など身近な他者や小学校の時の自分など過去の自分

への手紙などであり、それは援助者や教師の狙いに応じて設定される。もともとは矯正領域の実践の中から提唱された技法であるが、近年では教育分野での取り組みも進んでいる。そのような役割往復書簡法の有効性は示されてきており、実践報告は蓄積されているものの実証研究は十分ではなく、今後幅広い視点での検討が望まれるところである。

前述したように、基本的に人は誰しも未来を志向する存在であり肯定的な未来像を描くことによって得られる力は絶大である。他方、多くのリスクが待ち構えている現代社会において、とりわけ進路決定を迫られる青年期において、自らの時間的展望を持ち切れず、「今」と未来を切り離して「今」にだけ生きるような精神的その日暮らしをしている人々についても指摘されている(都筑, 2011)。近年の若年者雇用を取り巻く厳しい環境の下で、自らの人生に関して明るい希望に満ちた時間的展望を保持し続けることは容易なことではないだろう。Rowan & O' Hanlon(1999/2005(丸山晋監訳))はつらい過去ではなく、将来の希望に焦点を当てることで人々の気持ちがよくなるのがしばしばあること、「未来が現在を決定づける」という概念もまた妥当な方向付けであることを示唆している。このような指摘からは青年に理想的な未来像を想起させ、そこに焦点を向けさせることで現在の青年の心的状況に肯定的変化を起こすことが期待できると考えられないだろうか。

よって本研究では、肯定的未来展望を想起することによる変化を試行的な実験的アプローチを用いて検討する。具体的には役割往復書簡法を援用し「今の自分」から「何でも上手くいっている希望通りの未来の自分」に手紙を書き、その希望的未来の自分になったつもりで現在の自分への返書を書くという活動を行う。その活動前後に自己評価、他者評価、充実感を測定し、その推移について統計的検討を行う。そのような検討を通して肯定的な未来像を想起することが青年にとってどのような体験になるのか考察することを目的とする。

## 2. 方法

### 1) 対象者

講義時間内に実験的な調査への協力を募り、調査協力が得られた私立大学2年生47名(男子19名、女子28名)を調査対象とした。

2) 手続き

調査は2回に分けて行われた。1回目は調査対象者に講義終了後残ってもらい、事前評価尺度を実施した。その後未来の自分への役割書簡法を実施した。1週間後再度集合してもらい、事後評価尺度を実施した。事前・事後で実施した評価尺度は同一尺度である。手続きの概要はFigure1にまとめた。

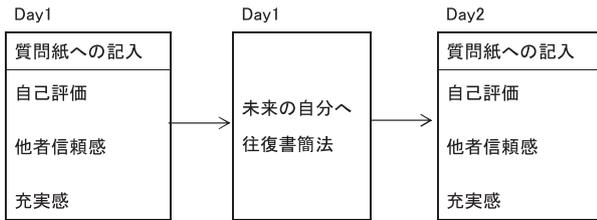


Figure1 調査手続き

3) 未来の自分への役割書簡法の詳細

- 「希望通りの進路に決まり、うまくいっている未来の自分を想像してください。こんな風になれたらいいなという自分を想像してください」と教示した。
- 「うまくいっている自分はどのような様子ですか?」と教示しワークシート1に自由に記入を求めた。
- 「今のあなたから何でも上手くいっている未来のあなたへ手紙を書いてみましょう」と教示しワークシート1に自由に記入を求めた。
- 「あなたは今から数年後の‘希望通りの進路に決まり色々うまくいっているあなた’です。昔のあなたから手紙が来ました。ワークシート1を昔のあなたから来た手紙だと思い読み直してください」と教示し、自分で書いたワークシート1を読み直すように求めた。
- 「それでは昔のあなたに手紙の返事を書いてみましょう」と教示し、ワークシート2に自由に記入を求めた。
- 実験調査終了であることを告げ、調査の感想を自由に記入するよう求めた。

4) 評価尺度

(1) 自己評価尺度

自己全体への感情的評価を測定しているRosenberg(1965)のSelf Esteem Scale10項目を使用し4件法で評定を求めた。尺度の日本語訳は山本ら(1982)及び、星野(1970)を参考に訳語にいくつかに変更を加え、心理学専攻の大学院生2名によりその表現の妥当性について検討されたものを使用した。尺度内容は「私は自分に満足している」「私にはよいところがある」などであった。

(2) 他者信頼感尺度

天貝(1997)の作成した信頼感尺度の「他人への信頼感」因子を参考に「困ったときには誰か助けてくれる」「私には信頼できる人がいると思う」など8項目を作成し、4件法で評定を求めた。尺度内容の妥当性については心理学専攻の大学院生2名により検討したものをを使用した。

(3) 生活充実感尺度

大野(1984)の作成した充実感尺度の「充実感気分—退屈・空虚感」因子の5項目に独自に作成した4項目を加え、計9項目を「充実感尺度」として作成し4件法で評定を求めた。内容は「毎日の生活に楽しいことがある」「私には熱中できるものがある」などであり、内容の妥当性に関しては心理学専攻の大学院生2名により検討した。

5) 分析方法

事前・事後評価尺度を統計処理した。また、未来の自分への役割往復書簡法が学生にとってどのような体験になったか理解するために、活動後の振り返り感想シートを検討した。

3. 結果

すべての統計分析は、統計パッケージSPSS Statistics(Ver.19, IBM社)を用いた。

1) 自己評価の変容

ワーク前後の自己評価の変容を検討するために、自

Table1 ワーク前後の自己評価・他者信頼感・充実感得点の基本統計量

得点	実施前				実施後				t値	
	人数	平均(標準偏差)	最小値・最大値	α	人数	平均(標準偏差)	最小値・最大値	α		
自己評価	47	24.77(4.49)	12・32	.87	47	26.45(5.15)	12・36	.91	-5.043	***
他者信頼感	47	20.87(3.21)	11・24	.84	47	21.32(3.55)	9・24	.87	-2.171	**
充実感	47	20.89(2.76)	14・25	.63	47	21.23(3.06)	13・25	.66	-1.492	n.s.

\*\*\* p<.01

\*\* p<.05

己評価に関して、活動前後(ワーク実施前と実施後)で対応ある*t*検定を行った(Table1). その結果、ワーク前後の自己評価が1%水準で有意に向上していること( $t(46)=-5.04, p<.01$ )が示された(Figure2).

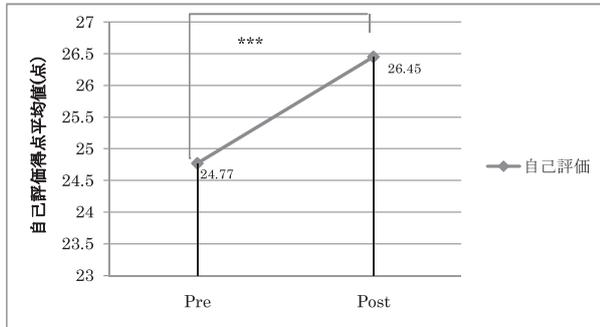


Figure2 活動前後の自己評価得点平均値の推移

## 2) 他者信頼感の変容

ワーク前後の他者信頼感の変容を検討するために、他者信頼感に関して、活動前後(ワーク実施前と実施後)で対応ある*t*検定を行った. その結果、ワーク前後の他者信頼感が5%水準で有意に向上していること( $t(46)=-2.17, p<.05$ )が示された(Figure3).

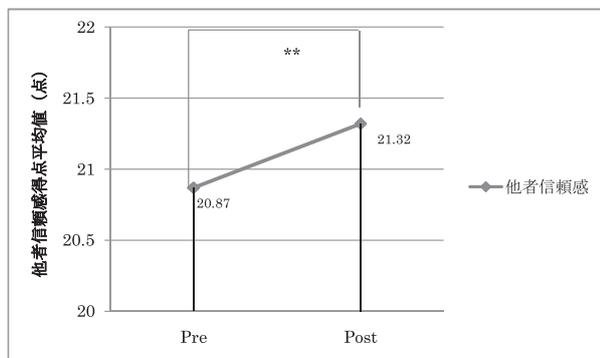


Figure3 活動前後の他者信頼感得点平均値の推移

## 3) 生活充実感の変容

ワーク前後の生活充実感の変容を検討するために、生活充実感に関して、活動前後(ワーク実施前と実施後)で対応ある*t*検定を行った. その結果、有意な変化は見られなかった( $t(46)=-1.49, n.s.$ ).

## 4) 活動に対する感想

未来の自分への役割書簡法の感想について書かれた自由記述を概観すると「自分を客観的に見ることができた」「自分自身を応援したい気持ちになった」「自分

の気持ちを整理することができた」などの記述が多くみられた(Table2).

Table2 未来への自分への往復書簡体験振り返り

内容	度数(人)
今の自分を振り返り、今しなければならないことが分かった	10
自分自身に励まされたように感じた	7
自分を客観的に見る事ができた	6
幸せになりたい、成功したいと思った	5
自分を応援したくなった	4
周りの人や自分自身に感謝した	4
何が幸せかがまだわからなくて難しかった	3
楽しかった	3
余裕をもって自分を見ることができた	2
本当に理想通りになれているのか不安になった	1
特に感想なし	2
計	47

## 4. 考察

### 1) 活動前後における自己評価、他者信頼感の変化に関して

活動前後の得点の推移を検討した結果、自己評価得点および他者信頼感得点において統計的に有意な上昇が認められた. これにより、未来への自分を想定した役割往復書簡法が、大学生の自己評価及び他者信頼感において一定の肯定的効果があることが示された. このような結果が見られた理由の一つとして、筆記の効果が考えられる. 従来からJ.W.Pennebaker(1997/2000(余語真夫監訳))らによって筆記における内省の深まりや自己理解への寄与は指摘されてきた. 記入し、それを振り返るという作業により自己理解が促され、自分を捉えなおすという作業が行われたと考えられる. 他方、本研究の特徴は手紙の相手が「将来何でもうまくいっている未来の自分」であり、自分自身でありながら想像上の未来の自分であった. 役割往復書簡法の効果は設定する対象やテーマによって大きく異なると考えられる. 本研究のように「未来の自分への手紙」の場合、読み手が自分自身でありながら、想像であるという気楽さから、誰からの制約を受けず自ら内面を表現しながら自分を見つめていくことにつながり、ありのままの自分自身を受容することになったのではないかと考えられる. 体験の振り返り(Table2)を見ると、「自分自身に励まされているような気がした」「自分を応援したくなった」という項目が多い. このことから、本活動が自分で自分を励まし応援するという自己カタルシス効果をもたらし、それが自己評価に肯定

的な影響を及ぼしたと考えられる。それに加えて、他者信頼感も有意に上昇している。本活動では、通常の役割復書簡法のように「両親」や「友達」など他者の視点に立つというテーマを設定していない。それにも関わらず他者信頼感が向上したのは、多くの学生が希望的な未来の自分を想像するにあたり、自分一人ではなく家族や友達も含めた未来を想像したのではないかと推測される。体験の振り返り(Table2)の「周りの人や自分自身に感謝した」という項目からも推測されるように、希望的な未来の自分を想像する際に、家族や友達と良好な関係の中にある自分を想像し、そのことにより周囲との関係の中で生活する自己に気づくという過程があったのではないかと考えられる。自分の将来の幸せは自分一人のものではなく、他者との関係も含めた幸せであると気づき、現在の周囲との関係に感謝するに至ったと推測される。

## 2) 肯定的未来を想起し現在を振り返ること

佐瀬(2010)は「やさしく理解してくれた人」に「悩みを相談する」というロールレタリングの効果を検討し、「感情の安定・整理」, 「自己表現」 「気づき・自己発見」 「肯定的思考」 の4因子を見いだしている。本研究での体験の振り返り(Table2)を参照すると、「楽しかった」「余裕を持って自分を見る事が出来た」「自分を客観的に見る事が出来た」など佐瀬(2010)の4因子と共通する振り返りが多く見られた。一方で「今の自分を振り返り、今しなければならなかった」「将来幸せになりたいと思った」「何が幸せか分からず難しかった」などの振り返りが見られたが、これは活動に未来という時間軸を設定した事による体験ではないかと考えられる。

本研究の特徴は、手紙の対象が未来の理想的自己であることである。この活動は、(a)自身の希望的未来を想像して記入する(具体的にイメージする)、(b)希望的未来に手紙を書く、(c)希望的未来になったつもりになる、(d)希望的未来になったつもりで今の自分を振り返るという4側面に分けられる。振り返りの「何が幸せか分からず難しかった」という感想は、上記4側面の(a)段階において困難を感じたものと推測される。日瀧(2007)は青年にとって未来を志向することは心理的負担をとまなうものであり、過去と現在への意識が未来展望を抱くことへの心理的状況に影響を与えることを指摘した。青年期は進路決定を迫られる時期であり、その過程において現実と非現実が分化し、未来に対しては期待とともに不安というアンビバレント

な感情が生じていることが示唆されている。本研究の教示は「希望通りの進路に決まっている自分を想像してください」であったにも関わらず不安が表出されている。これは、青年にとって、未来とは自由である一方で未知であるゆえに恐怖でもあることを示しているのではないだろうか。入試や試験の結果発表の前に顕著に見られるように、予測できない未来は恐怖そのものであり、期待と不安が入り交じるだろう。本研究の教示は「希望的未来の想像」であったにも関わらず、青年にとって未知の未来を想像する事は心理的な負荷を伴う体験であったことが推測される。一方で「幸せになりたいと思った」などの振り返りは、同様に上記(a)段階において、希望的未来を強く心に描いたことによる情緒的肯定的反応と見る事ができよう。

また最も多い振り返りであった「今の自分を振り返り、今しなければならなかった」は未来の自分から今の自分を振り返っての体験と考えられ、上記4側面の(d)段階の感想と考えられる。この過程こそ、守屋(1998)が指摘した「どのような未来を描くかによって現在の自己が規定される」という過程が示された部分であり、B.O' Hanlon(1999/2005(丸山晋監訳))の指摘する「未来が現在を決定づける」過程が端的にうかがわれる部分であると考えられる。自ら描いた未来像であるにも関わらず、描かれた未来像は現実感を帯び、その未来像により現在の自己が規定されるあるいは変化を求められるというプロセスがうかがわれるのではないだろうか。

すなわち、(a)(b)(c)の段階では希望的未来の自己像を想起させ、それを筆記の過程の中でその自己像はより具体的に現実感を帯びさせる。いわば、自己決定の自由を自覚させる過程である。極端に表現すれば、我々は常に今日まで生きてしまったので自由になるのは未来しかない。そのような中で未来は自分で選びとれるという自由さを感じる過程であり、「幸せになりたい」という情緒的な体験も伴われるし、希望的未来を想起するのに十分な創造性が発揮できない場合は困難感を覚えるだろう。一方(d)の段階は、未来から現在の自己を振り返るため、現在と未来のつながりを意識し、未来から現在の自己を振り返る過程である。いわば未来から照射される現在を捉えることであり、未来に規定される現在である。日常とは違う視点から現在の自己を振り返るため、客観的に自己を振り返ることができる一方で自己対峙体験となりうるであろう。

### 3) まとめと今後の課題

本研究は役割往復書簡法を援用した、未来への手紙ワークを通じた青年の自己評価の変容を検討した。その結果、未来への手紙ワークが大学生の自己評価と他者信頼感において肯定的な変化をもたらすことが示された。一方、その変化が役割往復書簡法という技法や筆記によって得られたものであるのか、希望的未来を想像したからこその変化であるのかという検討は不明確と言わざるを得ない。今後実験デザインの検討は必須課題であると考え。また、本研究では試行的に手紙を書くというワークを検討したが、得られた知見を今後、大学におけるキャリア教育に活かすという発想の下により実践的な方法を検討して行く必要があろう。

Received date 2011年6月28日

Accepted date 2011年7月25日

## 5. 引用文献

- 1) Frank, L.K.(1939).Time Perspective.Journal of Social Philosophy, 4, 293-312.
- 2) Lewin, K.(1974).社会科学における場の理論(猪股佐登留, 訳).東京:誠信書房.  
(Lewin, K.(1951).Field Theory and Social Science. New York: Harper.)
- 3) 都筑学.(1984).青年の時間的展望の研究.大垣女子短期大学研究紀要, 19, 大垣女子短期大学, 岐阜, 57-65.
- 4) 白井利明.(1991).青年期から中年期における時間的展望と時間的信念の関連.心理学研究, 62(4), 260-263.
- 5) 都筑学.(1993).大学生における自我同一性と時間的展望.教育心理学研究, 41, 40-48.
- 6) 杉山成.(1994).中学生における一般的統制感と時間的展望の関連性.教育心理学研究, 42(4), 415-420.
- 7) Rothspan, Stalina & Read Stephen J.(1996). Present versus future time perspective and HIV risk among heterosexual college students.Health Psychology, 15(2), 131-134.
- 8) 杉山成.(1996).青年期における一般的統制感と時間的展望:アパシー傾向との関連性.教育心理学研究, 44, 418-424.
- 9) 富安浩樹.(1997).大学生における進路決定自己効力と時間的展望との関連.教育心理学研究, 45, 329-336.
- 10) 柏尾眞津子.(1998).青年期における時間的展望と対人志向性との関連.関西大学大学院「人間科学」, 48, 関西大学大学院, 大阪, 57-70.
- 11) 下島裕美.(2010).時間的展望と健康行動:日本版ジンバルドー時間的展望尺度を用いて.日本教育心理学会総会発表論文集, 52, 632.
- 12) 勝俣瑛史・篠原弘章・村上みどり.(1982).非行少年の時間的展望:少年鑑別所収容少年の場合.熊本大学教育学部紀要人文科学, 31, 熊本大学, 熊本, 267-277.
- 13) 大橋靖史・鈴木明人.(1988).非行少年の時間的展望に関する研究.犯罪心理学研究, 26(特別号).4-5.
- 14) 河野荘子.(1998).非行少年の「語り」の様式からみた時間的展望:バイク窃盗を主訴に来談した高校生の事例を通して.青年心理学研究, 10, 48-58.
- 15) 原田由美子.(2002).大学生の将来目標を対象とした解決思考アプローチによる認知変容に関する実験的研究.ブリーフサイコセラピー, 11, 68-76.
- 16) 白井利明.(1994).時間的展望体験尺度の作成に関する研究.心理学研究, 65(1), 54-60.
- 17) 守屋國光.(1998).未来分析.京都:ナカニシヤ出版.
- 18) 春口徳雄(2005).ロールレタリングの理論と実際—役割交換書簡法 チーム医療
- 19) 都筑学.(2011).時間的展望の発達, 日本発達心理学会編, 子安増生・白井利明責任編集, 時間と自己.東京:新曜社.
- 20) ティム・ローワン・ビル・オハンロン(丸山晋監訳・深谷裕訳)(2005).精神障害への解決思考アプローチ-ストレングスを引き出すリハビリテーション・メソッド-東京:金剛出版(Tim Rowan, Bill O' Hanlon(1999): Solution-Oriented Therapy for Chronic and Severe Mental Illness, New Jersey:John Wiley&Sons, Inc.)
- 21) Rosenberg, M. (1965). Society and the adolescent self-image.Princeton: Princeton University Press.
- 22) 山本真理子・松井豊・山成由紀子.(1982).認知された自己の諸側面の構造.教育心理学研究, 30, 64-68.
- 23) 星野命.(1970).感情の心理と教育(2).児童心理, 24, 1445-1477.
- 24) 天貝由美子(1997):Self-esteemを規定する要因としての信頼感.カウンセリング研究, 30, 103-111.

- 25) 大野 久.(1984).現代青年の充実感に関する一研究:現代青年の心情モデルについての検討.教育心理学研究, 32, 100-109.
- 26) J. W. ペネベーカー(余語真夫監訳)(2000)オープニングアッパー秘密の告白と心身の健康一, 京都:北大路書房 Pennebaker, J.W.(1997).Opening up:The healing power of expressing emotions. New York:The Guilford Press.
- 27) 佐瀬竜一.(2010).大学生への認知的技法としてのロールレタリング導入の試みー予備的検討一, 駒澤大学心理臨床研究, 9, 16-23.
- 28) 日潟淳子・斉藤誠一.(2007).青年期における時間的展望と出来事想起および精神的健康との関連.発達心理学研究, 18(2), 109-119.



[原著論文：査読付]

## 中国法における会計責任と監査責任に関する一考察

徐 陽\*

### A study on accountability and audit responsibilities in China

Yang XU\*

#### Abstract

This paper, by separating responsibility for accountability and inspection financial statements with false or misrepresentation or defective, it is possible to clarify the responsibilities of the financial statements of entities. Furthermore, it is possible to rationally distribute their liability to be borne.

**KEY WORDS :** accountability, inspection responsibility, financial statements

#### はじめに

本稿では、会計責任と監査責任の区分をなすことにより、虚偽、不実、または瑕疵の財務諸表での異なる責任主体を明確化することが可能となり、さらに、各自の負担すべき法的責任を合理的に分配することができると思う。

しかし、このような考え方は会計学界では暗黙裡に当然化されているが、法的にはこの区分は曖昧な状態にある。すなわち、中国において、多くの虚偽の財務諸表という事件の中で、従来の司法実践は会計責任と監査責任を区分することなく、また早期に問題を解決するため、この区分を軽視または回避してきた。これがひいては監査責任をもって、会計責任を代替することすらあったため、会計学界に大きな不満を招来した。

会計に関する法的責任の問題に関し、会計責任と監査責任の両者は意味を異にするものの密接な関係が存在するため、その境界を区分することが困難である。そのため、会計学界と法律学界との間に大きな乖離が存在している。また、実務界においても、職務責任の不明確化による紛争が生じやすいが、その原因は主にこれらの会計責任と監査責任の境界の区分の不明確化

によると考えられる。

#### 第1章 会計における責任主体に関する考察

会計責任と監査責任に関する考察の前提として、まず会計上の判断の根拠をくだし、処理を行う主体が何であるかを追及し、そして会計における定義、目的の変遷について論じていきたい。

##### 1. 会計における責任主体の概念

会計における責任主体を模索するにあたって、まず会計理論上に占める会計主体の意義を明らかにしなければならない。高松教授は「会計主体は、会計の根本的な立脚点を示すものであるから、企業の利潤、資産、持分などの諸概念の理解のしかたに影響を及ぼす。したがって、会計理論においては特定の主体概念をとる限り、その立場からすべての会計的判断がなされ、統一的な理論体系が形成されなければならない<sup>1)</sup>」と主張されている。つまり、会計主体は会計理論のよって立つ原点であるとともに会計実践上の出発点となるものでもある。また、新井清光教授も会計主体は、会計理論ならびに会計実践の基礎概念としてその指導原理になると指摘されている<sup>2)</sup>。しかし、会計主体概念そ

\*九州共立大学経済学部

\*Kyushu Kyoritsu University

のもの認識<sup>3)</sup>の相違によって会計主体の具体的内容は異なったものとなる。中国においては会計主体概念に類似する概念として「会計単位」という概念がある。すなわち企業それ自身に会計測定の対象となるものである。

## 2. 会計の実践的・帰納的定義

会計の定義として、長い間、「アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants, AICPA)」の用語検討委員会が1941年に公表した「会計用語公報(Accounting Terminology Bulletin) 第1号の定義が引用されてきた。そこでは、会計を次のように定義している。「会計とは、少なくとも部分的に財務的性格をもっている取引および事象について、有用な方法で、貨幣額を用いて、記録・分類・要約するとともに、それらの結果を解釈する技術である<sup>4)</sup>。」

会計の定義には、会計情報を作成する側からの定義と、会計情報を利用する側からの定義がある。上記の定義は前者、すなわち会計を「取引の記録・分類・要約」という複式簿記の計算構造のもとに「解釈」を行うという、計算技術的側面から規定し、会計即簿記という会計本質観に立脚した定義であるといえる。また、この定義は、現実の企業の経営活動において生起する「取引および事象」という「事実」的側面から、会計担当者の判断によって会計報告書が作成され、その結果を利害関係者に報告するという、広義の経験主義に立脚するものであり、いわば「帰納法的視点」から導出された定義であるといえる。

次いで、AICPAの1965年の「会計原則叢書第7号」に掲げる定義では、「会計とは、実体の管理と運営のため、ならびに受託責任およびその他の責任の遂行上提供すべき報告書の作成のために必要な、財務的な性格を少なくとも部分的にもっている取引および事象についての信頼しうる有意義な情報を組織的に把握し、記録し、分類し、処理し、要約し、解釈し、伝達することに関する知識体系および機能をいう<sup>5)</sup>。」とし、会計を単に計算技術的思考のみでなく、会計管理的思考を包含するものへと移行している。そして、会計は実体の管理・運営と責任の遂行という2つの目的のために提供される会計報告を本質的な機能とし、このような情報処理の技術的な知識体系を会計の本質とみなしている。したがって、この定義の場合も、前期の1941年の定義と同様、「会計は技術なり」という思考が根底にあるといえる。

さらに、1969年のAICPAの「CPAの職業上の実務の手引き」では、「会計とは、あらゆる組織体の経営活動を効果的に管理し、評価するのに欠くことのできない財務およびその他の情報を提供する学問である」としている。ここでは、会計の目的を「経営活動を効果的に管理し、評価する」こととし、そのための欠くことのできない情報として、財務情報のみならず、「その他の情報」をも会計の対象領域としている。そして、会計は「学問である」とし、管理と評価のための情報の提供を会計の機能としている。

しかし、以上の会計の定義の欠点として、帰納の過程において厳密な論理が使用されず、ある種の常識に陥らざるをえないという論理性の欠如が指摘される。しかも、このような論理性の問題のみならず、会計領域そのものが、時代の実践的要請に基づき、次第に拡大発展し、会計のもっとも広い定義が必要となってくる。

## 3. 理論的・演繹的定義への変遷

1960年代半ばから70年代初頭にかけては、まさに世のあらゆる事象に対する「パラダイム(paradigm, 思考の枠組) 転換の時期」であったといえる。

会計を含む社会諸学においても、1960年代半ば以降、高度産業社会または知識情報社会を背景として、新しい視点からの研究へと発展した。隣接科学と密接に関連する学際的接近法(interdisciplinary approach)と情報器具としてのコンピュータの科学的使用の必要性を不可欠とし、従前の概念とは程遠い学問領域へと移行し、総合的な発展傾向へと接合し、一般化への道を歩みつつある。

このような時代的背景のもとに、会計研究においても、1966年に「アメリカ会計学会・基礎的会計理論委員会報告書」(American Accounting Association Committee on Basic Accounting Theory)が「基礎的会計理論」(A Statement of Basic Accounting Theory, 通常ASOBATと略す)の第5章「会計理論の拡張」のなかで、会計の概念上の基礎(Conceptual Bases of Accounting)として、次の5つをあげ、会計の本質的特徴としている。

①会計は本質的には1つの情報組織である<sup>6)</sup>。②会計は量的に表現された意思決定のための情報を提供する一般情報組織である<sup>7)</sup>。③会計は情報を効果的に送達または伝達することに関連をもつ<sup>8)</sup>。④会計は各種の活動に適用しうる測定プロセスである<sup>9)</sup>。⑤会計は測定理論の概念に取り囲まれた複合体のなかの数量化

された応用分野である<sup>10)</sup>。

これを端的に言えば、会計の本質は「意思決定のための測定・伝達」ということになる。

続いて、AICPAにおける「会計原則審議会報告書第4号」(1970)<sup>11)</sup>は、会計を次のように規定している。

会計はサービス活動である。その機能は、主として財務的性質をもって経済主体に関する定量的情報のなかから、経済的意思決定—いくつかの代替的行動方法のなかから合理的選択をおこなうこと—にあたって役立つと思われるものを提供することである。

以上のASOBATとAICPAの定義は、会計情報の作成者の立場からというよりは、会計情報の利用者の立場に重点をおいた定義であるといえる。すなわち、会計情報の利用者側に立って会計報告書が作成され、利用者の要請に応えるという利用者指向型の定義であるといえる。そのため、ここでは会計の対象を簿記的事実から脱皮して、多量の経済的情報を対象とし、情報の利用者に役立つ会計情報の測定と伝達に主眼をおいている。

しかも、ASOBAT<sup>12)</sup>が会計を本質的に「情報システム」の一つと規定していることからわかるように、これらの定義は「規範的アプローチ」であり、先のAICPA(1941)の「帰納法に基づく技術的定義」から、会計上の特殊な事実を解明しようとする「演繹法的展開に基づく科学的定義」へ、すなわち、帰納法的・実践的定義から演繹的・理論的定義へと方法的転換が明白である。

#### 4. 会計責任説と意思決定説

以上、会計の定義を歴史の変遷を辿りながら、主としてAICPA(1941)に代表される帰納的定義と、ASOBAT(1966)に代表される演繹的定義に大別して述べた。この両者の定義の特質を要約すると、次の表ようになる<sup>13)</sup>。

①会計責任説(AICPA)の立場	②意思決定説(ASOBAT)の立場
現実からの抽象という意味で、 実践的・具体的・現実的・歴史的	頭脳による概念の昇華という意味で、 理論的・観念的・規範的アプローチ
会計の内部課程(記録・分類・要約・解釈) という事実の側面を力説	会計の外部課程(経済的意思決定)という知 る権利を表象する当為
事実(記述的・帰納的=過程)を中心とする 会計	当為(規範的・演繹的=目標)を中心とする 会計
アート(技術・実践)	サイエンス(科学・理論)
過去の業績評価会計	将来の意思決定会計
制度会計	情報会計
原価評価論	多元評価論

この2つの立場のうち、「会計は意思決定に有用な情報を提供するシステムである」とする意思決定説が主流をなっているが、井尻雄士教授は、「会計はあくまでも会計責任である」とする会計責任説を強調し、「あいまいでない測定値が会計責任の必須条件とみなされる」、「会計責任を利害関係者の操作しにくい経済的業績測定」とする見方を主張して、次のように意思決定説を批判している<sup>14)</sup>。

意思決定説は会計の領域を意思決定者と会計人という2当事者(2元関係)で把握しているのに対して、会計責任説は、会計責任の履行者(accouter)、会計責任の受益者(accounted)ならびに会計責任の報告者としての会計人(accountant)の3当事者(3元関係)として捉えている。

その場合に、会計責任の履行者と受益者との関係は、法律、規則、契約、社規、習慣、道義的責任観念などにに基づく結果について、受益者に対して責任を持たなければならない。そのため、通常、会計責任の履行者は、その行為と結果について記録し、それを要約して受益者に報告することにより、行為と結果を釈明する(account for)ことが要求される。これが本来の意味での会計責任(accountability)である。ここで、「釈明する」とは、その結果がどのような原因で生じてきたかを説明することをいう。

これに対し、会計人は、第三者としてこの会計責任関係に介入し、履行者と受益者との間の会計責任の発生から消滅までスムーズに進行するように努める。すなわち、会計人は会計責任の履行者がその行為の結果を釈明するのに必要なデータを準備し、受益者に会計情報の提供をすることを任務とする<sup>15)</sup>。

上記の会計責任説では、履行者と受益者との仲介人として行動するものと把握し、財務諸表そのものより財務諸表の背後にある会計システムに重点を置いてある。業績の測定によって利害が左右されることを知っている人々が測定値を自分の都合のよいように動かそうと争う余地のない高度な測定の必要性を強調する。

以上のように、会計が経済主体の経済活動についての経済的業績の測定と伝達から出発し、責任の解除によって完了することは会計の発生以来不変であり、この会計責任をいかに果たすかの必要から会計システムが発見され、また、会計責任のあり方の推進こそが会計システムの発展の歴史でもある。すなわち、経済主体が自らした行為の過程とその結果を利害関係者に釈明するという会計責任の問題こそ、会計のもつ最重要課題である。

## 第2章 会計責任と監査責任との混在の原因分析

会計責任と監査責任は混同されているが、その要因は多種多様である。本稿では、主に会計と監査の業務、客観的な環境、職員の素質、および会計責任と監査責任の区分基準の認識などの側面から、会計責任と監査責任が混同されている要因を分析する。それと同時に関連する法律の部分規定に関して更なる考察を行い、不正会計がどのような法的責任を負担すべきかについて、分析を行う。

### 1. 会計と監査の機能的要素

#### (1) 会計責任と監査責任の目的上の関連性

会計責任と監査責任は、ともに会計情報を業務の対象としている。企業会計とは、上記した如く、その情報を提供された者が合理的な意思決定を行うことができるように、企業の経済活動およびこれに関連する諸事象を、一定のルール（会計特有の方法）に従って測定し、その測定値の結果を情報として、当該企業の利害関係者に伝達することによって、受託責任を明らかにする行為である<sup>16)</sup>。

一方、会計監査とは、会計記録ないしその結果の会計報告書および会計組織・会計行為について、それに関与しない第三者がその正否または適否を検討し、その結果を監査要請者に報告する一連の行為である。財貨または用役の保管ないし運用を依頼された者がその責任（Accountability）を解除してもらうために行う説明（Account for）としての会計報告に関連して、その信頼性を確保し、依頼者であるこれらの提供者の損害の防止ないし保護を図ることを目的とする。したがってこのような関係のもとに生じた、古くからある諸々の監査がこの会計監査に属す<sup>17)</sup>。財務諸表を利用する利害関係者のために、独立の立場にある第三者が、自ら入手した証拠に基づいて検査・評価した結果を意見として表明することにより、当該財務諸表の信頼性を保証する業務である。

会計監査には、財務会計に関連する外部監査（財務諸表監査）と、主として管理会計に包含される内部監査とがある。前者は、第三者としての公認会計士による監査で、一部企業は法によって強制されているものである。後者は、取締役会が管理上の必要から内部統制の一環として各部門の業務執行状況を監査するものであって、任意的に行われるものである。

いずれも、会計と監査の両者の基本的な目標は、利用する利害関係者の意思決定に役立つ会計情報を提供することにある。このように両者は緊密な相互関連性

があるため、利害関係者が会計情報に不服の場合、会計責任なのか、監査責任なのかを区分・判断するのが困難となる。

#### (2) 業務上の高度な依赖性

会計にしる、監査にしる、その業務が順調に展開するためには、互いの情報を利用する必要がある。ところが、相手の情報を利用してもたらした会計情報の虚偽問題が、情報利用者の責任なのか、または情報提供者の責任なのかという苦境に一般大衆は直面する。

#### (3) 理論と現実の統一及び、監査目標の実現の困難性

公認会計士の監査は、その独立性が核心をなす。形式的にも実質的にも、独立を保たなければならない。しかし、会計士事務所の収入源は被監査企業からもたらされるため、その業務はしばしば顧客の影響を受ける。その結果として、いざ問題が生起すると、被害者としての会計情報利用者は両者の責任の区分ができず、誰に対して訴訟を提起すべきか混乱してしまう。

## 2. 会計と監査の社会環境と経済的要因

### (1) 公認会計士の業務執行環境

監査の業務執行においては、監査市場の不平等な競争、監査収入の低水準、行政関与など、多くの要素の制約を受ける。それと同時に、中国においては地域の独占および各地方政府・部・省（日本の都道府県に相当する）の独占の現象が依然として存在している。そのため、監査業務の展開において、監査機関と顧客との間が、しばしば所属地域または所属する政府部省からの行政意志の干渉を受けることなどから、会計責任と監査責任の区分が曖昧になっている。現行の関連する法規は、責任範囲に対する規定が整合性・具体性に欠けているため、監査責任と会計責任の区分に対する判断を一層難しくさせている。

### (2) 利用者の会計情報開示に対する認識

現在の資本市場が不完全なため、企業・投資家ともに会計情報開示の重要性に対する十分な認識が欠けている。資本市場規制のため、国家の監督管理部門（国家機関）は、会計情報開示の規範、関連企業と一般投資家の権利を保証するため、多くの対策を講じてきたが、これらはあくまでも外部からの圧力によるものであった。したがって、多くの投資家の要請による会計情報の開示の必要性を認識し、民間監査機関と被監査企業に対して要請し、一般投資家の有力な監督体制を形成することが重要であると考えられる。これにより、会計責任と監査責任との混在の割合を減少させることができる。

### 3. 監査方法の限界性と職員の素質問題

#### (1) 監査方法と現実の要請

公認会計士監査は、通常、被監査企業の内部統制制度を基礎とするサンプル監査の方法をもって行われている。サンプル監査それ自体は固有の限界を有し、監査費用を考慮すると、すべての不正行為の事項を抽出しうる保証はない。

サンプル監査に限界が有すること、会計情報の作成者の責任重大性が、財務諸表のなかに同時に存在するにもかかわらず、会計情報の不実から生じた問題あるいはもたらした損害に対して、中国の財務諸表の利害関係者は、監査責任だけを追及し、会計責任を追及しようとしなない。これにより、利害関係者は監査に対する期待が過剰となった問題が存在する。

#### (2) 監査職員と会計職員の業務能力のアップ

現代の中国においては、監査と会計の職員自身の知識レベル構造に不均衡があり、業務遂行能力の不足という問題が存在する。そのため、会計職員が提供した会計報告の品質に影響をもたらす、一方では、監査職員は監査時にその中に内在する不実の問題を発見できない可能性がある。したがって、いったん会計情報の不実が出てきたら、どちらの責任に属するのか判断するのが困難となる。

### 4. 法律学界と会計学界の監査責任の限界性に対する基準の共通認識の欠如

会計学界は、監査職員が厳格に監査基準さえ遵守し、職務にあるべき慎重性を保持し、さらに適切な監査手続きと監査方法を実施さえすれば、会計における重大な間違いを指摘することができるはずだと考えている。しかし、監査における固有の限界性があるため、すべての不実事項を指摘することは保証できない。したがって、未発見の誤った報告事項に対して、すべての責任を負うことはできない。その責任の要請ができるか否かについては、監査職員自身の過失と関わりがあるか否かが重要となる。もし監査職員の過失によって、会計報告書の中の重大な誤りを発見、または指摘ができなかった場合、それによって委託企業または第三者に経済損失をもたらしたのであれば、公認会計士はそれに応じて法律上の責任を負担しなければならない。

法律学界と一般大衆は、公認会計士の監査報告意見書と被監査企業の実際の状況とが一致しなければ、公認会計士は法的責任を負担しなければならないと考えている。しかも実際、裁判所は公認会計士に対する訴訟を受理する際、所謂「弱小団体」を保護する傾向に

あり、損失の均衡を強調し、「深口袋」という理論（過失がどちらにあるのかを問わずに、被害を受けた側は、保証提供能力があるもう一方側に訴訟を提起することができるという理論）を用いて判断を行う。裁判所のこのような判断は、会計事務所と公認会計士に対して「不合理なリスクから抜け出せない」との当惑をさせることになる。

## 第3章 会計法上の責任の形式

中国会計法第6章において規定している法規上の責任は、行政責任と刑事責任の二つである。中国における会計上の三大事件の一つである紅光実業事件に関わる処罰一覧表<sup>18)</sup>を通してわかるように、法的に負担する責任は中国証券監督管理委員会（CHINA SECURITIES REGULATORY COMMISSIONである。）<sup>19)</sup>に規定されている行政責任のみであったことがわかる。以下中国における法律上の三つの形態について考察していく。

### 1. 行政責任

行政責任は、中国における会計法律上の責任の主たるものである。これには、行政処分と行政処罰がある。行政処分は、国家の職員が行政法規を違反するときに負うべき一種の行政法的責任であり、行政処罰は特定の行政主体（例えば財政省に相当する機関である財政部）が一般の行政管理職権に基づき、行政法上の強制的な義務、または行政管理秩序のかく乱をするものに対して課した一種の行政制裁措置である。会計法の領域において、行政処罰は警告、罰金、会計専門職員の資格を取り消すなどの処罰である。

中国における会計法の発展過程から見ると、行政責任という形態は、行政処分を中心とする段階から行政処罰を中心とする方向への転換を経てきた。1985年、1993年の二回にわたって、会計法の改正が行われたが、この二回の会計法に規定する行政責任は、主に行政処分であり、行政処罰は企業の会計資料を利用して脱税、利益をごまかすなどの違法行為のみに適用していた。このような行政処分を中心とする処罰制度は、当時の国有企業が経済の主導的な地位を占め、会計職員は国家を代表し、会計監督を行うものと見なされる状況にふさわしかったが、大量の私有または混合所有者の性質が会計主体の出現にともなって、行政処罰は次第に行政責任の主要な手段となっていた。

## 2. 刑事責任

一般的に、刑事責任は最も抑止力を有する制裁形態である。公共の安全または社会秩序の犯罪行為に重大な危害を及ぼすときのみ適用され、中国における会計情報の不実の程度は、「公害」と言える域にある。したがって、刑事責任を強化することは、規範でない会計行為を管理するための、一つの重要な措置となる。

1995年の全国人民代表大会常務委員会が、「会社法違反に関する懲罰の決定」を公布し、「虚偽財務報告を提供する罪」という罪名を追加した。これは、中国で初めて純粋な会計違法行為を刑法に取り入れたことを表している。

1997年10月1日、新しい刑法を施行し、「企業・会社管理に対する秩序妨害罪」および「金融管理に対する秩序違反罪」という章節の中において、会計違法行為に関する罪名をさらに増やした。例えば、虚偽の出資、虚偽の登録、証券発行においての虚偽の情報開示、清算過程においての虚偽の会計記録、および銀行などの金融機関の簿外経営の行為などについて追加した。1999年12月、会計法の改正に合わせるため、刑法の中において「隠蔽、故意な会計資料の破棄罪」を追加し、その範囲は財務報告、会計証憑、会計帳簿の偽造、破損などの行為を含めた。このように、すべての会計プロセスが、刑法の監視のもとに置かれ、整備された会計法律上の責任制度の基本を作り上げた。

## 3. 民事責任

会計責任の中の民事責任については、国外、特に英米法の中で非常に注目されたものである。中国は、1996年の最高人民法院による、四川省徳陽市の会計士事務所による不実な資産査定監査報告の法的責任問題に対して、意見を表明するまでは、民事責任または経済損害賠償責任は、中国の会計法律上の責任形式体系においての地位は確立していなかった。これは中国の伝統上、会計法を単純に国家経済管理法の一部であるという考え方と関連している。

社会主義市場経済の発展に伴い、平等な主体間での会計関係をますます重視する傾向にある。例えば、企業と株主または一般大衆、債権者との間に形成した財務情報開示の関係や、企業が会計専門家に記帳代理を委託することで形成した契約関係などである。現代経済生活の中において会計情報の重要度が大きいため、会計情報を提供する一方、それを濫用され、会計法規の違反行為などは、相手に巨大な経済損失をもたらす可能性がある。これに対し、損害賠償責任を追求する

ことは、理に合う適切なことである。

しかし、市場経済発展と同時に、法理論および司法の実践の両側面において、法的な補完が未整備のため、会計における民事責任も日増しに論争が広がっていった。投資家が紅光実業会社の虚偽財務報告書を訴える事件が失敗したのが最も良い例として挙げられよう。1998年から提訴が始まり、裁判所に受理されないまま、ようやく2年後に受理され、2002年に裁判所の和解の下で、多数の投資家のうち、11名の投資家だけが訴訟金額の90%である22万円の損害賠償金を得たにすぎない。

## 第4章 公認会計士の監査責任の明確な認識

公認会計士の監査責任を明確に認識するためには、監査業務の独立性が必要となり、また公認会計士の監査責任と被監査企業の会計責任の厳格な区分をしなければならない。また、公認会計士の職業倫理基準の要求とも区分しなければならない。

### 1. 監査責任の認定の前提

公認会計士が監査業務においての監査責任を認識するため、以下のようないくつかの前提に基づく必要がある。

(1) 公認会計士の監査責任と、被監査企業の会計責任とを厳格に区分することである。その根拠としては、中国公認会計士監査基準の規定に基づき、被監査企業の会計責任は、健全な内部統制制度の確立をなし、資産の安全と完全を保護することによって、会計資料の真実性、適法性と完全性を確保することである。公認会計士の監査責任は、監査基準の要請に基づき、監査報告を提出し、監査報告の真実性、適法性を保証することである。

監査業務において、被監査企業と公認会計士とは、それぞれ会計責任と監査責任を負担している。これは、二つの異なる責任である。前者の目的は、財務諸表の作成、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュフローの公正性を確保するため、主に正確に会計方針と会計方法を選択する責任を負担していることである。後者の目的は、被監査企業の選択が適切であるか否かを評価し、さらにそれに基づき、財務諸表の適法性、公正性と継続性を評価し、主な財務諸表に対する評価・監査の責任を負担することである。この2つの責任は相互に代替、軽減または免除することはできない。

(2) 合理的に監査責任の程度と範囲を設定することである。中国の監査基準に基づき、監査の目標は、公

認会計士の業務執行を通して、被監査企業の財務諸表の適法性、公正性および会計処理方法の継続性に対して意見を表明することによって、財務諸表の利用者に正確な判断と意思決定ができるようにすることである。しかし、公認会計士が被監査企業の財務諸表の信頼度に対して、100%の保証と与えることはできない。さらに、公認会計士も被監査企業の将来の発展および経営の効果・効率に対して担保または承諾を付与することはできない。

現代の監査は、被監査企業における内部統制の健全性の基盤のうえに造り上げられたサンプル監査である。監査業務の過程、監査結論の訂正および表現においても多くの複雑な要素の影響と制約を受けており、客観的に一定のリスクが存在する。したがって監査基準は、公認会計士に対して、合理的な確信をもって十分に監査リスクを考慮し、適切な監査手続きを実施し、財務諸表の重大な真実性を欠くこと、不正行為を招く可能性があることを発見することを要請している。

## 2. 監査責任の実質的意義

監査責任の実際の意味は、以下の二つの側面から理解することができる。

(1) 公認会計士の監査委託人に対する合理的に予見できる第三者の監査責任は、主にその提出した監査報告に合わせたものである。

監査基準の側面のみから言えば、公認会計士の監査責任は、主に監査業務を執行し、監査報告を提出することに対応して負担すべき責任を指す。公認会計士は、業務執行の過程においては、監査基準の要請に従い、必要な監査手続きと監査方法を実施し、十分な監査証拠を収集する必要がある。これによって、被監査企業の財務諸表が企業会計基準と企業会計制度の規定に適合しているかどうかを判断し、重大事項において被監査企業が財政状態、経営成績およびキャッシュフローの公正性を確保しているかどうかを判断しなければならない。

公認会計士が、被監査企業の誤り、不正行為および法規違反などの行為に対して、監査責任を負担すべきかどうかは、公認会計士業界と財務報告利用者との「期待の距離（ギャップ）」が焦点となっていく。實際上、公認会計士は財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性がある上述の行為に対する監査責任を負担するに当たっては、負担責任の上限は監査基準の規定される範囲であるべきである。換言すれば、公認会計士は、十分に監査リスクを考慮し、適切な監査手続きを実施し

た上で、財務諸表に重大で不実な誤り、不正行為を招く可能性があることを合理的に摘出するだけであり、財務諸表の保証人ではない。

(2) 公認会計士が行う監査は、一種の専門性を有する業務であり、これは監査委託者との間の契約関係、すなわち監査業務契約の委託に基づき履行されるものである。したがって公認会計士は、約定した事項を履行し、その責任を負担することになる。

公認会計士の契約履行責任は、上述の監査報告に対する責任以外に、実際に約定義務を履行する責任も含まれる。例えば、期日通りに監査業務を遂行すること、適時に監査報告書を提出することなどの責任が挙げられる。

監査委託者は契約関係の片割れとして、同様に契約履行責任を担うべきである。例えば、適時に監査費用としての報酬を支払う責任などである。

### (3) 不正行為と錯誤に関して

財務報告の誤りは、不正行為または錯誤により生じる可能性が高い。不正行為と錯誤の区別は、財務報告に誤りを引起す行為が、故意か非故意かの違いによる。

不正行為は、監査企業の経営層、管理層、従業員または第三者が、詐欺の手段を用いて、不当または違法利得を得るための故意の行為を指す<sup>20)</sup>。また、不正行為は一つの広い法律概念であるが、中国公認会計士准则は、公認会計士が不正行為の発生に起因したか否かに対して法律意義上の判断を要求するのではなく、財務諸表に重大な誤りを引起す不正行為だけに注意を払うことが要求されている<sup>21)</sup>。

錯誤は、非故意の行為により誤って財務諸表の報告により引起すことを指す。これには、主として以下の内容を含む。①財務諸表の作成のためにデータの収集と会計処理をするときの誤り、②不注意および事実に対する誤解のため、不適当な計算見積を作成したときの錯誤、③確認・測定・分類または開示に関連する会計方針を運用するときの錯誤、である<sup>22)</sup>。

公認会計士の財務諸表の監査において、財務諸表の重大な錯誤および不正行為を引き起す可能性がある事項を発見し、報告すべき監査責任を明確にするため、「中国公認会計士監査准则1141号—財務諸表監査における不正行為の考慮」を公布・実施した。そのうち、当該事項に関する項目を説明すると、以下のとおりである。

第1、有効的な対策をとって不正行為と錯誤を防止することは、監査企業の管理部門の責任である。これは、健全な内部統制の設定、資産の安全と完全を保護

することによって、会計資料の真実性、適法性と完全性を確保することにある。

第2、不正行為と錯誤を防止することは、公認会計士の責任ではないが、しかし、財務諸表の監査目標は、財務諸表に対して監査意見を表明することであり、そのため公認会計士は、財務諸表に重大な影響を与える可能性がある不正行為と錯誤の不存在、または存在していても、適切な表示または調整済みであることを、合理的に保証することにある。

これは、公認会計士は監査基準の要求に従い、被監査企業の財務諸表に存在可能な不正行為と錯誤に関心を持ち、ベストを尽くして見つける責任を有する。疑わしい形跡を発見したときに、必要な監査手続きを実施する責任がある。

第3、監査業務自身の制限性（例えば、サンプル検査法の採用は、サンプルリスクの存在を免れない）があるため、監査効率とコストの制約を受けて、また、被監査企業の内部統制の制限の影響を受けて、公認会計士が完全に監査基準の要請を遵守し、監査を行ったとしても、すべての錯誤と不正行為を摘出することを保証することができず、合理的な確信の程度までしか摘発できない。合理的な確信とは、公認会計士が財務諸表の正確性に責任を負わないことである。公認会計士は、財務諸表の正確性の保証人と保険者ではない。それは、被監査企業の管理部門の監査責任である。

第4、公認会計士は、監査過程において錯誤または不正行為が存在可能な形跡を発見したとき、その重要性に対して評価をすべきであり、同時に監査手続きを改めるか、または手続きの追加を行うかを判定する。もし、錯誤または不正行為という現象が確実に存在することを証明すれば、公認会計士は、それが財務諸表に対する影響を明確にしなければならない。同時に、被監査企業の適切な処理を行うことを要求すること、すなわち不正行為の影響が財務諸表などに適切な反映を行い、または錯誤の訂正を行ったことを要求する。

最高管理者が不正行為に関わる疑いがあるときに、公認会計士は適当な対策をとることを考慮すべきである。必要なときは弁護士の意見を求め、または業務契約を解除するべきである。もし、被監査企業が発見された重大な錯誤と不正行為に対し、調整または適切な開示を拒むとき、公認会計士は保留意見または否定意見の監査報告書で表明すべきである。もし発見された錯誤と不正行為が、財務諸表に対する影響程度を確定できないとき、公認会計士は財務諸表に対して、保留意見または意見表示の拒絶を示すべきである。

監査責任と会計責任は、公認会計士と被監査企業とがそれぞれ負担すべき責任であり、監査責任は被監査企業の会計責任を代替、軽減または免除することができない。被監査企業は、その会計責任を明確にすべきであり、公認会計士は、適切にその監査責任を履行するならば、法律上の責任の負担を免除することができる。

## 第5章 監査における法的責任

### 1. 契約違反、過失と詐欺の認定および対応する責任

公認会計士の法律上の責任は、公認会計士が自己の過失または故意による行為が、顧客または関連する第三者に対し、損失を被らせた責任を負担しなければならないことを指す。法律上の責任は、公認会計士が職務の責任を尽くさず、直接に引起すであろう結果に対しての責任であり、社会が公認会計士に職務の責任を強制的に履行させる一つ的手段である。監査職員の法律上の責任を明確にするのは、主体の違法行為、損害事実の対象および内在する因果関係などの要件を備えなければならない。かつ、明確な法律根拠も必要である。

監査職員が訴訟される対象となる原因は、被監査企業側の責任の可能性もあり、監査職員の責任の可能性もあり、両者とも責任があることもあり得る。また、一般投資家が監査責任を誤認することにより、もたらされる可能性もある。しかし、監査職員は自己の原因により被監査企業または第三者に損失を被らせたことに対して、法的責任を負担しなければならない。具体的に言えば、公認会計士は契約違反、過失と詐欺およびそれにより監査失敗になったとき、公認会計士はそれに対応する法律上の監査責任を負う可能性がある。

#### (1) 契約違反

契約違反とは、公認会計士が顧客と提携する契約条件の要求に達していないことを指す。それは以下の三つを含む。①委託業務が完成していない、②委託業務が適時に品質どおりに完成していない、③事前に言明した保守要請を遵守していない、場合である。

公認会計士の契約違反の原因の一つに、業務遂行の能力を具備していない可能性も考えられる。不注意または故意の可能性もある。もちろん、契約違反が他人に損失をもたらしたときに、公認会計士は契約違反の責任を負担しなければならない。

#### (2) 過失

過失とは、一定の条件の下で、公認会計士の業務執行中に職務上の慎重さが欠けていたため、失敗をもた

らすことを指す。公認会計士の過失を評価する基準は、その他の公認会計士が同様な条件において遂行することができる慎重性を基準とする。過失が他人に損害をもたらしたとき、公認会計士は過失責任を負う。過失は、程度の差によって、下記の過失と重過失に分かれる。

(a) 過失は、一般過失とも言う。職務上のあるべき合理的な慎重性を保持していないことを指す。しかし、公認会計士にとっては、不注意または監査基準のすべての要求を遵守していないことにより、監査失敗を招くことを指す。

(b) 重過失は、基本的な職務慎重性を保持せず、業務または事務に対し注意義務違反が甚だしいことを指す。しかし、公認会計士にとっては、監査基準の要求を全く遵守しないか、または監査基準に違反する程度が甚だしいことにより、監査失敗を招くことを指す。

この他に、共同過失という過失もある。これは、公認会計士と顧客の両方が、共同の責任で監査失敗を招くことを指す。例えば、被監査企業が公認会計士に納税申告書に必要な資料を提出していないにもかかわらず、公認会計士が適切な納税申告書を作成していないことを裁判所に訴える場合である。このような状況は、被監査企業と共同過失が存在することと裁判所に判断される可能性がある。

公認会計士の過失と重過失を区別する基本概念として重要性と内部統制の2つがある。例えば、財務諸表の中に重大な誤りの報告事項が存在する場合、公認会計士が通常の監査手続により、発見することが可能な事項を不注意のため、発見できなかったときは、重過失があると解釈される可能性がある。もし、財務諸表にいくつかの誤りの報告事項が存在する場合、それぞれの箇所は重大とは言えないが、総合的に見ると、財務諸表の全般に対する影響が大きいときは、一般的に過失が存在すると認められる。

内部統制から見ると、もし内部統制制度が不健全であれば、公認会計士は検査プログラムの質、時間、範囲を調整すべきであり、それにより、一般的に合理的な確信をもって生じた財務諸表の報告における重要な誤り、遺漏を発見することができる。そうでなければ重大な過失が存在することになる。逆に、内部統制制度自体が非常に健全であるにもかかわらず、従業員の通謀による不正行為のため、内部統制の効力が発揮できない状態を招くのであれば、公認会計士には過失がないか、あったとしても軽過失にすぎないものと考え

られる。

### (3) 詐欺

詐欺は、他人を騙し、または悪辣な意図を持って、故意に錯誤に陥らせる行為である。詐欺は、不純な動機を有することが特徴であり、過失と重過失との主な区別の目途の一つとなる。しかし、公認会計士にとってみれば、詐欺は他人を欺くことを狙いとして、委託企業（被監査企業）の財務諸表に重大な誤りまたは遺漏があることを知っているにもかかわらず、虚偽の陳述を行い、保留意見なしの監査報告書を提出することなどである。

詐欺と関連するもう一つの概念は、「詐欺の推定」であり、詐欺を働くことに嫌疑がかかることを言う。これは、故意ではなく、他人を騙したり、または悪辣な意図をもってはいないが、極端または著しい過失が存在することを指す。詐欺の推定と重過失との二つの概念は、見極めるのが難しい。アメリカの多くの裁判所は、公認会計士の重過失を詐欺の推定と解釈している。特に近年、一部の裁判所は詐欺の概念の範囲を広く解釈し、推定詐欺と詐欺とは法的に等量の概念となってきた。このように、重過失を有する公認会計士の法律上の責任は、さらに増大した。

### (4) 契約違反、過失または詐欺の負担すべき法律上の責任

公認会計士は、契約違反、過失または詐欺による被監査企業、またはその他の利害関係者に対して損失をもたらしたとき、法規に従い、行政責任、民事責任あるいは刑事責任を負担する可能性がある。この三つの責任は、単独もしくは複数で処罰することができる。具体的な関係は下表で示したとおりである。

(表) 法律上の責任の種類と原因

法的責任の種類	内 容	公認会計士の原因
行政責任	行政機関により行政処罰を科され、例えば警告、罰金、違法所得の没収、一時的な業務停止、業務資格の取消など。	契約違反、過失
民事責任	被害者損失の損害賠償	契約違反、過失、詐欺
刑事責任	刑事規則に基づき一定の懲役を課す	詐欺

## 2. 公認会計士の法的責任の規定

監査報告書の利用者の合法的な権利を保護するため、また、公認会計士の責任意識を強化するため、監査報告書に関連する法律は、公認会計士が負担すべき法的

責任を定めている。公認会計士の法的責任は、行政責任、民事責任、刑事責任がある。これらの法的責任の条項は、「注冊会計師法」<sup>23)</sup>（公認会計士法）、「中国注冊会計師業務執行準則」<sup>24)</sup>、「中国公司法」<sup>25)</sup>、「中国証券法」<sup>26)</sup>および「刑法」などの法律に規定されている。

### （1）公認会計士の行政責任

中国の公認会計士の行政責任について、公認会計法の規定では会計事務所と公認会計士と区分して定めている。「公認会計士法」第39条の規定によれば、会計士事務所が本法第20条および第21条<sup>27)</sup>の規定に違反した場合、省レベル以上の人民政府の財政部門は警告を与え、違法所得を没収し、さらに違法所得の同額ないし5倍以下の過料を課することができる。犯罪の経緯が重大である場合は、省レベル以上の人民政府の財政部門は営業の一時停止、または営業許可の取消しを課することができる。

これに対し、公認会計士は、本法第20条および第21条の規定に違反した場合が、省レベル以上の人民政府の財政部門は警告を与える。犯罪の経緯が重大である場合は、省レベル以上の人民政府の財政部門は一時的に業務停止、または公認会計士資格の取消しを課することができる。

そして、「中国会社法」第208条の規定によると、資産評価、出資の検査または検証を行う機構が、虚偽の資料を提供した場合、会社登記機関が違法所得を没収し、違法所得の同額以上ないし5倍以下の過料を課し、併せて関連主管部門は法に基づき、当該機関の業務停止を命じ、直接の責任者の資格証書を取消し、営業許可証を取消することができる。

なお、過失により重大な遺漏のある報告を提供した場合、資産評価、出資の検査または検証を行う機構は、会社登記機関が是正を命じ、状況が甚だしい場合、所得収入の同額以上ないし5倍以下の過料を課し、併せて関連主管部門は法に基づき、当該機関の業務停止を命じ、直接の責任者の資格証書を取消し、営業許可を取消することができる。資産評価、出資検査または検証を行う機構がその発行した評価結果、出資検査または検証の証明が不実であったことにより、会社の債権者に損害をもたらした場合、自らに過失がなかったことを証明できる場合を除き、その評価または証明が不実であった金額の範囲内において、損害賠償責任を負うことになる。

「中国証券法」第201条の規定によれば、株式の発行、上場、取引のための監査報告、資産評価報告または法規に基づく意見書などの文書を発行する証券サー

ビス機構および職員が、本法第45条<sup>28)</sup>の規定に違反して株券を売買した場合、違法に保有する株券を法に基づき処理するよう命じ、違法所得を没収し、併せてその売買した株券と同額以下の過料を課されることになる。

そして、第207条の規定によれば、本法第78条第2項<sup>29)</sup>の規定に違反し、証券取引活動上において虚偽の陳述を行い、または誤解を生じさせる情報を流した場合、是正を命じられ、3万元以上ないし20万元以下の過料を課される。国家公務員である場合、さらに法に基づき行政処分が課される。さらに、第223条の規定によると、証券サービス機構が勤勉に職責を尽くさず、作成、発行した文書に虚偽記載、誤解を生じさせる記述または重大な遺漏があった場合、是正を命じられ、業務収入を没収され、証券サービス業務の許可を一時的停止、または取消され、併せて業務収入の同額以上ないし5倍以下の過料を課される。直接責任を負う主管職員およびその他の直接責任者に対しては警告を与え、証券従業資格を取消し、併せて3万元以上ないし10万元以下の過料を課されることになる。

「株券発行と取引の管理に関する暫定条例」の規定によれば、会計士事務所が発行した文書に虚偽記載、誤解を生じさせる内容または重大な遺漏があった場合、状況に応じて単独もしくは複数に警告、違法所得の没収、過料を課することができる。状況が甚だしいとき、一時的に証券業務の停止または証券事業の資格を取消し、直接責任を負う公認会計士に対しては、警告または3万元以上ないし30万元以下の過料を課す。状況が甚だしい場合、証券事業資格を取消することになる。

### （2）公認会計士の民事責任

公認会計士法の第42条<sup>30)</sup>の規定によれば、公認会計士事務所は本法の規定に違反し、委託者、その他の利害関係者に損害をもたらしたときに、法に基づき賠償責任を負わなければならない。改定後の中国証券法の第173条の規定は、証券取引機関の証券の発行、上場、取引などの証券業務活動のために作成、提出した監査報告、資産評価報告、財務調査報告、資産信用格付報告、または法律意見書などの文書に対して、勤勉に責任を尽くすべきであるとしている。作成、提出した文書の内容の真実性、正確性、完璧性に対し、検査と検証を行うべきである。当該の作成・提出した文書には、虚偽の記載、誤解を生じさせる記述、または重大な遺漏があることにより、他人に損害をもたらした場合、発行者および上場会社は、連帯損害賠償責任を負わなければならない。しかし、過失がないことを証

明できる場合は、この限りではない。さらに証券法の第232条では、本法の規定に違反した場合、民事損害責任を負担し、併せて過料、罰金を納めなければならない。それらを同時に支払うのに財産が不足している場合、まず、民事賠償責任を負担すると規定されている。

公認会計士の民事損害賠償責任を明確にするため、最高人民法院は5つの司法解釈および法文書を公布した。すなわち、法文書[1996]56号<sup>31)</sup>、法解釈[1997]10号<sup>32)</sup>、法解釈[1998]13号<sup>33)</sup>、2002年の「1・15通達」<sup>34)</sup>、2003年の「1・9規定」<sup>35)</sup> および法解釈〔2007〕12号である。前半の3つの司法文書は、公認会計士の資産査定監査に対する損害賠償責任を対象に公表されたものであり、如何に会計士事務所の賠償金額を確定するかについて説明したものである。後半の3つの司法解釈は、証券法において上場会社の虚偽の陳述に対する責任規定を着実にするために公布したものである。しかし被告の虚偽記載行為が、中国証券取引委員会およびその出先機関の調査を経て、有効な処罰の決定を下した後に、裁判所は法に基づき受理することが可能である。したがって、公認会計士の民事責任は、この司法解釈の拘束を受けざるを得ないことになる。

### (3) 公認会計士の刑事責任

「公認会計士法」の第39条、「中国会社法」の第216条、および「中国証券法」の第231条<sup>37)</sup>において、すべて公認会計士の違法行為つまり犯罪を構成する行為について、法に基づき刑事責任を追究すると規定されている。

「中国刑法」の第229条第1項の規定では、資産評価、出資検査または検証、会計、監査、法律サービスなどの職責を行う仲介サービス機構の職員は、故意に虚偽の証明文書を発行したとき、情状が重い場合、5年以下の懲役または拘留を処し、併せて過料を課されることになる。同条第2項では、前項の規定している職員は、他人の財物の取立て、または違法的に他人の財物を受け取った場合、前項の罪を犯したとき、5年以上ないし10年以下の有期徒刑を処し、併せて過料を課されることになる。同条第3項では、第1項の職員は、深刻に責任を負わず、発行した証明文書が重大な不実を有することにより、厳しい結果をもたらしたとき、3年以下の懲役または拘留を処し、併せて、または単独に過料を課されることになる。

2001年4月、「最高人民検査院公安部の経済犯罪事件に関する控訴基準の規定」の中に、刑法の第229条の第1項と第2項における仲介サービス機構の職員は、

虚偽証明文書を発行した事項に対して控訴基準を規定した。すなわち、仲介サービス機構の職員は、故意に発行した虚偽証明文書が以下の状況に関わる場合、追訴すべきである。すなわち(1)国、一般投資家またはその他の投資家に、50万元以上の直接的経済損失をもたらした場合、(2)(1)の金額以下であるが、発行した虚偽証明の文書により、行政処分を2回以上受けた場合、また、虚偽証明文書を発行した場合、③劣悪な影響をもたらした場合、である。

同時に、上記の追訴基準が刑法229条の第3項における仲介サービス機構の提出した証明文書の重大な不実事案に対しても追訴基準を規定している。すなわち、仲介サービス機関の職員が、重大な責任を負わず、提出した証明文書が重大な不実を有し、所記の状況の一つに関わるとき、国、一般投資家またはその他の投資家に、100万元以上の直接的経済損失をもたらした場合、劣悪な影響をもたらした場合、追訴されることになる。これらの法律条文は、公認会計士の違法行為がどの程度に達したら、刑事責任に追訴されるのかを具体的に規定したことになる。

## 3. 公認会計士の法的責任に関する現存問題

### (1) 異なる法律の規定には相互に矛盾が存在する

「証券法」と「公認会計士法」は、監査手続と負担すべき法的責任との因果関係を重視している。公認会計士の監査手続が、関連する監査基準等の要求に合致しているのであれば、業務の結果が実際の状況と一致しなくても、公認会計士は法的責任を必ずしも負担するとは限らない。しかし、「会社法」、「刑法」および「株式発行と取引管理に関する暫定条例」などの法規では、公認会計士の業務の結果と実際状況に併せて、公認会計士が法的責任を負担すべきかどうかを決めることを強調している。これらの法律の異なる規定は、関連する司法解釈にも影響を与え、事実、司法判決は異なる結果となっている。したがって、各法律間の矛盾を調和させることは、公認会計士業界の目下の重要な課題となっている。

### (2) 最高人民法院が公布した「1・15通達」に関する疑問

公認会計士法の第42条、証券法の第231条には、公認会計士の民事賠償責任が明示にされている。しかし、最高人民法院は、「1・15通達」を公布し、この民事責任を提起する条件として、証券取引委員会およびその出先機関の調査を経て、有効な処罰の決定をした後に、裁判所は法に基づき受理することができるとして

いる。この規定は、証券市場の詐欺事件の判決に対して、不利な条件となるとともに、公認会計士の監督・管理にも不利な条件となる。

### (3) 公認会計士責任の認定に関する問題

公認会計士法においては、公認会計士が自己の重大な過失と故意の行為によって、第三者に経済的損害を与えた場合、法的責任を負担することが明確的に規定されている。中国刑法においても、公認会計士が重過失と故意の行為によって、刑事責任を負担することを明示している。しかし、如何に過失や重過失または故意を区別するかに関しては、判断基準が現在のところ存在しない。

その他に、「最高人民法院検査院公安部の経済犯罪事件に関する控訴基準の規定」があるが、その中においては、公認会計士の刑事責任に対する控訴の規定は、損失金額の総額しかなく<sup>38)</sup>、具体的な損失の割合が定まっていない。これは、総額の損失が異なる経営規模の会社における、割合の重要性の違いを考慮していないため、公認会計士の権利を保護するには不平等であるといえる。この点、筆者は、直接的経済損失の金額の基礎に基づき、企業の資産合計額または営業収益などの金額の割合をも考慮すべきであると考え。

### (4) 監査基準の法的地位に関する問題

「監査基準」は、公認会計士法の規定に基づき、中国の財政省の許可を得て施行されたものである。これは中国財政省の部門規則に属すべきである。監査基準は、会計責任と監査責任、合理的な保証などの概念について詳しく述べているため、公認会計士に対する保護の役割も有している。したがって監査基準は、目下、公認会計士が業務執行の過程において、規則違反または過失の有無を判断する唯一の基準でなければならない。しかし実際には、裁判官は監査基準を判決の根拠として判断することが減多にない。これは、裁判官が監査基準を把握していないためであり、また、監査基

準が財務省の部門規定であるため、刑法、証券法、公認会計士法と同一視することができないと考えているためである。筆者は、監査基準の法律地位および監査責任、合理的な保証などの概念を証券法または公認会計士法に羅列するべきだと考えている。

### (5) 虚偽の財務諸表の認定についての問題

法律には、虚偽の財務諸表に対する処罰を規定しているが、現在、何が虚偽の財務諸表であるかを規定する法律はない。会計界の内部と外部において、虚偽の財務諸表に対する認識が統一されていないためである。会計界の外部の人々は、単に財務諸表における事実と結果が一致しないのであれば、虚偽の財務諸表であると考えている。しかし会計界の内部の人々は、会計計算規定に基づき、会計処理を行えば、得られた財務諸表は、虚偽の財務諸表と認定すべきでないと考えている。筆者は、財務諸表における事実と結果が一致しないのは、企業の中に多くの不正行為が存在するためであり、会計職員および公認会計士がすべてを摘出できるものではないからであると考え。したがって、公認会計士は、すべての虚偽の財務諸表に対して責任を負うことはできないため、公認会計士の負担すべき虚偽の財務諸表に関しては認定基準を明確にすべきであると考え。

## おわりに

以上、会計の定義についての変遷から、会計責任説と意思決定説を述べ、それらを演繹して、中国における監査責任について分析し、中国法における監査責任の問題点を提起した。なお、今後、これらの問題点を深化させ研究課題としたい。

Received date 2011年6月28日

Accepted date 2011年7月20日

「紅光実業」事件に係わる証券仲介機構及びCSRC処罰一覧表

会社との業務関係	証券仲介機構の名称	業務所得の没収	処 罰		CSRCの行政責任の追及
			過料	業務所得の割合	
証券発行の引受 幹事会社	中興信託投資有限責任 会社	800	200	25%	会社の証券引受業務、および証券営業の許可取消、また、主要責任者と直接責任者は証券市場の禁止者、永久に証券業務に従事できない。
財務顧問	中興発企業託管有限 会社	100	50	50%	主要責任者と直接責任者は証券市場の禁止者、永久に証券業務に従事できない。
監査機関	成都蜀都会計士事務 所	30	60	200%	会計士事務所3年間の証券業務停止、監査報告書に署名した公認会計士2人は証券市場の立入禁止者とし、永久に証券業務に従事できない。
資産評価	成都資産評価事務所	10	20	200%	3年間の業務停止処分、直接責任者は証券市場の立入禁止者とし、3年以内はすべての証券業務および上場会社の監査管理者を担当することができない。
資産評価	四川省経済法律事務 所	23	46	200%	同 上
法律顧問	北京市国方法律事務 所	20	40	200%	業務停止及び直接責任者2人の1年間の証券業務停止
株式上場の推薦人	国泰証券有限公司	—	132	—	財政部に責任者の免職処分を求めた
株式上場の推薦人	成都証券会社	—	50	—	同 上

## 【参考資料】

中国証券市場における三大事件の一つである紅光実業事件に関して、紅光実業企業は、国家の大規模のカラーブラウン管企業であり、上場のため、以前の三年会計期間の利益を継続的に粉飾していた。中国で初めて経営者の刑事責任が追及された上場会社でもある。同時に、当該上場会社に関わる8つの仲介サービス機構に対して処罰を課した。その責任を問われた状況を下表に通して確認することができる。

## 【参考文献】

1. 井尻雄士著『会計測定の理論』東洋経済新報社、昭和51年1月10日発行。
2. 宮澤清著『会計学基礎論序説』白桃書房、昭和54年10月16日初版発行。
3. 大塚利實著『会計学基礎概念（増補改訂版）』創成社、1996年4月1日増補改訂三版。
4. 塩原一朗訳『R.J.チェンバース現代会社会計論』創成社、昭和52年4月1日初版発行。
5. 高松和男著『会計学概論』（三訂版）同文館、昭和57年11月1日。
6. 坂本安一著『近代会計と企業体理論』（改訂版）森山書店、昭和41年5月15日。
7. 新井清光著『会計公準論』（増補版）中央経済社、昭和53年10月1日。

## 注)

- 1) 高松和男著『会計学概論』（三訂版）、同文館、昭和57年11月、22頁。
- 2) 新井清光著『会計公準論』（増補版）、中央経済社、昭和53年10月、208頁。
- 3) たどえば、会計主体を会計実践を担当している人と解釈する立場（実践者主体理論）、あるいは会計行為を実質的に支配している人と解釈する立場（支配者主体理論）、さらに会計行為の判断・処理についての観点ないしよりどころと解釈する立場（判断処理基準主体理論）がある。
- 4) Accounting is the art of recording, classifying, and summarizing in a significant manner and in terms of money, transactions and events which are, in part at least, of a financial character, and interpreting the results thereof.
- 5) Accounting is the body of knowledge and functions concerned with systematic originating authenticating, recording classifying, processing,

summarizing, analyzing, interpreting, and supplying of dependable and significant information covering transactions and events: which are, in part at least, of a financial character, required for the management and operation of an entity and for the reports that have to be submitted thereon to meet fiduciary and other responsibilities.

- 6) Essentially, accounting is an Information system.
- 7) It also makes up a large part of the general of the general information systems which provide decision-making information expressed in quantitative.
- 8) Accounting is also concerned with effective transmission or communication of information.
- 9) Accounting is a Measurement process which may be applied to a variety of activities.
- 10) Accounting is one of the applied quantitative fields in the Complex encompassed by the notion of measurement theory.
- 11) Accounting Principles Board, Statement No4, "Basic Concept and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises," 1970, paragraph 40.
- 12) AICPA Accounting Principles Board[1970]
- 13) 同上を参照。
- 14) 井尻雄士著『会計測定の理論』東洋経済新報社、昭和51年1月10日発行。49頁。
- 15) 井尻教授の「会計人とは、実際の会計担当者のみならず、監査人や、さらに会計原則を設定する権限をもつ機関などを含めて総称したものである」とか、「科学における研究社と同様に、たえず、どうしてという疑問に答えられるように努力するもの」にまで会計人の概念を広げることが問題であると指摘された。
- 16) 1966年に「アメリカ会計学会・基礎的会計理論委員会報告書」（American Accounting Association Committee on Basic Accounting Theory）が「基礎的会計理論」（A Statement of Basic Accounting Theory, 通常ASOBATと略す）を公表し、会計の定義を下記のように明示した。  
“The committee defines accounting as the process of identifying, measuring, and communicating economic information to permit informed

- judgments and decisions by users of the information.”（会計は情報の利用者が判断や意思決定を行うにあたって、事情に精通したうえで、それができるように、経済的情報を識別（認識）し、測定し、伝達する過程である。）
- 17) 森田哲弥・岡本清・中村忠編集代表『会計学大辞典（第4版増補版）』，中央経済社，平成14年5月，高田正淳，95頁。
  - 18) 紅光実業事件に関わる処罰一覧表は本稿末の参考資料を参照。
  - 19) 中国版SECである。通常CSRCと略称される。1992年10月に設立した国务院証券委員会（証券委と略称）および中国証券監督管理委員会（証監会と略称）は，国家証券主管部門となり，全国の証券市場に対して管理・監督を行う機構である。
  - 20) 「中国公認会計士監査准则1141号－財務諸表監査における不正行為の考慮」の第6条第1項。
  - 21) 「中国公認会計士監査准则1141号－財務諸表監査における不正行為の考慮」の第6条第2項。
  - 22) 「中国公認会計士監査准则1141号－財務諸表監査における不正行為の考慮」の第5条。
  - 23) 1993年10月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第4回会議にて採択，1993年10月31日中華人民共和国主席令第13号公布，1994年1月1日から実施。
  - 24) 中国注册会計師業務執行準則（財政部が中国公認会計士業務執行基準の採択通知，2006年2月15日，财会〔2006〕4号）2007年1月1日から実施。
  - 25) 中華人民共和国会社法（1993年12月29日に第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて採択，1999年12月25日に第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議『「中華人民共和国会社法」の改正に関する決定』にて改正，2004年8月28日に第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議『「中華人民共和国会社法」の改正に関する決定』により第2回改正，2005年10月27日に第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正，公布）は2006年1月1日より実施。
  - 26) 中華人民共和国証券法（1998年12月29日に第9期全国人民代表大会常務委員会第6回会議にて採択，2004年8月28日に第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議『「中華人民共和国証券法」の改正に関する決定』にて改正，2005年10月27日に第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正，公布）は2006年1月1日より実施。
  - 27) 公認会計士法の第21条，第1項は，公認会計士が監査業務を執行する際に，業務準則，規則に定めた業務プロセスに基づき，監査報告書を出さなければならない。第2項は，公認会計士が監査業務の執行後，監査報告書を出すときにおいて，以下の行為があってはならない。①委託人が，重要事項の財務処理が国家のある規定に衝突することを知っているにもかかわらず指摘しない行為。②委託人の財務会計処理において，報告利用者またはその他の利害関係者の利益に直接損害を与えられることを知っているにもかかわらず隠蔽・不実の報告をする行為。③委託人の財務会計処理が報告利用者，またはその他の利害関係者において，重大な誤認を招くことを知っているにもかかわらず明示しない行為。④委託人の会計報告書の重要事項において，不実な内容が存在することを知っているにもかかわらず明示しない行為。さらに，第3項は，委託人に対して前項に挙げられた行為が存在し，公認会計士が業務準則，規則に基づき知ることができることについて，前項の規定に適応されるとしている。
  - 28) 証券法の第45条は，株券に関する文書発行の関係者の禁止事項を定めている。すなわち，株券発行のために仁会計監査報告，資産評価報告または法律意見書などの文書を発行する専門機関および人員は，当該株券引受期間内および期間満了後6ヶ月以内は，その銘柄の株券を売買してはならない。同条第2項，前項の規定以外に，上場会社のために会計監査報告，資産評価報告または法律意見書などの文書を発行する専門機関および人員は，上場会社の委託を受けた日から上記の文書公開後の5日以内は，その銘柄の株券を売買してはならない。
  - 29) 証券法の第78条は，その他の関係者の禁止事項を定めている。第2項は，証券取引所，証券会社，証券登記・決済機構，証券サービス機構およびその従業員，証券業協会，証券監督管理機構およびその従業員が，証券取引活動中に虚偽の陳述をしたり，情報を誤導することを禁止する。
  - 30) 公認会計士法の第42条は，会計士事務所が本法規定を違反し，委託人その他の利害関係者に損失を与えた場合，損害賠償責任を負わなければならない。
  - 31) 中国語の全称は，法文書〔1996〕56号『最高人民法院の会計士事務所が出した虚偽の資産査定証明に関する処理法の返答』である。徳陽事件の資産査定監査報告には不実があれば，会計士事務所は責任を負うという契約のことから，法文書56号は当該

会計士事務所に連帯責任を負わせるべきとだと回答とした。

- 32) 法解釈[1997]10号は、資産査定企業は複数の債権者の損失に対して如何に責任を負担するかの問題を解釈したものである。
- 33) 1998年の法解釈[1998]13号は、1994年1月1日に施行される公認会計士法以前の虚偽名資産査定報告に対して民事責任を負担するか否か、会計士事務所が債権者に対して民事責任の負担、負担する順序について解釈している。
- 34) 2002年1月15日、最高人民法院が「最高人民法院の証券市場における虚偽記載により起きた権利侵害の民事紛争事件を受理する関連問題に関する通知」である。通常「1・15通達」と呼ばれている。
- 35) 中国語における名称は『关于审理证券市场因虚假陈述引发的民事赔偿案件的若干规定』である。「1・9規定」の中国語の全文の邦訳は、「最高人民法院の証券市場における虚偽記載による民事賠償責任事件の審理に関する規定」である。通常「1・9規定」と呼ばれている。これは、2002年12月26日の最高人民法院審判委員会第1261回会議で決議され、2003年1月9日に公布し、2月1日から施行したものである。
- 36) 中国語の全称は『最高人民法院関与審理会計師事務所在審計業務活動中民事侵權賠償案件的若干規定』（法解釈 [2007] 12号と略称）である。2007年6月4日、最高人民法院審判委員会第1428回会議において採択されたものであり、2007年6月11日公布、6月15日より施行される。和訳は、最高人民法院は、会計士事務所の監査業務活動において、民事権利侵害の損害賠償に関わる事件の審理に関する規定である。
- 37) 中国証券法の第231条の規定は、本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
- 38) 詳細な内容については、本稿の表「法律上の責任の種類と原因」の刑事責任の箇所を参照。



[原著論文：査読付]

「購買起点ニーズ」を仮定する新製品コンセプト開発  
— サントリー「伊右衛門」開発にみる小売品揃え環境への対応 —

磯野 誠\*

New Product Concept Development Based on ‘Consumer Shopping Originated Needs’  
- Study from the Suntory’s Response to Retail’s High Turnover Assortment Management

Makoto ISONO\*

Abstract

Increasingly products developed to meet consumer unmet needs are readily eliminated from high turnover retail assortment as ‘dead items’ before they have a chance to establish a presence. This paper proposes an approach to new product concept development allowing for high turnover assortment. A multiple-case study was conducted, dealing with Japanese bottled-tea product development projects from the 1980’s to the early 2000’s, by which time retailers had adopted high turnover assortment management. The study results show that development of a product concept by understanding potential consumer reaction to a product in the retail environment is a critical factor in getting purchase trials and the repeats and increasing the shelf life in such assortment. This implies that, in order to deliver a product that can obtain an increase in the product’s shelf life in a high turnover assortment environment, makers need to consider two distinct kinds of consumer needs: ‘Consumer Shopping Originated Needs’ (consumer needs originating from a shopping context) and ‘Consumer Life Originated Needs’ (consumer needs originating from their day-to-day lives) and to develop a new product concept based on them.

**KEY WORDS :** Retail, Assortment, NPD, Product Concept Development, Consumer Shopping Originated Needs,

1. はじめに

新製品開発研究においては、企業はその新製品開発にあたり、消費者の未だ満たされないニーズを仮定し、それに対応するように製品コンセプトを設定することが主張される (Kotler, 2003; Urban & Hauser, 1993;

Crawford, 1991; 嶋口 & 石井, 1987).

一方、企業による、新製品がいかに小売環境において売られるか、そしていかにその理解を新製品開発への反映させ得るのか、についての関心は高い<sup>1)</sup>。しかしながら未だ、小売環境が新製品開発に与える影響についての議論は限定的であるといえる。

\*九州共立大学経済学部

\*Kyushu Kyoritsu University

近年、大手小売はその大量仕入れ、POSデータシステム等をそのパワー資源とし、メーカーに対しより大きなチャンネル・リーダーシップを発揮し（渡辺，2004；Kotler，2003），自らの品揃えを自らによってより厳密に管理するようになってきている（宮入，2005；Kotler，2003）。具体的には，1982年のセブンイレブン・ジャパンに始まり，各大手小売はそのオペレーションにおいて，単品管理，すなわち製品SKUを単位とし，常に「死に筋」を排除し「売れ筋」と入れ替えることでその生産性を最大化しようとする品揃え管理，を導入してきている（邊見，2008；木下，2002；矢作，1994）。特に店舗内平均面積100m<sup>2</sup>におよそ3000の製品アイテムを揃えるコンビニエンスストア（以下CVS）（木下，2002）においては，品揃えの生産性はその業績に直結する。その結果，その小売品揃えの回転率はより上昇してきた。例えばCVSでは年間商品販売額 / 商品手持額に表される製品回転率は1985年には18.5であったものが，2007年には27.9とされる<sup>2)</sup>。

この高回転型と呼べるような品揃え管理は新製品開発に重大な影響を与えてきた（小川，2008）。消費者の未だ満たされないニーズを満たすべく相当の投資をかけて開発された新製品の多くが，小売の品揃えにおいて，その成長の機会を得ることなく，簡単に「死に筋」として排除されてしまっている（小川，2008；宮入，2005）。この高い回転率はその品揃えに含まれる製品の生存をより難しくしている。新しく投入された製品のうち1年を越して品揃えに残るものはCVSで14.4%，総合スーパー（以下GMS），食品スーパー（以下SM）で16.4%とされる（宮入，2005）。2001年においては新製品は棚に短くとも2ヶ月は陳列され得たが，2006年においては短い場合わずかに2週間であるともされる<sup>3)</sup>。現在の小売による品揃え管理は新製品の成長をより難しくしてきている。

このような小売による高回転型品揃え管理にあって，メーカーはいかになお成長を遂げるような新製品を開発し得るのか。小売環境要因に対して，Crawford（1991）に典型的に示されるような従来の開発モデルでは主に商品化段階における流通対応，店頭プロモーションの問題として捉えられる。対して田嶋（1989），大槻（1991）はマーケティング・新製品開発活動の起点から小売環境要因を取り込むべきことを主張する。一方，藤本（2002），小川（2003a；2003b）は小売と直接組み開発することで，小売の優先的な販売活動を得るような開発モデルを提示しました，小川（2003b；

2005）は従来の定番確立を志向する開発プロジェクトと並行に限定型と呼べるような開発プロジェクトを走らせ，総体として販売効果を引き上げようとする開発モデルを提示する。

そのなかで2004年に上市されたサントリーによる「伊右衛門」の新製品開発ケースは注目に値する。それはこのような小売環境に対応すべく，それを単に商品化段階以降の流通対応，店頭プロモーションの問題と扱わず，その製品コンセプト開発に消費者の潜在ニーズのみでなく，店頭における消費者購買行動を想定しそれに反映させるプロセスをとっているからである。これは田嶋（1989），大槻（1991）の主張に沿うものでありつつ，その具体的な開発モデルとなる。そして藤本（2002），小川（2003a；2003b）とは，小売には依らずあくまでもメーカー独自の開発という意味で，また小川（2003b；2005）とも，本ケースはあくまでも定番型で単独プロジェクト管理であることで，大きく異なる。この「伊右衛門」開発ケースを分析することで，小売環境要因に対応するための新たな具体的な新製品開発モデルを提示できると考える。

## 2. 先行研究レビュー

### 2-1. 従来の開発モデルによる小売環境要因への対応

一般的に新製品開発においては，企業は市場調査を通し消費者の未だ満たされないニーズを仮定し，それに対応するような製品コンセプトを設定すべきことが主張されてきた（Kotler，2003；Urban & Hauser，1993；Crawford，1991；嶋口 & 石井，1987）。

その開発プロセスとは，A. 計画段階として，市場調査等により対象とする仮説的消費者ニーズを設定することを含むような機会分析を行なう，B. アイデア開発段階として，それをもとにコンセプトアイデアを開発，C. 選択段階として，市場調査によりそのコンセプトアイデアを消費者ニーズへの対応に関して評価，その評価より得られた知見をもとにコンセプトアイデアを修正，さらに市場調査による評価と消費者ニーズに十分に対応するコンセプトアイデアを特定するまでそのサイクルを繰り返す，D. 開発設計段階として，そのようなコンセプトアイデアが特定されたならばそれをプロトタイプとして定義，そのコンセプト視覚化（プロトタイプ開発）をおこなう，E. 商品化段階として，生産能力構築，大規模市場調査，マーケティング・ミックスを開発する，と説明される（Crawford，1991）（図1）。

またその消費者ニーズとは、Kotler (2003)は、人間の基本的要件であるとし、次の5つのタイプを含むものとする<sup>4)</sup>。

- a. 明言されたニーズ（顧客は安い車を望んでいる）
- b. 真のニーズ（顧客は購入費ではなく維持費の安い車を望んでいる）
- c. 明言されないニーズ（顧客はディーラーからの良いサービスを期待している）
- d. 喜びのニーズ（顧客はディーラーがカーナビシステムをつけてくれることを望んでいる）
- e. 隠れたニーズ（顧客は友人に良い買い物をしたと思われたい）

いずれにしても新製品開発においてその消費者ニーズとは実質的に、消費者が彼らの日常の生活コンテキストにおいて潜在的あるいは顕在的に認識するようなものであり、小売環境において認識されるようなニーズ、あるいは小売環境が新製品開発に与える影響についてはこれまで十分に意識されてはこなかったといえ

る。例えばCrawford (1991)は、消費者ニーズ探索方法として、(1)カスタマーセンターで収集される情報に代表される通常の市場コンタクト、(2)問題分析、(3)シナリオ分析、をあげ、さらにその問題分析に含まれるものとして、専門家の意見、二次情報、フォーカス・グループ・インタビュー等消費者への直接質問、ユーザーパネル、ユーザー観察、ロール・プレイングをあげるが、これらから得られる情報はほとんど消費者が彼らの生活コンテキスト等店外で認識するようなニーズに関してである。店頭消費者購買行動の観察について、わずかにそのユーザー観察の一例として触れられるがその詳しい説明はない。

そしてこのような開発プロセスにおいて、小売環境要因への対応とは、商品化段階でのマーケティング・ミックス開発の一部としての、流通への製品販売促進の働きかけ、店頭プロモーション、パッケージング、といった施策によってなされることが説明される<sup>5)</sup>。

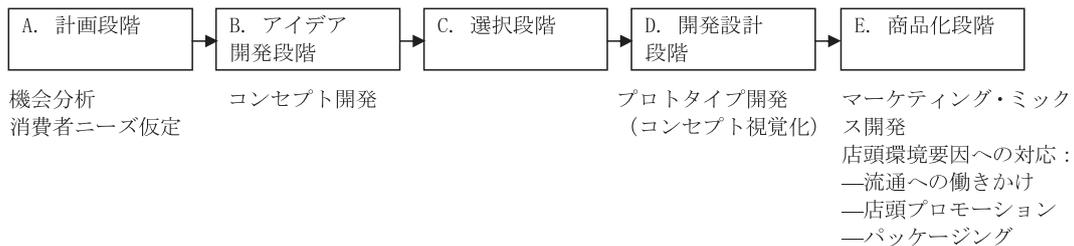


図1：従来の新製品開発プロセス（出所：Crawford (1991)に加筆）

## 2-2. 小売環境要因を取り込むマーケティング・新製品開発

このような従来モデルに対し、田嶋 (1989)、大槻 (1991) は、店頭消費者行動研究の知見をもとにし、小売環境への対応をよりマーケティング・新製品開発活動の起点から組み込み行なうことを主張する。

田嶋 (1989) は、これまでのメーカーによるマーケティング活動のほとんどは「購買意図」をいかにして形成するかという点に集中しているとする。そして、店頭の消費者意思決定過程においては店頭状況要因が決定的な重みを持っていることから、購買意図だけでなく店頭状況要因を管理するマーケティングが求められると主張する。そしてメーカー・マーケティングには、店頭購買行動分析に基づく (1) 消費者のマーケティング手段変数に対する反応モデル (反応関数)、(2) そのように認識された環境下における意思決定のための資源配分モデル、(3) 環境に対するアクションをより効率的・効果的にする活用モデル、(4) これ

らの枠組をどのような戦略ドメインでどのように展開するかという戦略、これらが必要となるとする。

より具体的な議論として、大槻 (1991) は、従来のマーケティング活動では、ニーズとは店頭起点ではなく、それ以外のいわば消費者の生活起点のみであるとみていることを指摘、それを店外マーケティングとする一方、消費者による計画購買は全体の購買のうちわずか13%程度を占めるにすぎないというデータを踏まえ、「店頭マーケティング」として、企業は、POSデータなど店頭起点で得られる消費者ニーズに関する情報をもとに製品を開発すべきと主張する。そしてさらに、事例紹介を通じて、店頭環境でより選択され得るために、製品はより目立つようなパッケージ・POP (Point-Of-Purchase) のデザインを採用すること等の具体的な施策を提案する。

田嶋 (1989) によるメーカー・マーケティングにおける購買意図だけでなく店内状況要因を管理する必要性の指摘、大槻 (1991) による、消費者ニーズは

店頭起点で理解されるべきであり新製品開発はそれを活用すべきという指摘は、本研究が取り組む問題に対する答えを探るにあたっての重要な視点を与える。

### 2-3. 小売との共同による新製品開発

小売環境要因に対する対応として、このような田嶋(1989)や大槻(1991)によるような店頭消費者行動を踏まえた開発モデルとは別に、藤本(2002)、小川(2003a; 2003b)によっては、近年の現象であるメーカーと小売が直接組み込まれる開発モデルが説明される。

藤本(2002)によると、デフレ経済のもとでは小売業による特売の販売戦略が製品の売価を低下させ、既存製品のブランド・イメージを低下させ売上確保を難しくする。そのため企業の戦略には、顧客ニーズを満たす効率的な製品開発プロセスとともに、効率的な販売のプロセスも合わせ持つ戦略が求められるとし、そのようなマネジメント事例として日清食品によるセブン-イレブン・ジャパンとの協同による新製品開発を分析する。日清食品はそれまで躊躇していたセブン-イレブン・ジャパンとの共同開発に踏み切ることによって、商品開発費を抑えつつ、製品高付加価値を実現し、かつその販売はその小売系列によるのみのため価格低下に巻き込まれず、さらにセブン-イレブン各店舗に置かれるために広告宣伝費を低減できたという。ただしここでは、製品コンセプトは基本的にセブン-イレブン・ジャパンによって開発され日清食品はその実現化を行なったものである。従いその共同開発による製品が真に消費者魅力をもつものであるかは、その販売方法だけでなく、セブン-イレブン・ジャパンによる製品コンセプトにかかることとなる。

また小川(2003a; 2003b)も、藤本(2002)が示したモデルと同様の、特定のCVS専用製品としてメーカーがそのCVSと共同で製品コンセプトから行なう開発モデル、およびまずメーカーが単独で製品を開発、そのテストマーケットを特定のCVSと共同で行ないその製品最終仕様を確定していく開発モデルを提示する。

これらの研究は、小売がコントロールする小売環境においてより優位に販売されるために、従来のモデルに対して、その製品コンセプト開発から、あるいはテストマーケットについて小売と共同で行なうという開発モデルを提示する(特に藤本(2002)では小売により開発された製品コンセプトをメーカーが実現する)。そしてその販売は当然その小売系列のみに限定されるも、その小売の優先的扱いを受けることとなる。

すなわちここでの新製品開発における小売環境要因への対応とは、従来型の単にメーカー単独によるプロモーションの問題としての限定から、小売との共同、そしてコンセプト開発を含めた開発プロセス全体の問題へと踏み込むものであるといえる。

### 2-4. 複線型開発

また小川(2003b)は他方で、加工食品企業による新製品開発を対象としたケーススタディーを通し、高回転型品揃え管理によりもたらされる製品短命化に対応すべく、従来の開発モデルに対し現れてきた「複線型開発」と呼ばれる開発モデルを識別する。これは、メーカーによる、定番として長期に渡り成長されることを目的とする製品の開発プロジェクト(従来型製品開発)と並行し、販路、期間、量、エリアといった要素を限定する製品開発(限定型製品開発)、などまた異なる役割をもつ複数の製品開発プロジェクトを並行して走らせ、総体としての販売効果を引き上げようとするものである。これは小売環境要因への対応として、小売と組まずあくまでもメーカー単独による一方、従来の定番確立志向の開発プロジェクト単独ではなく、異なる役割をもつ複数開発プロジェクトを組み合わせることによりなそうとするものである。

### 2-5. 小売環境における購買行動

ここで、田嶋(1989)、大槻(1991)の主張のベースとなる消費者店頭購買行動に関する先行研究による店頭・小売品揃え環境における消費者の製品知覚についての説明を確認し、もともと消費者ニーズを満たすように開発された製品が、小売による高回転型品揃え管理下では成長することなく終えてしまう原因を検討する。

青木(1989)は、店頭消費者購買行動パターンを、計画購買(購買意図あり、それに応じた購買)、非計画購買(購買意図無しにもかかわらず購買に至る)、購買延期(中止)(購買意図あるにもかかわらず購買に至らず)、非購買(購買意図無く、購買に至らず)に分類したうえで、非計画購買については、狭義には、店内刺激に誘発される衝動購買、条件購買、関連購買、想起購買のみを含み、広義には、それらに加え、店内刺激により誘導される銘柄代替、銘柄選択をも含むものと定義する。この分類をもとにすれば、本研究の関心に関わる購買パターンは広義の非計画購買および購買延期(中止)にあり、それはこれらは当初の意図にも関わらず(あるいは事前の特定の製品に対する購買

意図形成なしに)店頭において(銘柄を含め)決定される購買行動であるからである。そしてその非計画購買とはSolomon (2004)によっては、店頭において何らかの新たなニーズを認識し、そのニーズをもとにおこす購買行動、と定義される。

すなわち小売品揃え環境にある新製品であって、消費者が店頭において新たに認識するニーズに対応するものは非計画購買の対象となり得る(Solomon, 2004)。このことは同時に、小売品揃えにある新製品であって、消費者が店頭において新たに認識するニーズを満たさないようなものは、彼らの関心の対象からは外れ、購買されずに終わる可能性があることを示唆する。そしてそれはたとえそのような製品が、消費者の店頭を訪れるまではもっていたニーズを満たすものであっても、消費者にとってその店頭ではじめて認識するような新たなニーズがより重要である場合である。そこから、多くの新製品がもともと消費者ニーズを満たすよう開発されたにもかかわらず、成長することなく終わる理由として、まずそのような新製品は消費者が店頭で新たに認識するニーズに対応できていないから、そしてその結果、非計画購買の対象となり得ていないから、と推測することができる。

そして、購買全体における広義の非計画購買が占める比率は2006年時のGMSに関するデータで80.2% (財団法人流通経済研究所, 2008)、あるいはCVSに関するデータで65%<sup>6)</sup>に及ぶ。このことは消費者は、もともとその店頭を訪れるにあたりもっていたニーズよりも、よりその店頭ではじめて認識する新たなニーズをもとに、購買行動をおこしていると見ることができる。

そのうえ、近年の小売による高回転型品揃え管理においては、そのような店頭で新たに認識するニーズに対応せず、すなわち店頭で消費者魅力をもたず、結果、購買トライアル・リピートを十分に獲得できない製品は、その市場投入後、数週間から数ヶ月で「死に筋」として判断され、成長の機会を得ることなく棚から排除の対象とされることとなるのである<sup>7)</sup>。

## 2-6. 小括

整理すれば、Crawford (1991)等によって典型的に示される従来の新製品開発モデルにおいてその小売環境要因への対応とは、商品化段階における流通への働きかけ、店頭プロモーション、パッケージング、として取り上げられていた。対して店頭消費者購買行動の知見をベースに田嶋(1989)、大槻(1991)が指摘す

るのは、消費者はより店頭で購買意思決定を行うことから、小売環境要因は市場理解、製品コンセプト開発といった新製品開発活動の起点から組み込むべきことであった。その流れとは別に、藤本(2002)、小川(2003a; 2003b)は、新製品開発における小売環境要因への対応として、小売環境をコントロールする小売と直接組み行なうことで、小売が売りやすい製品の実現、そして小売によるより優先的な販売活動を導くことを主張した。さらに小川(2003b)は定番確立を志向する従来型開発と限定的販売を志向する限定型開発とを組み合わせる「複線型開発」を提示する。

小売環境要因への対応を開発プロセス後工程にあたる商品化段階での流通への働きかけ、店頭プロモーションにもとめることはしかし、近年の小売がよりそのチャンネルパワーをもち小売環境を厳密に管理する状況下にあってはその効果の限界が指摘される。小売環境要因への対応として直接小売と組み開発をなす場合、あるいは「複線型開発」モデルによる場合であっても、そこにおいても店頭で消費者魅力のある製品コンセプトをいかに実現するかという点が問題となるはずであるが、藤本(2002)、小川(2003a; 2003b)ではその議論はなされていない。

消費者は店頭においてより購買意思決定を行う。それは消費者は店頭において新たなニーズを認識すると解釈され得る。ひるがえってこれまでの新製品開発研究に立ち戻ったとき、大槻(1991)に従えば、従来の開発モデル、そして開発現場においても、消費者ニーズとは、実質的に彼らが店頭にくる以前に認識するニーズ、あるいは彼らの生活コンテキストにおいて認識するニーズを前提としており、このような消費者が店頭においてはじめて認識するようなニーズは想定されてはいなかったといえる。

## 3. 複数ケーススタディー

以上の先行研究レビューを踏まえ、リサーチクエスチョンを次のように設定した。いかに企業は消費者の未だ満たされないニーズを満たすだけでなく、小売による高回転型品揃え管理にあって、店頭で消費者魅力を持ち、継続的に消費者購買トライアル・リピートを獲得し成長するような製品を実現できるのか。

新製品開発プロセスにおいて消費者ニーズを検討する段階とは、主に新製品コンセプト開発段階であるため、特にこの新製品コンセプト開発プロセスに着目する。先行研究をふまえ、以下、ここでいう従来の新製

品開発モデルとは、主に消費者が彼らの生活コンテキストにおいて認識するニーズを仮定しそれに対応するコンセプトを開発するようなモデルを指すものとする。

このリサーチクエスチョンに対し、複数ケーススタディーによりその答えを探ることとした。それはケーススタディーは理論構築に適しており、また二つ以上のケースを比較することで研究者はある理論が成立するか否かを判断するのにより有効な情報を得ることができる (Yin, 2003; Bryman, 2001) とされるからである。具体的な開発ケースを扱うことで、リサーチクエスチョンに関する理論仮説を導出することができる。と考える。

ケースとして2000年初頭においてなされたサントリー株式会社 (以下、サントリー) による緑茶飲料製品である「伊右衛門」開発を、先行した「和茶」開発および1980年初頭になされた同社の「ウーロン茶」開発との比較のなかで取り上げ分析した。2004年時においてサントリーは日本清涼飲料市場において16.6%の市場シェアをもち日本コカ・コーラに次ぐ第2位である<sup>8)</sup>。2000年初頭当時の緑茶市場は急激な成長を遂げつつあり、その製品間競争は激しさを極めるなかで (佐々木, 2005), この市場に対応する製品品揃えには単品管理, そしてその結果としての高回転型品揃え管理が導入されていた (佐々木, 2005)。無糖茶系飲料市場においてサントリーは「ウーロン茶」(1981年上市) を確立していたが (サントリー, 1999), その成長著しい緑茶市場カテゴリーにあっては特に基幹となる程のブランドをもたず, そのため1990年代よりさまざまな製品を開発, この市場に投入した (佐々木, 2005)。しかしこの小売による高回転型品揃え管理にあって, 「和茶」を含む「伊右衛

門」以前の製品ブランドはすべて市場地位確立にまで至らず「伊右衛門」ではじめてその市場地位確立を果たしている。

この「伊右衛門」開発においてサントリーは、それ以前の製品開発と比較し、店頭環境における製品に対する消費者行動をより積極的に理解し、開発に反映させるような開発プロセスの採用に至っている。特にそれは店頭購買行動の理解を製品コンセプト開発にまで反映させようとする点で、それ以前の開発プロセスとは大きく異なる。表1にこれら開発ケースの特徴をまとめる。

分析にあたっては主に、対象に関する二次データ、すなわち峰 (2006)、サントリーニュースリリース、業界雑誌である「酒類食品統計月報」等を活用、およびそこから得られた知見を確認あるいは補う目的でサントリーにおいて「和茶」「伊右衛門」に直接的に関与したデザインディレクター (当時) 水口洋一氏に対し半構造化インタビュー (Bryman, 2001) を行なった。インタビューは2006年11月から2007年3月にかけて、2回にわけてそれぞれ1.5時間程度をかけて実施され、主に対象プロジェクトにおいて採用されたコンセプト開発マネジメントに関する事柄について質問された。

各インタビューにおいては特に、リサーチクエスチョンに関わること、二次データより得られたことについての答えを得ることに注意を払うも、それらに限定されず事前に想定しえなかった、しかし理論構築に関し重要となり得る回答内容をも確実に把握することを努めた。すべてのインタビューより得られた回答内容の記述結果は、インタビューにレビュー確認、必要に応じ修正頂き、把握した内容の正確性確保に努めた<sup>9)</sup>。

表1：各開発ケースの特徴

	「ウーロン茶」 1981年上市	「和茶」 2003年上市	「伊右衛門」 2004年上市
主要販売チャネルと特徴	自販機; 当初はナイトクラブ	CVS, GM, SM, これら品揃え 管理は高回転型;	CVS, GM, SM, これら品揃え 管理は高回転型;
開発意図	ブランド確立	ブランド確立	ブランド確立
開発モデル	従来型(生活コンテキストで 認識されるニーズをもとにコ ンセプト開発)	従来型(生活コンテキストで認 識されるニーズをもとにコンセ プト開発)	生活コンテキストで認識される ニーズとともに店頭購買行動 の理解をコンセプト開発に反 映

## 4. 分析

### 4-1. 「ウーロン茶」開発

「ウーロン茶」は1981年に上市されたものであり、サントリーが1972年にサントリーフーズを設立し食品事業に本格的に参入して以来のヒット商品となった（サントリー，1999）。

その開発はより従来の開発モデルに沿ったものであり、消費者が生活コンテクストで認識するようなニーズがまず仮定され、それを満たすようコンセプトが設定、製品が実現されるというプロセスを経たものである。当初は同社のウイスキー製品と一緒にナイトクラブに卸すことが想定され、そのためその対象消費者としてそこで働く女性とされた（サントリー，1999）。そしてコンセプトはその対象消費者に合わせて「新しく、ダイエットにいい、甘い香りと丸い甘み」とされた（サントリー，1999）。

上市后当初、そのナイトクラブと並行し、当時の主たる販売チャネルは自販機であった<sup>10)</sup>。当時のGMS、SM、あるいはCVSはまだ清涼飲料製品にとっての販売チャネルとしては小規模でありまた、単品管理は導入されはじめたばかりで、茶系飲料製品のみならず清涼飲料製品SKU数自体限られており、それらの品揃え管理はその後の「和茶」等開発時と比較し高回転でなされるものではなかった。

結果として、「ウーロン茶」はまずその当初の対象消費者である女性に特にその味そしてそのダイエット効果がよいとして受け、その「ウーロン茶」のうわさは彼らより彼らの顧客へと広まり、さらにそこからより幅広い消費者へと広まっていった（サントリー，1999）。そして主な販売チャネルが自販機である以上、当初はそれ程の販売量の伸びを示さなくても、同社がこの製品を長期的に成長させる意図をもつ限り、その自販機の品揃えに含め続けることができ、その一方で時間をかけこの製品に対する消費者ニーズの開拓をおこなうことができた（サントリー，1999）。

当初その販売量は1985年で200万ケース程であった<sup>11)</sup>が、その後徐々に増え、1999年には5000万ケースに達し<sup>12)</sup>、「ウーロン茶」は同社の戦略的基幹ブランドの一つとして位置づけられる程に成長した<sup>13)</sup>。図2-1にその「ウーロン茶」の1983年から2000年にかけての販売量を、図3-1にその製品姿を表す。

### 4-2. 「和茶」開発

「和茶」は2003年に上市されたものであり、急伸す

る緑茶市場カテゴリーにおいて、同社の基幹となるような製品ブランドを確立させようとする努力の一環でなされた<sup>14)</sup>。「和茶」にとっての主要な販売チャネルは主に、CVS（販売総額の32%を占める）、次いでGMS、SMなど量販店（販売総額の30%を占める）、自販機（販売総額の19%を占める）となっていた<sup>15)</sup>。CVS、GMS、SMにおいては、その品揃えは単品管理により高回転型管理下にあった（邊見，2008；木下，2002）。そしてCVS、GMS、SMがその品揃えから製品をカットする（「死に筋」として棚から排除する）基準とはあくまでもその販売数量である一方、その新製品の採用基準としては、「自社の顧客ニーズに合致する」「これまでに無い特徴をもつ」ことをより重視していた（宮入，2005）。またそのような新製品の期待が強い程、より頻繁にメーカーに対し新製品提案を求め、より高回転で品揃え管理をおこなっていた（宮入，2005）。

その開発にはより従来型に近い開発モデルが採用されている。ここではまず、プロジェクトチームは市場調査を経て、消費者に求められている緑茶製品の価値とは、本格的な緑茶、それを飲むことで安らぐことができる、ということであると仮定し、そのコンセプトを『急須のお茶』がもつ『香りのよさ』、『ほっとできる味わい』とした<sup>16)</sup>。

そしてこのコンセプトをもとに、味覚、パッケージデザイン、TVコピーなどのマーケティングミックス要素が開発、市場調査によりそれらの消費者魅力が確認される。図3-2にその製品姿を示す。

上市后、「和茶」もこれまでの同社の数種にわたる緑茶製品と同様、その成長は期待程には伸びず、その販売量は1000万ケース程度であった（佐々木，2005）。緑茶製品として年1000万ケース程度の販売量とは、実質的に当時のCVSにとって、その製品を「死に筋」としてみなすか否かのボーダーラインであった（磯野，2008）。

プロジェクトチームはこの製品上市後、店頭での消費者の行動を観察、消費者が「和茶」に対しどのような反応をとっているのかを理解しようとした。その結果、消費者は確かに緑茶を飲んで安らぎたい、ほっとしたい、と思っているものの、彼らはそのように思っていることを店頭では他人に思われたくない、と思っているのではないか、という仮説に至った。すなわち、対象となる消費者はたとえ安らぎたいと思っはいても、そのために店頭で緑茶製品を手にとるときには、そのようには見られたくなく、「和茶」のようにパッ

ケースに直接的に「ほっとする」イメージを表現しているものを手に取るのは躊躇するのではないか、と考えた<sup>17)</sup>。この仮説が次の「伊右衛門」コンセプト開発に生きることとなる。

#### 4-3. 「伊右衛門」開発

「伊右衛門」は2004年に上市され、「和茶」開発と同様、同社のこの緑茶市場における基幹となるような製品ブランドを確立させようとする努力の一環となされた<sup>18)</sup>。「伊右衛門」にとっての主要な販売チャネルの状況は「和茶」と同等であった。

コンセプト開発に関して、これまでの「和茶」および「和茶」に至る数種の緑茶製品開発からの学習、さらなる市場調査を経て、基本的な緑茶製品コンセプトの構造、すなわち、本格的な緑茶、それを飲むことで安らぐことができること、はこの「伊右衛門」においても踏襲するに至っている。しかしどのような本格的な緑茶であり、本格的な緑茶であること・それを飲んで安らぐことをいかに表現するか、についてはこの「伊右衛門」でまた新たな試みがなされる。その新たな試みとして、まず第一に、そのブランドイメージおよび味覚のために、老舗茶舗である福寿園との開発提携をおこなう。そしてそれによりコンセプトは「福寿園の茶匠が厳選した国産茶葉を100%使用し、緑茶本来の自然な旨味・渋みがありながら、さっぱりとした味わいを無香料にて実現<sup>19)</sup>、あるいは「百年品質・本格緑茶」(峰, 2006)と設定された。第二に、市場調査、アイデア展開の繰り返しを経てそのコンセプト表現方法、あるいは「裏」のコンセプトとして、「見栄と甘え」、「本音と建前」、あるいは「大人の哺乳瓶」として設定されるに至る。これは、実際に消費者が店頭で手にするパッケージデザインでは、本格緑茶を飲みたい、といった気持ち(すなわち「見栄」「建前」に対応)に訴え、しかし安らぎたい、ほっとしたい、といった気持ち(すなわち「甘え」「本音」に対応)にはTVコピーでのみ訴えパッケージではそれはしない、といったものである。このコンセプト表現方法により、消費者が店頭で製品を手に取る際には「和茶」のときのような躊躇をすることなく、しかしTVコピーにて「伊右衛門」の本格緑茶という性格、そしてそれを飲むことで安らぎ、あるいはほっとできるというコンセプトを受け取ることを期待した。またその製品パッケージデザインとして、本格緑茶を表現するために、竹筒をモチーフとしたオリジナルボトルデザインアイデアを開発した(峰, 2006)。

このコンセプト表現方法の確立は「和茶」からの学習に加え、この「伊右衛門」で初めて取られたコンセプト開発プロセスに依存している<sup>20)</sup>。その開発プロセスとは、よりその準備期間を短縮しかつ精度を高めた店頭環境シミュレーションを活用した市場調査方法(定性・定量調査とも)を採用したものであり、さらにこの市場調査方法の改善は、製品プロトタイプ開発方法の改良によって可能となったものである。この「伊右衛門」の開発時期に、同社はより精度の高いプロトタイプをより早く作る技術を確立した。この新たな開発プロセスによりプロジェクトチームは、(a)消費者が想定される店頭品揃え環境においていかに開発製品(プロトタイプ)に反応するか、をより高い精度で調査することができ、かつ市場調査時間の短縮のためより多く繰り返すことができるようになった。さらに、(b)コンセプトアイデアの開発とコンセプト視覚化アイデア(プロトタイプ)開発をより統合的にこなうことができるようになった。すなわち、コンセプト視覚化アイデアに対する店頭環境シミュレーションを活用した市場調査結果をもってコンセプトアイデア自体にまでたちもどり修正、さらにその修正されたコンセプトアイデアをもとにすぐにその視覚化アイデアを開発、それをまた市場調査にかける、そしてこのサイクルを繰り返す、ということがより可能となった<sup>21)</sup>。プロジェクトチームは、コンセプト開発にこの開発プロセスを採用することで、想定される店頭品揃え環境においても消費者魅力をもつような製品コンセプトおよびコンセプト表現方法を特定した。図3-3にその製品姿を示す。

しかしながらまたその一方、開発途上においてこの竹筒モチーフのオリジナルボトルデザインは自販機ではその規格外サイズのため対応できないことが判明した。そのため、マネジメントによる判断をもって、コストをかけてでもあくまでもCVS、GMS、SMなど店頭販売用にはこのオリジナルボトルデザインを、自販機用には従来の標準ボトルデザインを採用することで決まった(峰, 2006)。その判断には、あくまでもこの緑茶プロジェクトを成功させなければならない、ということがあった(峰, 2006)。

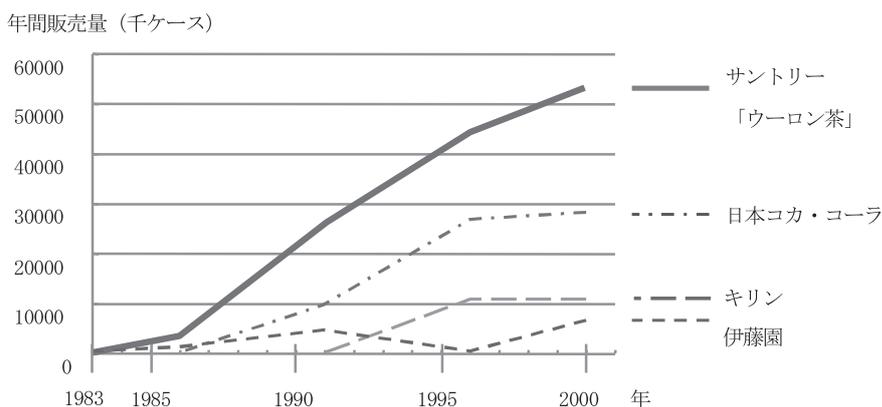
「伊右衛門」上市後、極めて高い購買トライアル、そしてそれに引き続く購買リピートを生み出すこととなった。特にTVコピーが高い評判を得る<sup>22)</sup>と同時に、店頭販売用の竹筒モチーフのオリジナルボトルデザイン500mlは発売3日後で品切れを起こすこととなり(秋葉, 2006)、またプロジェクトチームによる店頭

での消費者行動の観察によっても、CVS、GMS、SMではこのコンセプトおよびコンセプト表現方法の消費者魅力実現が確認された<sup>23)</sup>。その品切れを起こしつつも初年度3420万ケースを販売、緑茶市場で市場シェア3位を獲得するに至った<sup>24)</sup>。翌年の2005年には5000万ケースを販売、これは同社「ウーロン茶」が

上市后10年以上要した販売量のレベルである<sup>25)</sup>。「伊右衛門」はその後も順調に成長、同社基幹ブランドとしてその市場地位確立に至る<sup>26)</sup>。

図2-2に1997年から2006年にかけての「和茶」「伊右衛門」を含むサントリー緑茶製品の販売量推移をまとめる。

図 2-1：1983年から2000年にかけての主要メーカーによる烏龍茶製品販売量推移



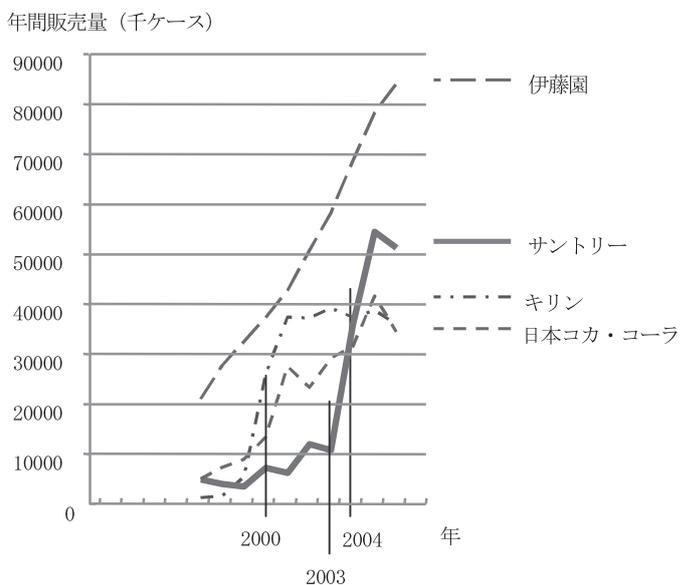
出所：『種類食品統計月報』1985年-2000年、日刊経済通信 をもとに著者作成

図 3-1：  
サントリー  
「ウーロン茶」



出所：サントリー  
ホームページ

図 2-2：1997年から2006年にかけての主要メーカーによる緑茶製品販売量推移



出所：『酒類食品統計月報』、2000年10月、2001年7月、2002年1月、2002年7月、2003年1月、2003年8月、2004年2月、2004年8月、2005年2月、2006年2月、2006年8月、2007年2月、2007年8月、日刊経済通信社、をもとに著者作成。

図 3-2：  
サントリー  
「和茶」



出所：サントリー  
ニュース  
リリース No. 8337

図 3-3：  
サントリー  
「伊右衛門」



出所：サントリー  
ニュース  
リリース No. 8647

## 5. ディスカッションおよびインプリケーション

### 5-1. 小売による高回転型品揃え管理の新製品成長への影響およびサントリーによるその対応

ここでみたサントリーによる「ウーロン茶」開発、そして「和茶」開発でとられた開発プロセスは、消費者の生活コンテキストで認識されるようなニーズを仮定、それを満たすように製品コンセプトを設定し、製品を開発するという点で、従来の開発モデルにより沿うものであった。そして「ウーロン茶」は成長に至ったが、それは主に当時の主要な販売チャネルである自販機を通してであった。

対して「伊右衛門」開発では、「和茶」開発からの学習、そしてその開発途上においても店頭シミュレーションを活用した市場調査により店頭における消費者の製品知覚を理解し、それをもとに製品コンセプトおよび製品プロトタイプに表されるコンセプト視覚化を設定（すなわち「見栄と甘え」あるいは「本音と建前」）、製品を開発していた。

また「伊右衛門」開発において、結果的に店頭販売用と自販機による販売用とで異なるボトルデザインを採用するに至っている。それはもともと店頭用で開発を進めたオリジナルボトルデザインが自販機の規格には合わなかったためであるが、サントリーのマネジメントとしてはそれが判明した時点で、自販機にも対応できる標準ボトルデザインを店頭販売用にも採用するという判断もできたはずであるが、そうはしなかった。それは、たとえ同じターゲット消費者であっても、製品が自販機で売られる場合と、店頭で売られる場合とで、製品に対し異なる反応を示すであろうこと、そして店頭では消費者は製品デザイン（すなわちコンセプト表現）により敏感であり、店頭でこの製品の消費者魅力を実現するためにはオリジナルボトルデザインが不可欠である、との読みがあったからに他ならない。そして実際に品切れの問題を引き起こす程の購買が殺到したのはその店頭用のオリジナルボトルデザインの方であり、それはそれだけそのデザインが店頭において（「和茶」のときに見られたような消費者の製品を手にとるときの躊躇は見られず）消費者魅力の実現に貢献したと見ることができる。

このような小売環境要因への対応として製品コンセプト開発そしてその評価に消費者の店頭購買行動に関する知見を取り入れるという開発モデルは、田嶋（1989）、大槻（1991）の主張に沿うものである一方、藤本（2002）、小川（2003a; 2003b）とは、小売には

依らずあくまでもメーカー独自の開発という意味で、また小川（2003b）とも、本ケースはあくまでも定番型で単独プロジェクト管理であることで、大きく異なる。

### 5-2. 消費者ニーズの生活・購買コンテキスト別区分およびそれをもとにしたコンセプト開発モデルの提案

新製品開発研究においては、企業はその新製品開発にあたり、消費者の未だ満たされないニーズを仮定し、それに対応するように製品コンセプトを設定することが主張される（Crawford, 1991等）一方、田嶋（1989）は購買意図だけでなく店内状況要因を管理する店頭状況のマーケティングが求められることを、そして大槻（1991）は新製品開発は店頭起点で理解される消費者ニーズを活用すべきことを指摘していた。消費者がいかに店頭で製品を知覚するかを理解することは、消費者がその店頭環境ではじめて認識するニーズを探り理解することをも意味することとなる。

この従来の開発モデルに沿った「和茶」、「ウーロン茶」開発と、小売環境要因への対応として製品コンセプト開発そしてその評価に消費者の店頭購買行動に関する知見を取り入れた開発モデルが採用された「伊右衛門」開発との比較分析からの知見をもとに、従来の開発モデルに対し、高回転で管理される小売品揃えに含まれてなお消費者購買トライアル・リポートを獲得し続け、成長するような新製品を実現する新製品コンセプト開発として、次を提案する。

消費者ニーズを、「生活起点ニーズ」、すなわち彼らの生活コンテキストにおいて生じるニーズ、および「購買起点ニーズ」、すなわち彼らの買物コンテキストにおいて生じるニーズ、とに区別すること。そしてその異なる二つのタイプの消費者ニーズをもとにし、製品コンセプトを開発すること。ここで「生活起点ニーズ」とは、従来の新製品開発において想定されてきたようなより一般的な消費者ニーズを指し、「購買起点ニーズ」とは、店頭環境においてこれまでの店頭消費者購買行動研究が扱ってきたような消費者の非計画購買、購買延期（中止）などを引き起こすような消費者ニーズを指す。その「購買起点ニーズ」に典型的に含まれるであろうものとしては、店頭環境により条件づけられるようなもの、例えば店頭の品揃えのなかにある商品群を刺激として、（他の商品との比較のなかで）より新しいもの・新鮮なもの、より多いもの・より高機能なものが欲しい、といったようなニーズ、店

頭の買い物コンテキストで消費者にとって負担となる商品探索・選択のための情報処理努力の縮減に貢献するような、よりその便益がはっきりしたもの・わかりやすいものが欲しい、といったようなニーズ、あるいは店頭での他の消費者の目を意識することにより生じるようなニーズ、があげられる。

このニーズ区分をもとにすれば、「和茶」開発および「伊右衛門」開発時における「生活起点ニーズ」とは、1. 本格的な緑茶を飲みたい、2. そしてそれを飲むことで安らぎたい・ほっとしたい、ことであり、一方、「購買起点ニーズ」とは、店頭では他の客に緑茶を飲んで安らぎたい・ほっとしたいと思っているとは思われたくない、ことであつたと整理できる。そして「和茶」はこの「購買起点ニーズ」に対応できず、消費者購買トライアル、その後の購買リピートの獲得を十分できなかった一方、「伊右衛門」の場合にはそのコンセプトとそのコンセプト表現としてのパッケージデザインが、そのような「生活起点ニーズ」だけでなく、「購買起点ニーズ」にうまく対応した結果、その上市後の高い消費者購買トライアルとその後の継続的な購買リピートの獲得に貢献した、と見ることがができる（「和茶」のときに見られたような消費者の製品を手にとるとき躊躇は見られなかった）<sup>27)</sup>。

このようなここでの「店頭では他の客に緑茶を飲んで安らぎたい・ほっとしたいと思っているとは思われたくない」といったような消費者がもつ感覚は、先行研究レビューでみたKotler (2003)によるニーズの概念と照らし合わせてみても「e. 隠れたニーズ」に相当するものであり、ニーズの一種として捉えることに大きな問題はないと思われる<sup>28)</sup>。しかしながら実際にはこのような店頭において買い物コンテキストで消費者が受ける感覚は、どちらかというニーズとして捉えるよりも例えばこの商品を選択することに伴う知覚リスク、あるいは知覚ハードルといった概念で捉える傾向にあつたといえるだろう (Solomon, 2004)。平久保 (2005)、Solomon (2004)はそのような知覚リスクの一種として「社会リスク (酒やタバコなど社会的にイメージの悪い商品、服や靴など露出度が高く他人の目が気になる商品に対して知覚するリスク)」をあげるが、今回のこの消費者が持つ感覚もそれに相当するといえる。しかし、小売環境要因への対応のために新製品開発の特にコンセプト開発からそのような店頭において消費者が受ける感覚までをも踏まえておこなうためには、それは (知覚リスク等としてよりも) あくまでもニーズの一種として捉える必要がある。それ

は消費者ニーズこそがコンセプト開発の起点とされるからである。

その意味で、この「購買起点ニーズ」の提案とは、あくまでもKotler (2003)に示されるようなニーズの概念に立ち戻りつつ、ニーズとは消費者の生活コンテキストだけではなく、買い物コンテキストでも感じ得ることを明示し、新製品コンセプト開発にそのようなニーズをも意識して開発すべきことを提案するものである<sup>29)</sup>。そしてこの提案する消費者「購買起点ニーズ」「生活起点ニーズ」を分類仮定し製品コンセプト開発を行うという開発モデルは、あくまでも大槻 (1991)の「店頭マーケティング」として新製品開発は店頭起点で理解される消費者ニーズを活用すべきという主張に沿うものでありつつ、その実現のために、製品コンセプト開発の段階に着目しそこで従来の「生活起点ニーズ」と並行して「購買起点ニーズ」を仮定すべきことを主張するものである。大槻 (1991)では、店頭起点で理解される消費者ニーズを活用する新製品開発としての複数事例は提示されるも、その具体的な開発モデルの提案まではなされていなかった。

また藤本 (2002)、小川 (2003a; 2003b)が提示する小売との共同でなす開発モデルとは、「購買起点ニーズ」に対応する製品コンセプト、そしてそれをもととした製品の開発実現に有効であるといえることが示唆される。それは消費者「購買起点ニーズ」とは、消費者の買い物コンテキストにおいて生じるニーズであるから、消費者自身に加え、メーカーの新製品自体と小売の小売環境の関係性に依存することとなり、小売が厳密に自身の小売環境を管理する状況にあつては、メーカーよりもより優位に「購買起点ニーズ」を仮定、理解できることとなるからである。そして小川 (2003b)が提示する「複線型開発」とはすなわち、この開発モデルにより実現される製品 (群)が、より「購買起点ニーズ」に対応しているといえることが示唆される。以上、表2にCrawford (1991)等に典型的に示される従来の新製品開発モデルにおける小売環境要因への対応方法、そしてより積極的に小売・店頭環境、店頭消費者購買行動を意識した大槻 (1991)藤本 (2002)、小川 (2003a; 2003b)、小川 (2003b)の主張と、本稿で提案する開発モデルの特徴を整理する。

表2：各開発モデルが主張する小売環境要因への対応方法の特徴

開発モデル	特徴
Crawford (1991)等の従来の開発モデル	商品化段階における流通段階への働きかけ、店頭プロモーション、パッケージング
大槻(1991)「店頭マーケティング」	消費者ニーズは店頭起点で理解されるべきであり新製品開発はそれを活用すべき
藤本(2002)、小川(2003a; 2003b)	製品コンセプト開発から、あるいはテストマーケットについて小売と共同で行なう
小川(2003b)「複線型開発」	定番確立の役割をもつ従来型開発と並行し、限定型製品開発などといった異なる役割をもつ複数開発プロジェクトを組み合わせる
本稿が提案する開発モデル	消費者ニーズを「生活起点ニーズ」および「購買起点ニーズ」とに分類仮定し、それらをもとにして製品コンセプトを開発する

### 5-3. 「購買起点ニーズ」・「生活起点ニーズ」をもとにした新製品コンセプト開発プロセス

また、「購買起点ニーズ」および「生活起点ニーズ」に対応するような新製品コンセプトを開発するためのプロセスとして、「伊右衛門」開発ケース分析より次を導くことができる。従来型の開発プロセスに対し、

A. 計画段階の消費者ニーズの仮定において、「生活起点ニーズ」および「購買起点ニーズ」についておこなうこと；特に小売販売チャンネルに起因する「購買起点ニーズ」は、その小売環境の特性に依存することとなるため、小売環境、さらにはその小売に対するニーズ<sup>30)</sup>の理解が必要となること<sup>31)</sup>、

B. アイデア開発段階のコンセプト開発において、その仮定された「購買起点ニーズ」、「生活起点ニーズ」の両方に対応するコンセプトアイデアを開発すること；ここで「購買起点ニーズ」は販売チャンネルの特性に依存することとなるため、コンセプトアイデア・コンセプト視覚化アイデアは、必要に応じ、その販売チャンネル毎に用意すること<sup>32)</sup>、

C. 選択段階およびD. 開発設計段階のコンセプトアイデアの評価において、その仮定された「購買起点ニーズ」、「生活起点ニーズ」の両方に関しておこなうこと、さらに、コンセプトアイデアを「購買起点ニーズ」に関して評価するために、それをコンセプト視覚化アイデア（プロトタイプ）に展開し、評価をおこなうこと、そして必要に応じ、その評価をもってコンセプトアイデアを修正、それをさらにコンセプト視覚化アイデア（プロトタイプ）に展開し、評価、このサイクルを繰り返すこと、そのためB, C, Dでのコンセプト視覚化アイデア開発とコンセプトアイデア開発は統合的に行

なうこと<sup>33)</sup>、

そしてE. 商品化段階に関しては従来の開発モデルと同様、ここまでで導かれた開発製品をもって流通へのその販売促進の働きかけ、店頭プロモーションをおこなうこと、である。ただしここで従来の開発プロセスではパッケージングもなされるとされるが、「伊右衛門」開発で見たとおり、パッケージングが消費者「購買起点ニーズ」の認識に影響を与えられられる場合は、製品の一部分として捉え、開発プロセスの計画段階より考慮すべきである。図4にこの開発プロセスを描く。

従い、この開発プロセスに求められる資源として、従来の開発プロセスの実行に求められるものに加え、

(1)「購買起点ニーズ」を理解し、開発されたコンセプトアイデア、コンセプト視覚化アイデア（プロトタイプ）をその「購買起点ニーズ」に対し評価するための開発体制、技術、時間、人材などがあげられる。さらに「購買起点ニーズ」は小売が管理する小売環境に依存することから、その小売の意図の理解・予測が必要となる。特に開発プロジェクトが複数の販売チャンネルを扱う場合、「購買起点ニーズ」についてもその販売チャンネル毎に複数のシナリオを考慮する必要がある可能性がある。(2)また従来の開発プロセスと比べ、あらたに「購買起点ニーズ」を考慮しなければならないこと、さらにはそのためにコンセプトアイデア開発とコンセプト視覚化アイデア開発はより統合的に進めなければならないことから、当然その開発プロセスはより複雑になることとなる。その複雑性に対処するための開発体制、技術、時間的、人的資源なども求められることとなる。

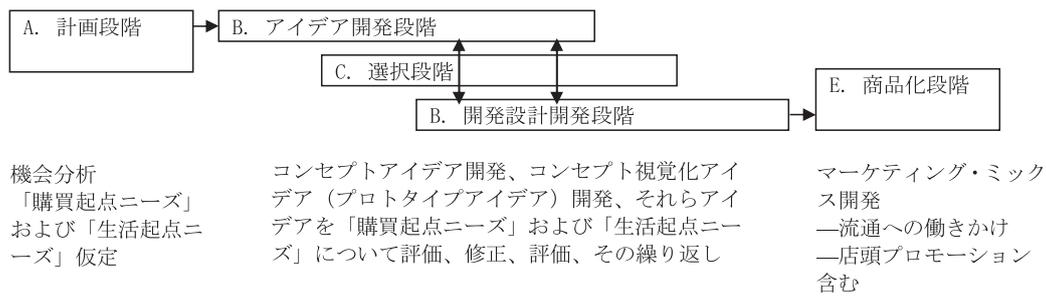


図4：「購買起点ニーズ」および「生活起点ニーズ」をもとにした新製品コンセプト開発プロセス

## 6. おわりに

本研究では、サントリーによる「伊右衛門」開発の分析をもとに、従来型の開発プロセスと対比させ、高回転で管理される品揃えに含まれなご成長を遂げるような新製品を実現するための、新たな新製品開発モデル、すなわちその製品コンセプト開発プロセスにおいて、消費者の二種の異なるタイプのニーズ：「購買起点ニーズ」および「生活起点ニーズ」を仮定し、それらに対応するようにその製品コンセプトを開発すること、を提案した。この新たな開発プロセスの実行は、従来の開発プロセスと比較し、それ相応の資源を求めることとなる。

この提案は、一般的に新製品開発の主体となるメーカーに対するインプリケーションとなるが、また小売に対するインプリケーションを導くことができる。小売は自身が管理する小売環境の操作により、メーカーと共同で「購買起点ニーズ」の仮定を促進することができ、積極的にメーカーによる新製品コンセプト開発に影響を及ぼすことができる<sup>34)</sup>。あるいはさらに小売によるプライベートブランドの開発に、このコンセプト開発モデルは特に有効であるはずである。なぜならば、そこでは小売が新製品および小売環境の両方を直接的に操作する立場にあることから、「購買起点ニーズ」をより正確に仮定できることになるからである。

今後の課題として、次の三点が挙げられる。まず一点目として、本研究で提案した消費者「購買起点ニーズ」とはあくまでも今回のケース、特にサントリー「伊右衛門」開発ケースからの知見に大きく依存しており、その具体例の提示も限られている。その概念定義を確立するために、より多くの異なるケースを検討し、他の「購買起点ニーズ」の具体例を導き検討する必要がある。二点目として、本研究で示したその「購買起点ニーズ」「生活起点ニーズ」を仮定する新製品コンセプト開発モデルについて、本研究で対象とした清

涼飲料業界以外の他の業界で、小売がメーカーに対しより強力なチャネルリーダーシップを発揮しその小売品揃え環境を厳密に管理しているような業界、例えば家電・IT家電業界などでの有効性を検討することが挙げられる。そこではやはり、製品が「購買起点ニーズ」に対応しているか否かが新製品開発においてより重大な問題となり得るからである。そして三点目として、この新製品コンセプト開発モデルの一般的な有効性を実証的に示すことである。

Received date 2011年6月28日

Accepted date 2011年9月27日

## 参考文献

- Bhattacharya, Shantanu, Krishnan, V. & Mahajan, Vijay, (1998), "Managing New Product Definition in Highly Dynamic Environments," *Management Science*, Vol. 44, No. 11, part 2 of 2, 50-64.
- Bryman, Alan, (2001), *Social Research Methods*, Oxford University Press.
- Clark, Kim & Fujimoto, Takahiro, (1991), *Product Development Performance*, Harvard Business School Press. (田村明比古訳 (1993)『製品開発力』ダイヤモンド社.)
- Crawford, C. Merle, (1991), *New Products Management Third Edition*, RICHARD D. IRWIN, INC.
- Kotler, Philip, (2003), *Marketing Management Eleventh Edition*, Pearson Education International. (村田昭治監修, 小坂恕・疋田聡・三村優美子訳 (1996)『マーケティング・マネジメント』プレジデント社.)
- Maslow, Abraham H, (1970), *Motivation and Personality Second edition*, Pearson Education.(小口忠彦訳 (1987)『人間性の心理学：モチベーションとパーソナリティ』産業能率大学出版部.)

- Solomon, Michael R., (2004), *Consumer Behaviour – Buying, Having, and Being Sixth Edition*, Pearson Education, Inc.
- Urban, Glen L. & Hauser, John R., (1993), *Design and Marketing of New Products*, Prentice-Hall Inc.
- Yin, Robert, K., (2003), *Case Study Research: Design and Methods*, Sage Publications.
- 秋葉良宣 (2006) 『サントリー知られざる研究開発力』ダイヤモンド社.
- 青木幸弘 (1989) 「店頭研究の展開方向と店舗内購買行動分析」田島義博&青木幸弘編著『店頭研究と消費者行動分析』誠文堂新光社 49-80頁.
- 磯野誠 (2008) 『新製品アイデア開発におけるデザインの役割』神戸大学大学院経営学研究科博士論文.
- 大槻博 (1991) 『店頭マーケティングの実際』日本経済新聞出版社.
- 小川進 (2003a) 「商品開発体制に与えたコンビニ台頭のインパクト」『国民経済雑誌』第188巻第6号 39-51頁.
- 小川進 (2003b) 「複線化する製品開発」『国民経済雑誌』第195巻第4号 53-68頁.
- 小川進 (2005) 「複線型開発」『流通研究』第8巻第1号 1-16頁.
- 小川進 (2008) 『競争的共創論 革新参加型社会の到来』白桃書房.
- 木下安司 (2002) 『コンビニエンスストアの知識』日本経済新聞出版社.
- 財団法人流通経済研究所 (2008) 『インスタ・マーチャライジング—製配販コラボレーションによる売場作り』日本経済新聞出版社
- 佐々木亮 (2005) 『緑茶飲料における製品開発競争の考察』神戸大学大学院経営学研究科修士論文.
- サントリー株式会社(1999) 『日々に新たに「サントリー一百年誌」』サントリー株式会社.
- 嶋口充輝 & 石井淳蔵 (1987) 『現代マーケティング [新版]』有斐閣.
- 高橋郁夫 (1999) 『消費者購買行動』千倉書房.
- 田嶋義博 (1989) 「店舗内購買行動分析のメーカー・マーケティングへの応用」田島義博&青木幸弘編著『店頭研究と消費者行動分析』誠文堂新光社 385-399頁.
- 邊見敏江 (2008) 「イトーヨーカ堂の「単品管理」」『MMRC Discussion Paper』No. 189.
- 平久保伸人(2005) 『消費者行動論』ダイヤモンド社.
- 藤本武士 (2002) 「日清食品の新製品開発—小売業との共同開発製品「札幌すみれ」を中心として—」『立命館大学』第41巻第3号 87-102頁.
- 峰如之介 (2006) 『なぜ、伊右衛門は売れたのか.』株式会社すばる舎.
- 宮入康 (2005) 『飲料メーカーのチャネル対策としてのブランド変更の意味について』神戸大学大学院経営学研究科ワーキングペーパー, 2004・6.
- 守口剛 (1989) 「店舗内におけるブランド選択過程」田島義博&青木幸弘編著『店頭研究と消費者行動分析』誠文堂新光社 247-283頁.
- 矢作敏行 (1994) 『コンビニエンス・ストア・システムの革新性』日本経済新聞出版社.
- 渡辺隆之 (2000) 『店舗内購買行動とマーケティング適応』千倉書房.

## 注

- 1) 例えば, Procter & Gamble, (2006), P&G 2006 Annual Report, Procter & Gamble; P&G Group, (2006), Business Viewpoints, 14, P&G Group.
- 2) 『平成19年 商業統計表 業態別統計編 (小売業)』, 2009年, 経済産業省経済産業政策局調査統計部編; 『昭和60年 商業統計表 業態別統計編』, 1988年, 通商産業大臣官房調査統計部.
- 3) 『日本経済新聞』, 2006年5月29日.
- 4) Solomon (2004) によるニーズの見方もこのKotler (2003)のそれと大きくは変わらず, ニーズとは「基本的欲求」であるとする. そのようなニーズはこの本文にあげた分類方法以外にも, 研究者によっていくつかこれまでに提示されている. 例えばSolomon (2004)は, そしてKotler (2003)自身これ以外に, 「生理的」ニーズ (飢え, 渇き, 不快感など, 生理的な緊張状態から引き起こされるもの) と「心理的」ニーズ (認められたい, 評価されたい, どこかに属したいという欲求によって引き起こされるもの) の分類を提示する. またMaslow (1970)はニーズ階層理論を提示し, それは, 人のニーズは緊急度の高いものから低いものへと至る階層構造になっており, それは順に生理的ニーズ, 安全のニーズ, 社会的ニーズ, 評価のニーズ, 自己実現のニーズから構成されるとする. さらに平久保(2005)は, 製品の機能を求める欲求 (utilitarian needs) と快感を求める欲求 (hedonic needs) の分類を提示する. またさらにKotler (2003)はそのニーズに対してウォンツ (欲求) については, こうしたニーズがそれを満たす特定の物に向けられるときにウォンツと呼

- ばれるとする。やはりそれと大きくは変わらず Solomon (2004)は、ウォンツとは「消費者が社会経験において学んだ欲求を満たすひとつの方法である」とする。すなわちニーズを満足させる具体的な形がウォンツということになる(平久保, 2005)。しかし今回調査したような実際の開発現場ではそのようなウォンツの意味も含めてニーズという言葉が使われているため、本稿でもそれにならい、以降でウォンツの意味も含めてニーズを使うものとする。
- 5) Urban & Hauser (1993)においては、消費者ニーズ理解を含めたその新製品開発プロセスについての説明全体にわたり、小売環境要因についてはほとんど触れられていない。製品パッケージングについて、Crawford (1991)と同様に開発設計段階後のマーケティング・ミックス開発の一部であるプロモーション要素としてわずかに取り上げられる。Kotler (2003)においては、消費者理解として消費者店頭購買行動について言及される。しかし新製品開発プロセスについての説明においては小売環境要因については言及されない。
  - 6) 『TOKYU AGENCY NEWS 18-34』, 2006年11月6日, 東急エージェンシー。
  - 7) ここで小売の高回転型品揃え管理と消費者の非計画購買との関係を議論するものではない。高回転型品揃え管理の影響とは、小売により購買トライアル・リピートの伸びないものと判断される製品は、より早くその棚より排除されることである。
  - 8) 『Challenge 2015 Data Book』, 2005年, 日刊経済通信社。
  - 9) 本インタビュー実施にあたり、サントリー株式会社デザインディレクター(当時)水口洋一様には多大なご協力を頂きました。ここに記して心より感謝いたします。
  - 10) 『Challenge 2015 Data Book』, 2005年, 日刊経済通信社; 『酒類食品統計月報』, 1991年12月, 日刊経済通信社。
  - 11) 『『酒類・食品統計月報500号記念増刊号 Data 500 酒類・食品産業 on Graphics — 21世紀の設計 —』, 2000年, 日刊経済通信社。
  - 12) 『酒類・食品統計月報500号記念増刊号 Data 500 酒類・食品産業 on Graphics — 21世紀の設計 —』, 2000年, 日刊経済通信社。
  - 13) 『サントリー ニュースリリース No. 7809-2』, 2001年。
  - 14) 『サントリー ニュースリリース No. 8337』, 2003年1月16日。
  - 15) 『無糖茶系飲料・健康茶大全2008』, 2008年, 合資会社戦略企画。
  - 16) 『サントリー ニュースリリース No. 8337』, 2003年1月16日。
  - 17) サントリー株式会社デザインディレクター(当時)水口洋一氏へのインタビューより。
  - 18) 『サントリー ニュースリリース No. 8647』, 2004年1月20日。
  - 19) 『サントリー ニュースリリース No. 8647』, 2004年1月20日。
  - 20) サントリー株式会社デザインディレクター(当時)水口洋一氏へのインタビューより。
  - 21) このコンセプト視覚化アイデアのレビューをもってコンセプトアイデアまで立ち戻り修正する、というプロセスはまた、担当されたデザインディレクター水口氏がプロジェクトに応じ採用するデザイン開発の一モデルである(磯野, 2008)。この改善された市場調査方法はそのモデルの採用をより促進したといえる。
  - 22) 『ブレーン』, 2005年9月号, 株式会社宣伝会議。
  - 23) サントリー株式会社デザインディレクター(当時)水口洋一氏へのインタビューより。
  - 24) 『酒類食品統計月報』, 2005年2月, 日刊経済通信社。
  - 25) 『日本経済新聞』, 2006年5月29日。
  - 26) 『サントリー ニュースリリース No. 9241』, 2005年9月8日。
  - 27) この「本音と建前」「見栄と甘え」というコンセプトの「建前・見栄」を表現した竹筒モチーフのオリジナルボトルデザインが結果的に消費者の「店頭では他の客に緑茶を飲んで安らぎたい・ほっとしたいと思っているとは思われたくない」というニーズを満たしているという判断は、プロジェクトチームが店頭での観察で、消費者がそのデザインによる製品を(「和茶」のときとは異なり)躊躇なく手に取り購買していったことを確認したこと、に依拠する。また自販機用に採用された(オリジナルボトルデザインでなく)標準ボトルデザインに対し消費者がどのように反応していたかについては、そもそもプロジェクトの焦点となった販売チャンネルが自販機よりもCVS等の店頭であったため、今回のインタビュー、二次資料によっては確認できてはいない。
  - 28) あるいはSolomon (2004), Kotler (2003)による「心理的」ニーズ(認められたい, 等), Maslow

(1970)による社会的ニーズに相当するといえる。

- 29) 逆にいえば、Crawford (1991)等に典型的に示される従来の開発モデルでは、小売環境要因への対応はあくまでも開発プロセス下流の商品化段階で店頭プロモーション等の施策の一部として捉えられる傾向にあったため、そのような店頭において買い物コンテキストで消費者が受ける感覚とは、ニーズとしてよりも製品選択に伴う知覚リスク等、別の概念で捉えられる傾向にあり、開発プロセス上流のコンセプト開発でそのような感覚を捉えるような発想が生まれにくかったことが推測される。
- 30) 先に記述したように、宮入 (2005) はその頃 (2004年) の大手小売を対象としたアンケート調査より、小売はメーカーに対し新製品の採用基準として、「自社の顧客ニーズに合致する」「これまでに無い特徴をもつ」ことをより重視していることを示す。
- 31) 「伊右衛門」開発においては、そのコンセプト開発にあたり、「和茶」からの店頭での消費者購買行動に関する学習を活用していた；このことは、渡辺 (2000) による、小売環境における1財購入促進のために、メーカーはその新製品開発において、どの業態、どの売場のどこの場所、棚段に置きたいのか、をその製品化計画において明確にすべき、との主張と一致する。
- 32) 「伊右衛門」開発においては、その開発されたコンセプト「見栄と甘え」「本音と建前」は、消費者の本格的な緑茶を飲みたい、安らぎたい、というニーズ（「生活起点ニーズ」）および、安らぎたいと思われることを店頭では他人に思われたくない、というニーズ（「購買起点ニーズ」）を踏まえたものであった。また店頭販売用と自販機での販売用とで異なるボトルデザインの採用に至っていた。
- 33) ここでのこのアイデア開発段階から開発設計段階のオーバーラップをさせる意図は、Clark & Fujimoto (1991)で説明されるそれとは異質のものである。Clark & Fujimoto (1991)による開発段階間オーバーラップの意図は、開発リードタイムの短縮、より密な上流・下流段階間情報交換にある。一方、Bhattacharya et al., (1998)が示す開発段階間オーバーラップの意図に近い。彼らは、製品の消費者魅力実現のために、製品定義化段階 (Crawford (1991)のアイデア開発段階に相当) と製品実現化段階 (Crawford (1991)の開発設計段階に相当) とをオーバーラップさせることの有効性を示す。

[原著論文]

## 格差ゲーム<sup>※</sup>

水戸 康夫<sup>1)</sup>, 進本 眞文<sup>2)</sup>, 八島 雄士<sup>3)</sup>, 権 純珍<sup>4)</sup>

## Unequal Game

Yasuo MITO<sup>1)</sup>, Masafumi SHIMMOTO<sup>2)</sup>, Yuji YASHIMA<sup>3)</sup>,  
and Soonjin KWON<sup>4)</sup>

### Abstract

We analyze whether the other player's payoff affects the action of subjects for the testing of the chicken game or not. There is no Nash equilibrium in the simultaneous chicken game as long as we consider only pure strategy. However, the action of subjects depends on the payoff of other players significantly even if one of payoff gets higher than payoff in the previous game. Therefore, it is not adequate to analyze this game without taking account of the other player's payoff. The results of experimentation are not in consistency with theoretical results. Assuming that a part of subjects without selecting action based on economic rationality takes account of the payoff of other players in the testing of the chicken game, we show that it is possible to make an interpretation of results appropriately.

**KEY WORDS :** Unequal Game, Chicken Game

### 1. はじめに

実験協力者の選択が、自分の利得と相手プレイヤーの利得との差（優越性あるいは、卓越性と呼ばれている）に反応することに関する研究は、既に存在している。本論では、相手との利得の差に反応することを確認し、その理由について考察することを目的とする。

実験協力者の選択が相手プレイヤーの利得にも反応するのであれば、利他主義的な行動は存在しうることとなり、実際、ボランティア活動などを見れば、利他主義に基づく行動が見られる。水戸（2005）では、

勝ち負けのフレームワークで、「負けることの忌避」動機が存在することを報告しており、実験協力者の選択が相手プレイヤーの利得にも反応していることを報告している。

「利他主義」に関する検討は、S.Valavanis(1958)を始め、T.C.Schelling(1968)やH.Margolis(1982)などで行なわれている。また、相手プレイヤーの利得が減少するほど自分の効用が増大するという「負の利他主義」のうち、自分の利得も効用を構成するものは、「格差ゲーム」(unequal game)と呼ばれている。格差ゲームに関する検討は、J.R.Emshoff(1970)や

---

※本稿は、本学経済学会から九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会への、平成22年度研究助成による研究成果である。記して感謝の意を表したい。

1) 九州共立大学経済学部  
2) 九州共立大学経済学部  
3) 九州共立大学経済学部  
4) 九州共立大学経済学部

1) Kyushu Kyoritsu University  
2) Kyushu Kyoritsu University  
3) Kyushu Kyoritsu University  
4) Kyushu Kyoritsu University

M.Shubik (1971) および, M.Taylor (1987) などで行なわれている。

日本においても, 実験協力者の選択が相手プレイヤーの利得にも反応するという認識の下で, 清水 (2006) は格差ゲームと呼ばれるタイプの想定に基づいた分析を行なっている。水戸・進本・八島 (2006) や水戸・八島 (2007) においても, 格差ゲームに注目した分析を行なっている。

水戸・進本・八島 (2006) では, 同時手番では, 2つの均衡行動を持つチキンゲームを用いた実験を行っており, 実験協力者の選択行動を明瞭に分析するために, 実験協力者には後手番として選択するように要請している。その上で, 相手プレイヤーの1ヶ所の利得のみを3パターン設定し (実験協力者の利得との関係は, 「勝つケース」, 「少し負けるケース」, 「大きく負けるケース」), 各パターンにおいて実験協力者の選択行動に変化がみられるか否かに関する実験を行なった。

水戸・進本・八島 (2006) では, 後手番での選択をきいており, このことが実験協力者の選択行動に何らかの影響を与えた可能性がある。生じたかもしれないこの影響を除くために, 本論では実験協力者を2群に分けて, 相手プレイヤーの1ヶ所の利得のみを2パターン設定し (実験協力者の利得との関係は, 「少し負けるケース」, 「大きく負けるケース」), 各パターンにおいて実験協力者の選択行動に変化がみられるか否かに関する実験を行なうことにした。

## 2. 実験

### 実験 1

実験 1 は, 平成23年1月27日の九州共立大学における「日本語表現法」受講生に対して行なった。「日本語表現法」の講義を早めに終了して, 教室に残っている受講生に対して, 回答してくれた学生には, ボーナス点を与えることを伝え, 配付する用紙 (資料1, 2) に答えてくれるよう, 協力を要請した。「日本語表現法」を受講している学生は, 経済学部経済・経営学科の1年生が最も多いとはいえ, 1年生~4年生が参加している。まず実験協力者に, 箱のなかから番号を書いた紙を取り出させ, その数字が1なら資料1を, 2なら資料2を配付した。

資料1と資料2はチキンゲームとして知られるゲームであり, 実験1での資料1と, 実験2での資料1と共通のものである。両資料におけるナッシュ均衡は2つ

あり, 実験協力者がどちらの選択肢を選択しようと, 間違った選択ではない。資料1における利得は, 実験協力者と相手プレイヤーの利得は対称性を持ち, 資料2における利得は, 実験協力者よりも相手プレイヤーの利得の方を, 1ヶ所だけ資料1よりも高く設定しているだけであり, ナッシュ均衡に影響を与えない相違を設定している。

資料1と資料2を配付する実験協力者は, 同じ時間帯に同じ教室で同じ講義を受講している学生であり, 資料1と資料2は無作為に配付しているので, 資料1を配付されたグループにおける「選択A」と「選択B」の選択比率と, 資料2を配付されたグループにおける選択比率は, 同じであることを期待できる。もし, 選択比率に相違が生じるとするならば, 資料1と資料2の相違が, 実験協力者の選択行動に相違をもたらすからであると考えられる。<sup>1)</sup>

以下では, 資料1のゲームを「基本ゲーム」と呼ぶこととし, 資料2のゲームは「相手プレイヤー利得大のゲーム」と呼ぶこととする。資料1は34枚を配った。理由に関する記述が全く回答されていなかったり, A4裏面の半分未満しか記述されていないために無効とした回答が5枚ある。無効とした回答の中には, 明らかに誤理解していた回答は存在しなかった。無効とした回答が5枚なので, 有効回答は29枚である。資料2は29枚を配り, 無効とした回答が5枚ある。無効とした回答の中には, 明らかに誤理解していた回答は存在しなかった。無効とした回答が5枚なので, 有効回答は24枚である。合計では63枚を配り, 総無効回答が10枚あり, 総有効回答は53枚である。

### 実験 1 における予想

実験協力者が経済合理的な選択行動を行なうならば, 「基本ゲーム」と「相手プレイヤー利得大のゲーム」における選択行動に相違は存在しない。しかし, 九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会の行なってきた実験に基づけば, 実験協力者は必ずしも経済合理的な選択行動を行なうとは限らないことが明らかとなっている。チキンゲームではないが, 囚人のジレンマ実験に関わる数多くの先行研究においても, 実験協力者は必ずしも経済合理的な選択行動を行なわないことが報告されている。したがって, 本論では「基本ゲーム」と「相手プレイヤー利得大のゲーム」における選択行動に相違の生じる可能性は高いと予想する。

表1 資料1に基づく「基本ゲーム」

		列2の学生	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生	「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
	「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：(列1の学生, 列2の学生)  
出所) 筆者作成

表2 資料2に基づく「相手プレイヤー利得大のゲーム」

		列2の学生	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生	「選択A」	(5, 5)	(4, 8)
	「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：(列1の学生, 列2の学生)  
出所) 筆者作成

表3 ゲームのタイプの違いによる「選択A」と「選択B」の選択数

	「選択A」	「選択B」	合計
「基本ゲーム」 : 資料1	17	12	29
「相手プレイヤー利得大のゲーム」 : 資料2	5	19	24
合計	22	31	53

出所) 筆者作成

### 実験1における独立性の検定

母集団を九州共立大学で「日本語表現法」を履修申告している学生とし、講義終了後、調査に協力して参加した学生を実験協力者とする時、資料1に基づく「基本ゲーム」を行なったグループにおける「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料2に基づく「相手プレイヤー利得大のゲーム」を行なったグループの選択比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。つまり、表3に関する独立性の検定を行なう。Pearsonの $\chi^2$ 乗の統計検定量は7.723(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.011であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却される。したがって、有意水準を0.05とする時には、九州共立大学で「日本語表現法」を履修申告している学生においては、「基本ゲーム」の「選択A」と「選択B」の選択比率と、「相手プレイヤー利得大のゲーム」の選択比率は同じとはいえない。つまり、相違するといえる。この結果は、ゲーム理論が想定している経済的に合理性を持つ場合の予想とは相違するが、実験前の予想通りである。

### 実験2

実験1により、資料1と資料2との間での選択比率の相違を説明するためには、相手プレイヤーとの利得差が小さいか大きいかは、有力な理由であることを明らかにできた。しかし、利得差は相手プレイヤーの利得を変動させることとともに、実験協力者の利得を変動させることによっても、生じさせることができる。実験2においては、実験協力者の利得を変動させることによっても、選択比率の相違が生じるか否かに関する実験を行なう。

実験2は、平成23年1月26日の九州共立大学における2年生対象の「情報経営論」と3~4年生対象の「情報管理論B」の受講生(同一の教員のもとで、同じ時間帯に同じ教室で開講されている)に対して行なった。「情報経営論」と「情報管理論B」の講義を早めに終了して、教室に残っている受講生に対して、回答してくれた学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙(資料1, 3)に答えてくれるよう、協力を要請した。「情報経営論」を受講している学生は、経済学部経済・経営学

科の2年生であり、「情報管理論B」は経営学科の3年生~4年生である。まず実験協力者に、箱のなかから番号を書いた紙を取り出させ、その数字が1なら資料1を、2なら資料3を配付した。資料1と資料3において、「列1の学生」は実験協力者、「列2の学生」は別の大学の学生だと考えて選択するように依頼した。

資料1と資料3はチキンゲームとして知られるゲームである。したがって、両資料におけるナッシュ均衡は2つあり、実験協力者がどちらの選択肢を選択しようとして、間違った選択ではない。資料1における利得は、実験協力者と相手プレイヤーの利得は対称性を持ち、資料3における利得は、相手プレイヤーよりも実験協力者の利得の方を、1カ所だけ資料1よりも高く設定しているだけであり、ナッシュ均衡に影響を与えない相違を設定している。

資料1と資料3において選択をする実験協力者は、同じ時間帯に同じ教室で同じ講義を受講している学生であり、資料1と資料3は無作為に配付しているので、資料1を配付されたグループにおける「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料3を配付されたグループにおける選択比率は、同じであることを期待できる。もし、選択比率に相違が生じるとするならば、資料1

と資料3の相違が、実験協力者の選択行動に相違をもたらすからであると考えられる。<sup>2)</sup>

以下では、再掲する資料1のゲームを「基本ゲーム」と呼び、資料3のゲームを「実験協力者利得大のゲーム」と呼ぶこととする。資料1は28枚を配った。理由に関する記述が全く回答されていなかったり、A4裏面の半分未満しか記述されていないために無効とした回答が13枚ある。無効とした回答の中には、明らかに誤理解していた回答は存在しなかった。無効とした回答が13枚なので、有効回答は15枚である。資料2は23枚を配り、無効とした回答が10枚ある。無効とした回答の中には、明らかに誤理解していた回答は存在しなかった。無効とした回答が10枚なので、有効回答は13枚である。合計では51枚を配り、総無効回答が23枚あり、総有効回答は28枚である。

### 実験2における予想

実験協力者が経済合理的に選択行動を行なうならば、「基本ゲーム」と「実験協力者利得大のゲーム」にお

生じる可能性は高いと予想する。

### 実験2における独立性の検定

母集団を九州共立大学で、同一の教室、同一の時間帯に設定されている「情報経営論」もしくは「情報管理理論B」を履修申告している学生とし、講義終了後、調査に協力して参加した学生を実験協力者とする時、資料1に基づく「基本ゲーム」を行なったグループにおける「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料3に基づく「実験協力者利得大のゲーム」を行なったグループの選択比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。つまり、表5に関する独立性の検定を行なう。Pearsonの $\chi^2$ 乗の統計検定量は3.676(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.096であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却されない。<sup>3)</sup>したがって、有意水準を0.05とする時には、九州共立大学で「情報経営論」もしくは「情報管理理論B」を履修申告している学生においては、「基本ゲーム」の「選択A」と「選択B」の選択比率と、「実験協

表1 再掲 資料1に基づく「基本ゲーム」

		列2の学生	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生	「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
	「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：(列1の学生, 列2の学生)  
出所) 筆者作成

表4 資料3に基づく「実験協力者利得大のゲーム」

		列2の学生	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生	「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
	「選択B」	(8, 4)	(3, 3)

利得：(列1の学生, 列2の学生)  
出所) 筆者作成

表5 ゲームのタイプの違いによる「選択A」と「選択B」の選択数

		「選択A」	「選択B」	合計
「基本ゲーム」	: 資料1	13	2	15
「実験協力者利得大のゲーム」	: 資料3	7	6	13
合計		20	8	28

出所) 筆者作成

ける選択行動に相違は存在しない。しかし、九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会の行なってきた実験に基づけば、実験協力者は必ずしも経済合理的な選択行動を行なうとは限らないことが明らかとなっている。チキンゲームではないが、囚人のジレンマ実験に関わる数多くの先行研究においても、実験協力者は必ずしも経済合理的な選択行動を行なわないことが報告されている。したがって、本論では「基本ゲーム」と「実験協力者利得大のゲーム」における選択行動に相違の

力者利得大のゲーム」の選択比率は同じといえる。この結果は、ゲーム理論が想定している経済的に合理性を持つ場合の予想通りであるが、実験前の予想とは相違する。

### 3 考察

2節の実験1においては、「基本ゲーム」の「選択A」と「選択B」の選択比率と、「相手プレイヤー利得

大のゲーム」の選択比率は相違すること、実験2においては、「基本ゲーム」の「選択A」と「選択B」の選択比率と、「実験協力者利得大のゲーム」の選択比率は相違しないことを明らかにした。これは事前の予想通りの場合と、予想とは相違する場合を観察した。実験協力者が経済合理的な選択行動を行なうならば、相違しないにも関わらず、なぜ相違したのかについて検討を、本節では行なう。

実験1において相違した理由として、以下の2点について検討していく。<sup>4)</sup> 第1に、期待値の相違が、実験協力者の選択行動に影響を及ぼした可能性についてである。実験1においては、資料1と資料2の期待値は同じである。表1における「選択A」選択時の期待値は4.5 ( $= (5+4) / 2$ : ラプラス原理に基づく)、「選択B」選択時の期待値は4.5 ( $= (6+3) / 2$ : ラプラス原理に基づく)であるのに対して、表2における「選択A」選択時の期待値は4.5 ( $= (5+4) / 2$ : ラプラス原理に基づく)、「選択B」選択時の期待値は4.5 ( $= (6+3) / 2$ : ラプラス原理に基づく)である。このため、実験1における選択行動の相違は、期待値の相違を理由とはしていない。

第2に、実験協力者と相手プレイヤーの利得の合計の高い選択肢を選択した可能性についてである。表1における「選択A」選択時の合計は10 (相手プレイヤー「選択A」選択時:  $=5+5$ ) と10 (相手プレイヤー「選択B」選択時:  $=4+6$ )、「選択B」選択時の合計は10 (相手プレイヤー「選択A」選択時:  $=6+4$ ) と6 (相手プレイヤー「選択B」選択時:  $=3+3$ ) であるのに対して、表2における「選択A」選択時の合計は10 (相手プレイヤー「選択A」選択時:  $=5+5$ ) と12 (相手プレイヤー「選択B」選択時:  $=4+8$ )、「選択B」選択時の合計は10 (相手プレイヤー「選択A」選択時:  $=6+4$ ) と6 (相手プレイヤー「選択B」選択時:  $=3+3$ ) である。したがって、資料2を配付された実験協力者が、資料1を配付された実験協力者よりも、「選択A」を多く選択しているならば、合計の相違に反応しているのかもしれない。しかし、表3においては資料1よりも資料2の方が、「選択A」はより少なく選択されている。この結果は、実験協力者と相手プレイヤーの利得の合計の高い選択肢を選択するという選択基準を持つ実験協力者のいることを否定するものではないが、実験1における選択行動の相違は、利得合計を重視する選択基準を主たる理由とはしていない。

本節での検討の結果、期待値や相手プレイヤーとの

利得合計では、実験1における相違の説明が困難であることが明らかとなった。この結果として、実験1における相違の説明には、相手プレイヤーとの利得差要因を用いざるえない。

#### 4 まとめ

実験1において、「基本ゲーム」よりも「相手プレイヤー利得大のゲーム」における「選択A」の選択比率の低い理由として、相手プレイヤーとの利得差の拡大により、実験協力者が「選択A」を選択するマイナスの魅力 (忌避される程度) が高くなることを、挙げることを明らかにした。

実験1の結果は、相手プレイヤーの利得差の程度が、実験協力者の選択行動に影響を与えることを明らかにした。そしてこの実験結果、実験協力者の選択が、実験協力者と相手プレイヤーとの利得差に反応するという格差ゲームに関わる先行研究と整合的ではある。しかし、経済合理的な選択行動を想定している通常のゲーム理論から予想される結果とは相違する。規範理論としても、記述理論としても、相手プレイヤーとの利得差を考慮しない分析は、妥当とはいえない可能性のあることを示唆するものである。

今回の実験では、実験協力者の数が十分とはいえなかった。実験協力者の数を増やした同様な実験を行なう必要がある。また、利得の差についても、さらに大きくした場合、どのような選択行動が見られるのかに関しても、明らかにする必要がある。そして、同様な実験を別の地域の大学生や、職業に就いている人に対しても行なうことで、実験結果が頑健であるか否かに関する検討も必要である。今後、さらに実験を行なっていきたい。

Received date 2011年7月26日

## 資料 1

## レポート

平成 年 月 日

このレポートは集計データとして論文に利用する予定で、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面に半分以上書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

		「選択A」	「選択B」
列1の学生の行動	「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
	「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：（列1の学生のボーナス点，列2の学生のボーナス点）

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。あなたが列1の学生の立場に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか教えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。ただし、「選択A」を選択した人の方が多いとします。この時、あなたはなにを選択するのか教えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択：（「選択A」，「選択B」）

## 資料 2

## レポート

平成 年 月 日

このレポートは集計データとして論文に利用する予定で、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面に半分以上書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

		列2の学生の行動	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生の行動	「選択A」	(5, 5)	(4, 8)
	「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：（列1の学生のボーナス点，列2の学生のボーナス点）

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点8点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。あなたが列1の学生の立場に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。そして、列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。この時、あなたはなにを選択するのか答えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択：（「選択A」，「選択B」）

## 資料 3

## レポート

平成23年 月 日

このレポートは集計データとして論文に利用する予定で、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面に半分以上書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

		列2の学生の行動	
		「選択A」	「選択B」
列1の学生の行動	「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
	「選択B」	(8, 4)	(3, 3)

利得：（列1の学生のボーナス点，列2の学生のボーナス点）

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は8点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。あなたが列1の学生の立場に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。そして、列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。この時、あなたはなにを選択するのか答えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択：（「選択A」，「選択B」）

## 【注】

- 1) 無作為に配布したとしても、サンプル数が少ない場合は、グループにおける偏りが生じる場合もある。
- 2) 無作為に配布したとしても、サンプル数が少ない場合は、グループにおける偏りが生じる場合もある。
- 3) 有意水準0.05における統計検定量の棄却値は5.024である。有意水準0.10で判断しても統計検定量の棄却値は3.841なので棄却されない。
- 4) 本当は相違しないにも関わらず、サンプル数が少ないために、相違するという結果が生じた可能性や、実験協力者に誤理解があるため、選択行動が相違した可能性や、実験協力者の選択における特性（リスク忌避的な選択肢を愛好したり、リスク愛好的な選択肢を愛好する特性）における偏りの可能性なども存在する。しかし、本論では、上述の可能性は低いと考え、第1の実験および第2の実験結果の分析においては、言及しないこととする。

## 【参考文献】

- Emshoff, James .R., “A Computer Simulation Model of the Prisoner’s Dilemma”, *Behavioral Science*, 15,1970,pp.304-17.
- 水戸康夫・進本眞文・内藤徹 「「安心」ゲームならびに「チキン」ゲームにおける不合理な選択」, 『九州共立大学経済学部紀要』第97号, 2004年6月.
- 水戸康夫・進本眞文, 「先手番に注目した動学分析」, 『九州共立大学経済学部紀要』第100号, 2005年3月.
- 水戸康夫 『海外立地選択の行動経済学』創成社, 2005年.
- 水戸康夫・進本眞文・八島雄士 「相手プレイヤーとの利得差の影響に関する一考察」, 『九州共立大学経済学部紀要』第104号, 2006年3月.
- Schelling, Thomas C., “Game Theory and the Study of Ethical Systems” , *Journal of Conflict Resolution*, 1968, pp.34-44.
- Shubik, Martin, “Games of Status” , *Behavioral Science*, 16, 1971,pp.117-29.
- 清水和巳 「「価値感情」と懲罰：実験アプローチによる経済行動の動機の解明」(河野勝・静野一治『制度と秩序の政治経済学』東洋経済新報社, 2006年, 所収).
- Taylor, Michael, “The Possibility of Cooperation”, Cambridge University Press, 1987. (松原望訳『協力の可能性』木鐸社, 1995年.)
- Valavanis, Stefan, “The Resolution of Conflict When Utilities Interact”, *Journal of Conflict Resolution*, 2,1958,pp.156-69.



[原著論文]

## 国際会計基準第41号『農業』の概要と特徴

井上 善文\*

### The highlights and characteristics of IAS No.41

Yoshifumi INOUE\*

#### Abstract

International Accounting Standards Committee issued the International Accounting Standards No.41 (IAS41) “Agriculture” on February, 2000. The purpose of this paper is outline briefly how the concept of agricultural activity and to point out how the accounting treatment of agricultural activity, biological assets, biological transformation. This standard adopted a new approach for measurement method of fair value. This approach will set a new trend of measurement of agricultural products in the world. We will distill what to learn to establish the accounting standards for the agricultural activity in Japan.

**KEY WORDS :** IAS41, agricultural activity, biological assets, biological transformation, fair value

#### 1. はじめに

日本の農業の現状に関連にする動きとして、わが国がTPP(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement；環太平洋戦略的経済連携協定)へ参加することの是非を問う議論が活発化している<sup>1)</sup>。国内の農業の状況を鑑みれば、国勢調査のデータによると第一次産業に属する農業の就業者数は著しく激減している。それに対して第三次産業に属するサービス業の就業者数は増加している。

農業については、公開会社で農業を営む会社が非常に少ないことを理由に、わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(Accounting Standard Board of Japan；ASBJ)は、これまでのところ具体的な対応を示していない状況にある<sup>2)</sup>。さらに、学界や実務界においても、農業に関する会計問題に対する取組みが、これまで全く行われてきていないように思われる<sup>3)</sup>。

他方、農業活動の会計処理についての国際会計基準

第41号(International Accounting Standard No.41：以下IAS第41と略称)が、すでに2001年2月に国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee；以下IASCと略称)によって公表された<sup>4)</sup>。

本稿は、IAS第41号を中心にして、農業活動に関する会計上の概念について整理を行ない、IAS第41号の概要と特徴について検討することによって、今後、わが国における農業に関する会計基準設定の課題を考察することを目的としている。

#### 1. IAS第41号公表に至る経緯

##### －農業に関する国際会計基準の必要性－

1994年にIASC理事会は、農業に関する国際会計基準の設定を決定し、問題点の明確化および実行可能な解決策を策定するための起草委員会を立ち上げた<sup>5)</sup>。

1996年に起草委員会は、原則書案(Draft Statement of Principles)を公表し、広く一般から意見を求めた<sup>6)</sup>。

\*九州共立大学経済学部

\*Kyusyu Kyoritsu University

起草委員会は受け取ったコメントを検討して、草案の一部を改訂して、理事会へ提出した。理事会は公開草案を公表すべく1997年11月に審議を開始した<sup>7)</sup>。

1999年7月にIASC理事会は、公開草案第65号(E65)『農業(Agriculture)』を承認し、同年8月5日に公表した。2000年1月31日までに受け取ったE65に対するコメントレターを検討しながら審議を重ねた結果、理事会は2000年12月にIAS第41号『農業』を承認した<sup>8)</sup>。2001年2月にIAS第41号は公表され、2003年1月1日以後開始する事業年度から適用されている<sup>9)</sup>。

農業に関する会計基準設定プロジェクトは特定業種の会計上の課題に対応するものであり、当時のIASCコア・スタンダードを策定する作業には含まれないという点では非常に異例なものであったといえる。IAS第41号の設定および公表を巡っては、以下のような経緯や必要性があった<sup>10)</sup>。

農業は土地あるいは海洋を重要な経営資源として動植物を育成する産業であり、様々な点において他の産業とは異なる側面を持っており、農業という産業分野の特殊性が今まで正面から会計基準の問題として取り上げられなかった。そのため、農業活動についての会計基準は、各国の政策面などの複雑な事情を反映するため、各国の基準設定機関がそれぞれ断片的に設定していたといえる。しかし、農業以外の分野の経営活動と同様に、農業活動においても信頼性が高く、広く一般に認められた国際的な会計基準に基づく会計処理が求められつつある<sup>11)</sup>。

農業会計基準設定プロジェクトの設置に関して、IASC理事会では、以下のような議論が検討された。

基準化の反対論は、農業は銀行業や保険業と同様に特殊な産業であり<sup>12)</sup>、農業の多様性と他の一般的な会計基準から逸脱する点を述べている<sup>13)</sup>。また、農業における多くの経営組織は、小規模かつ独立しており、現金と税金とに焦点があてられ、家族経営単位であり、しばしば一般目的財務諸表を作成する必要がないように認識されている<sup>14)</sup>。

他方、基準化の推進論は、小規模な農業企業といえども、外部、特に銀行や政府機関からの資金及び補助金を求める場合は、一般目的財務諸表を作成することがますます要求されるようになっており、さらには規制撤廃の国際的な傾向が、農業活動の規模、範囲および商業化の増大をもたらしたという理由が挙げられた<sup>15)</sup>。

その後の審議の結果、IASC理事会は、農業は多くの国々において、特に発展途上国や新興工業国においては、重要な産業であるということにもまた注目した。

多くのそのような国々においては、農業は最も重要な基幹産業であるとし、諸種の意見を考慮した後、理事会は基準が必要であるという結論を再確認した<sup>16)</sup>。

## 2. IAS第41号の概要

### 2-1. 農業活動に関する定義

IAS第41号の設定目的は「農業活動に関連する会計処理、財務諸表の表示および開示を規定すること」であると述べられている(par.4)。

IAS第41号によれば、農業活動(agricultural activity)は、「企業が生物資産を販売するために、あるいは農産物または新たな生物資産への転換のために、生物資産の生物学的変化と収穫を管理すること」であると定義している(par.5)。

農業活動の具体例として、IAS第41号は、「家畜の飼育、林業、一年生植物または多年生植物の収穫、果樹の栽培および植林(プランテーション)、草花栽培、養殖漁業(魚の養殖を含む)」といった広範囲な活動を挙げている(par.6)。また農業活動は以下のような3つの特徴がある<sup>17)</sup>。

- (a)変化の能力:生きている動物および植物には生物学的変化の能力がある。
- (b)変化の管理:管理することによって生物学的変化が起こるために必要な条件(例えば、栄養のレベル、湿度、温度、肥沃度および光)を改善するか、または少なくとも安定化させることにより、生物学的変化を促進する。例えば、(遠洋漁業や栽培のような)管理されていない資源の収穫は農業活動ではない。
- (c)変化の測定:生物学的変化あるいは「収穫」<sup>18)</sup>によりもたらされる質的变化(例えば、遺伝的長所、密度、成熟度、脂肪含有度、蛋白質含有度および繊維の強さ)または量的変化(例えば、子孫の数、重量、体積、繊維の長さまたは直径および蓄の数)は通常管理機能として測定され、観察される。

なお、IAS第41号では、農業に関する主な専門用語は、特定の意味を有するものとして以下のように定義されている(par.5)。

- ・生物資産(biological assets)とは、「生きている動物または植物」をいう。
- ・農産物(agricultural produce)とは、「企業の生物資産から収穫された成果物」をいう。
- ・収穫(harvest)とは、「生物資産の果実を分離するこ

と、または生物資産の生命活動を停止させることをいう。

- ・生物学的変化(biological transformation)とは、「生物資産の質的または量的な変化をもたらす成長、退化、生産および生殖のプロセスからなる」をいう。IAS第41号は上述のように、他の一般的な資産(棚卸資産、固定資産、無形資産など)とは区別して当該基準特有の生物資産の会計処理を規定している。その理由として、動植物には生物学的変化が存在するからである<sup>19)</sup>。つまり、生物資産には成長や退化または出産など一般的な資産とは異なる過程での価値増加ま

たは価値減少が生じるからである。特に成長という過程での価値の増加(増殖)は、他の資産では見られない価値増加の事象である<sup>20)</sup>。

また、IAS第41号は、図表1のように生物資産と農産物の違いを区別して例示している。家畜の例で考えれば、羊が産んだ子羊は生物資産であり、その子羊が成長して羊毛を刈り取れるようになった状態の羊毛は農産物となり、その後、刈り取られた羊毛がカーペットという製品として加工された場合は、収穫後の加工製品となる<sup>21)</sup>。

図表1 生物資産、農産物および収穫後の加工製品の分類

生物資産	農産物	収穫後の加工製品
羊	羊毛	毛糸、カーペット
植林地における樹木	伐採された木	丸太、材木
植物	綿花、サトウキビ	綿糸、衣類、砂糖
乳牛	牛乳	チーズ
豚	食肉	ソーセージ、ハム
灌木	葉	茶、乾燥タバコ
ブドウの木	ブドウ	ワイン
果樹	収穫された果実	加工された果実

出所：IAS第41号 par.4

## 2-2. 農業活動の適用範囲

IAS第41号は、生物資産、収穫時点における農産物および生物資産に対する政府補助金<sup>22)</sup>が農業活動に関連する場合の会計処理に適用される(par.1)。したがって、農業活動に利用されない生物資産はIAS第41号の適用範囲から除外される場合がある<sup>23)</sup>。

しかし、IAS第41号では農業活動に関連する土地および無形資産が適用されない(par.2)。

また、収穫後の農産物の加工処理(例えば、ブドウ農家が育てたブドウからワインを製造する過程)にもIAS第41号は適用されない(par.3)。たとえ、そのような加工処理が農業活動の理論的かつ自然な延長線上にあり、発生する事象が生物学的変化と類似しているとしても、IAS第41号の対象外となるのである<sup>24)</sup>。例え

ば、ブドウからワインを作る過程は、イースト菌により糖類をアルコールに変換する過程であるが、これは農業活動に含められない<sup>25)</sup>。IAS第41号は、収穫時点の農産物にのみ適用されるのであり、収穫前の農産物は、収穫が行われる生物資産の一部とみなされる。例えば、ブドウの木になっているブドウは、収穫されるまで、ブドウの木の一部分として会計処理されるのである<sup>26)</sup>。

農業活動に関連する生物資産、農産物および収穫後の加工製品などの資産が、適用される会計基準の関係をまとめると図表2のようになる。「生物資産」および「農産物」はIAS第41号によって会計処理され、「(収穫後の)農産物」および「収穫後の加工製品」はIAS第2号によって処理される。

図表2 農業活動に関連する資産とIASの適用関係

農業活動に関連する資産	具体例	適用される会計基準(IAS)
生物資産	ブドウの木	IAS第41号『農業』
農産物	(収穫時点の)ブドウ	IAS第41号『農業』
	(収穫後の)ブドウ	IAS第2号『棚卸資産』
収穫後の加工製品	ワイン	IAS第2号『棚卸資産』
農業活動に関連する土地	農地(ブドウ畑)	IAS第16号『有形固定資産』
		IAS第40号『投資不動産』
無形資産	ブドウの品種改良・新種開発	IAS第39号『無形資産』

出所：筆者作成

### 2-3. 認識規準

企業は、次の3つの条件がすべて満たされる場合のみ、生物資産または農産物を認識しなければならない(par.10).

- (a)過去事象の結果として、企業がその資産を支配している。
- (b)当該資産に関連する将来の経済的な便益が企業に流入する可能性が高い。
- (c)信頼性をもって当該資産の公正価値または原価が測定できる。

企業は農業活動において、例えば家畜の法的所有権や家畜の購入、誕生または離乳時の焼印もしくは他の方法で印を付けることによって生物資産または農産物に対する支配を証拠付けられる。将来の便益は、通常、重要な物理的屬性を測定することによって評価される(par.11).

また、将来の農産物(ブドウ、羊毛など)が生物資産(ブドウの木、羊など)に付着している場合、それを収穫前に個別に認識すべきではない。収穫まで、将来の農産物は生物資産全体の一部を形成し、当該資産は全体として測定すべきである。例えば、他のすべての条件が等しいとして、果物がなっている木は収穫直後よりも収穫直前のほうが、より高い公正価値を有するからである<sup>27)</sup>。

### 2-4. 測定規準

生物資産は、当初認識時および各報告期間の期末日において、公正価値が信頼性を持って測定できない場合を除き、売却費用<sup>28)</sup>控除後の公正価値で測定しなければならないとされている(par.12)。公正価値が信頼性を持って測定できない場合には、企業は生物資産を取得原価で測定する(par.30)。また、生物資産の売却費用控除後の公正価値による当初認識およびその後の変動によって発生する利得または損失は、発生した

期の純損益に含めなければならない(par.26)。

他方、生物資産から収穫された農産物は、収穫時点において売却費用控除後の公正価値により測定されなければならない(par.13)。IAS第41号では、企業が生物資産を公正価値によって測定できることを前提としており、公正価値が信頼性をもって測定できないことを理由に取得原価で測定することは認められていない<sup>29)</sup>。当初の測定値はその後、農産物が販売される場合にはIAS第2号、伐採された丸太が木材として利用される場合にはIAS第16号またはその他の該当する国際会計基準を適用する際の取得原価となる<sup>30)</sup>。

また、農産物を売却費用控除後の公正価値により当初認識することによって生じる利得または損失は、発生した期の純損益に計上しなければならないとされている(par.28)。

このような考え方は、原則的に活発な市場が存在することを前提に成り立っている<sup>31)</sup>。したがって、公正価値の測定に関しては、活発な市場が存在するかどうか重要な問題となる。

### 2-5. 開示

企業は、生物資産および農産物の当初認識において、発生した当期中の利得または損失の合計額および生物資産の売却費用控除後の公正価値の変動により発生した利得および損失の合計額を開示しなければならない(par.40)。また、IAS第41号は、生物資産グループについて、状況に応じて消費型と果実生成型との区別、あるいは成熟と未成熟との区分に分類して説明することが求められている(par.43)。ここでいう消費型生物資産とは、農産物として収穫されるもの、または生物資産として販売される生物資産のことであり<sup>32)</sup>、果実生成型生物資産とは自己再生型の資産<sup>33)</sup>を意味している(par.44)。また、成熟した資産とは、消費型生物資産の場合は収穫可能な特性を備えたもの(消費型生

物資産の場合)のことを、果実生成型生物資産の場合には規則的な収穫を持続できるもの(果実生成型生物資産の場合)を意味する(par.45)。さらに、このような区分を行うにあたって用いられた判断基準を開示することも要求している。

さらに、以下の情報が財務諸表とともに公表される情報の他の部分のどこにも開示されていない場合、説明しなければならない(par.46)。

- (a)それぞれの生物資産グループが関連する活動の性質
- (b)下記の物理的数量に関する非財務的な測定値または見積もり
  - (i) 当該企業の期末現在のそれぞれの生物資産グ

ループ

(ii) 農産物の期中産出高

企業は、それぞれのグループの収穫時において農産物および生物資産の公正価値を測定するときに適用した方法および仮定を開示し、また期中において収穫された農産物の、収穫時点で測定された売却費用控除後の公正価値を開示しなければならない(pars.47-48)。

IAS第1号『財務諸表の表示』によれば、生物資産は、貸借対照表に別掲表示することが要求される。収穫後の農産物は、IAS第2号にもとづいて処理されるが、IAS第2号は貸借対照表本体への区分開示を規定していない。IAS第41号の適用例として生物資産も貸借対照表上の表示が図表3の通り示されている。

図表3 生物資産の貸借対照表上の表示

XYZ酪農会社 貸借対照表 資産	20X1年12月31日	20X0年12月31日
<b>固定資産</b>		
酪農用家畜－未成熟(注1)	52,060	47,730
酪農用家畜－成熟(注1)	372,990	411,840
生物資産小計	425,050	459,570
有形固定資産	1,462,650	1,409,800
<b>固定資産合計</b>	<b>1,887,700</b>	<b>1,869,370</b>

(省略)

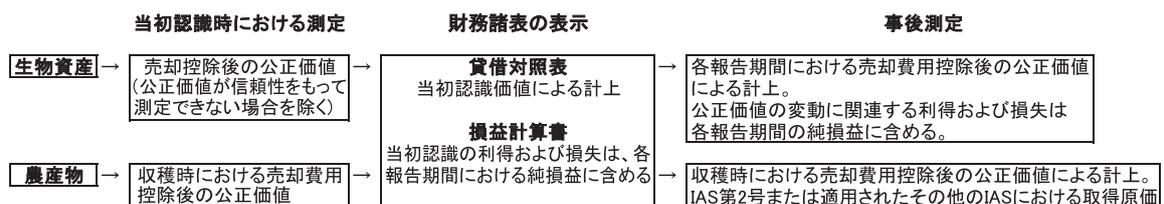
(注1) 企業は、各生物資産グループについて、状況に応じて消費型と果実生成型とに区分し、説明することが奨励されている。その際に企業は区分の根拠を開示する。

出所: IASC[2001]Appendix A, Example 1.より一部抜粋

また、IAS第1号では、生物資産の利得および損失を損益計算書上どのように表示するかに関する明確な規定はない。一方、IAS第41号は、生物資産および農産物の当初認識時に発生した利得および損失の合計額ならびに生物資産の売却費用控除後の公正価値の変動により生じた利得および損失を開示しなければならな

いと規定している。この規定によれば、収益および損失の合計額の開示が要求されているだけで、区分については特に要求されていない。なお、IAS第41号の概要(認識、測定および開示プロセス)については、図表4のようになる。

図表4 農業活動の会計処理プロセス



出所: 筆者作成

### 3. IAS第41号の特徴

#### 3-1. 公正価値の測定

農業活動に関する会計処理は、伝統的に取得原価主義の枠組みのなかで処理されてきた。これは実務上、家畜、成長中の作物、収穫された農産物が取得原価で処理されてきたことを意味する。しかしながら、農業活動のその性質上、伝統的な会計モデルを適用しようとすれば、不確実性や矛盾が生じる。特に、生物資産の実質を変える生物学的変化に関連する決定的な事象は、取得原価と実現を基礎とした会計モデルは取り扱いが困難であることから会計処理の多様性が生じていたのである<sup>34)</sup>。IAS41号では、生物資産の評価に全面的に公正価値が利用されていることがその最大の特徴となっている。

IAS第41号によれば、「公正価値とは、独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で、資産が交換されうる、または負債が決済されうる価額」として定義されている(par.8)。IAS第41号では、生物資産または農産物に活発な市場が存在する場合には、当該市場における相場の価格は当該資産の公正価値を決定する際に適した基礎となるとし、企業がいくつかの異なる活発な市場を利用する場合、当該企業は、最も適切な市場、たとえば企業が実際に利用しようとしている市場の価格を使用している(par.17)。

しかし、活発な市場が存在しない場合には、企業は公正価値の決定に当たり、以下のもののうち、利用可能なものを利用している(par.18)。

- (a)取引日と期末日の間において経済的状況に重要な変化がない場合、直近の市場における取引価格
- (b)類似資産の市場価格に、差異を反映するための修正を加えたもの
- (c)輸出入のトレイ当たり、ブッシェル重量当たり、ヘクタール当たりで表示される果実の価値や、キログラム当たりで表示される牛の価値のような分野ごとの基準値

IAS第41号では、このように生物資産の公正価値が信頼性をもって測定可能であるとの仮定がなされている。しかし、生物資産の当初認識時点で、市場によって決定される価格または価値が入手できず、また代替的な公正価値の見積額が明らかに信頼できないと判断される場合には、当該生物資産は、減価償却累計額および累計減損損失額控除後の取得原価によって測定されなければならないとしている。その後、そのような

生物資産の公正価値が信頼性をもって、測定できるようになった場合には、企業はそれを、売却費用控除後の公正価値によって測定しなければならない(par.30)。

#### 3-2. IAS第41号の会計処理

以下の説例を用いて、公正価値の測定モデルにもとづく生物資産の会計処理について考察する。

[設 例]<sup>35)</sup>

ある企業がブドウ園を所有している。果樹（ブドウの木）は成熟しており、（果実は除く）公正価値は報告期間において増加していない。期中に果実（ブドウ）を収穫し、その時点での果実の市場価格は1,300円であり、また売却費用は200円と見積もられた。

<収穫時点まで>

(借方)ブドウの木	1,100
(貸方)生物資産の利得	1,100

収穫時までの果実（ブドウ）の成長による生物資産（ブドウの木）の公正価値の増加を認識する。

<収穫後>

(借方)棚卸資産(ブドウ)	1,100
(貸方)ブドウの収穫による利得	1,100

生物資産（ブドウの木）から収穫された農作物（ブドウ）は、収穫時点において売却費用控除後の公正価格を収益として認識しなければならない。したがって、収穫時には公正価格たる市場価格1,300円から売却費用200円を差し引いた1,100円を収益として認識する。収穫された果実（ブドウ）は棚卸資産1,100円として資産計上する。

(借方)生物資産の損失	1,100
(貸方)ブドウの木	1,100

収穫された果実（ブドウ）による生物資産（ブドウの木）の公正価値の減少を認識する。

## 今後の課題

本稿は、農業活動に関する会計処理についてIAS第41号を中心にして検討してきた。

わが国には、農業活動に関する包括的かつ明確な会計基準は存在していない。従来の取得原価主義と実現主義をベースにした伝統的な会計モデルが、生物資産の成長・退化・生産・生殖といった生物学的変化について、その経済的実態を財務諸表に反映することは困難である。また農業は元来、自然環境、地理的条件、気候条件などそれぞれの国あるいは土地の有利性を利用した産業であることから、国際的に共通の会計基準を設定することは容易ではない。そのような特色を持つ農業にIAS41が公正価値による測定を適用することは、一部の生物資源や大部分の農産物に市場価格が存在することによるものであると考える。

しかし、公正価値測定モデルの採用は、個別開示が要求される大規模な農業活動を行っている多国籍企業がそれほど多くないためにさしたる問題とならないが、IASを適用する小規模な農業企業にとっては大きな負担となる可能性があることに留意しなければならないであろう。これまで農業活動に関する事象に会計上適切に対応されてこなかった。これらは、新しい会計領域であることから、生物資産の認識・測定・開示をめぐっては、伝統的な会計アプローチとの関係から今後検討すべき課題である。

Received date 2011年7月26日

### <注>

- 1) TTPとはシンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの四カ国が2006年に発効した経済連携協定のことである。現在、2015年までに原則として関税100%撤廃を目指している。またアメリカ、オーストラリア、ベトナムおよびマレーシアもTTPへの参加を表明している。わが国も、2010年10月に当時の菅直人首相がTPPへの参加を検討するとの表明を行った。
- 2) 池田健一[2007]p.137。日本における農業法人に対する会計の振興はすでに行われているものの中小企業としての従来型の税務指向的会計の域を出ていない(近田典行[2011]p.71)。
- 3) Ibid,p.137。2008年9月に開催された日本簿記学会第24回全国大会(於：香川大学)における統一論題報告テーマ「複式簿記の機能と本質－業種、規模のちがいから多角的に考える－」において大室健治氏による「農業簿記の特徴と役割」、小南裕之氏による「農業簿記の実務と課題」という農業簿記分野の研究テーマが日本簿記学会の統一論題に初めて報告された(日本簿記学会年報第24号[2009])。また2010年に日本簿記学会の簿記実務研究部会として「地域振興のための簿記の役割－農業・地場産業を対象として－」(委員長：戸田龍介[神奈川大学教授])が発足した。当該研究部会が2011年に中間報告、2012年に最終報告を発表する予定である。
- 4) IASCに代わる新組織であるIASB(International Accounting Standard Board : IASB)が2001年4月に発足した。それと同時にIASBが今後公表する会計基準は、国際会計基準(International Accounting Standard : IAS)ではなく国際財務報告基準(International Financial Reporting Standard : IFRS)と呼ばれることになった。しかし、そうしたことを了承しながらも本稿はIASB発足以前の旧称であるIASCおよびIASを使用することにする。
- 5) IASC[2001],par.B1.
- 6) 「農業」会計基準に関する原則書草案に対して、42通のコメントレターが寄せられた(IASC[2001] Ibid,par.B1).
- 7) IASC[1999],parsB3-B4。阿部亮耳[2000]p.357.
- 8) E65に寄せられた62通のコメントレターは、28の国々からはもとより様々な国際機関から送付された。IASC理事会およびIASCスタッフはこれらのコメントレターを検討・審議した結果、2000年4月にE65で提案されている公正価値測定の信頼性に関する決定を行うために、農業活動を行っている企業に質問書を送った。その結果、11カ国の企業から20通の回答が得られた(IASC[2000]Ibid,par.B2).
- 9) IAS第41号の公表後、2003年12月および2007年9月のIAS第1号『財務諸表の表示』による改訂、2003年12月のIAS第2号『棚卸資産』による改訂および2003年12月のIAS第21号『外国為替レート変動の影響』による改訂、2004年3月のIFRS第5号『売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業』による改訂、2008年5月の『IFRSsの改善(Improvement to IFRSs)』に伴って修正された。なお『IFRSsの改善』により、IAS第41号は、適用範囲の明確化、他の基準との用語の統一および資産の公正価値が割引キャッシュ・フローを用いて見積もられる場合のキャッシュ・フローに含まれる範囲の明確化等を意図して一部の条項が修正されており、当該修正につい

- て2009年1月1日以後開始する事業年度から適用されている。
- 10) IASC[2001]pars.B3-B7, 阿部[2000]pp.354-357, 吉田洋[2008]pp.135-136, アーンストン・アンド・ヤングLLP[2010]p.594, 児島記代[2010]p.35およびp.37.
- 11) 児島記代[2010]p.37.
- 12) 銀行業に関する会計基準としてはかつてIAS第30号『銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示』が存在した。また保険業に関する会計基準としてIFRS4『保険契約』がある。
- 13) 阿部亮耳[2000]p.356.
- 14) Ibid.,p.356.
- 15) IASC[2001]par.B5.
- 16) 阿部亮耳[2000]p.357.
- 17) IASC[2001]par.6およびBarry and Abbas [2002] p.900.
- 18) 2008年の「IFRSの改善プロジェクト」により「収穫」という文言が追記された。
- 19) 生物学的変化の結果には次のような種類がある(IASC[2000]IAS41,par.7).
- (a)資産の(i)成長(1単位の動物もしくは植物の、量の増加もしくは質の改善), (ii)退化(1単位の動物もしくは植物の、量の減少もしくは質の悪化), (iii)生殖(生きている動物または植物の新たな発生)
- (b)生ゴム, 茶葉, 羊毛, 牛乳といった農産物の生産
- 20) 林田浩[2006]p.73. また、農業会計上固有の概念である「増価(増殖)」とは「農業の技術的特徴の1つとして、繁殖牛や果樹などのように自己の農業経営で1年以上にわたって育成したものを利用して、肥育牛や果実などの生産物を生産することがあげられる。このような自己の農業経営で育成する資産を自己育成資産という。自己育成資産の場合、成熟時点までの育成期間にあるときには、長期育成家畜勘定・植物勘定を用いて、育成原価で評価する。つまり、素牛や苗木から育成費用分だけ、資産価値が増加すると考える。この資産価値の増加部分を計算することを増価計算(増殖計算)」という(古塚秀雄, 高田理[2009]現代農業簿記会計,農林統計出版,p.85). なお、増価増殖に関する詳細な会計学的考察については、阿部亮耳[1974]農業財務会計論,明文書房(pp.97-111)の「第6章 増価増殖について」を参照のこと。
- 21) 池田健一[2007]p.138. 農産物を異なるタイプに分類するケースとして、例えば、卵を農産物に分類するか、あるいは生物資産に分類するかという問題がある。この問題は、卵に関する経営者の保有意図(販売目的か養鶏目的)によって決定されることになる。
- 22) IAS第41号によれば、政府補助金は以下の通り規定されている(pars35-37).  
売却費用控除後の公正価値で測定される生物資産に対する無条件の補助金は、補助金を受け取ることになったときに、かつ、そのときにおいてのみ収益として認識される。また、補助金に付帯条件がある場合は、当該補助金は、付帯条件が満たされたときに、かつ、そのときにおいてのみ収益として認識される。ただし、上記の要求は売却費用控除後の公正価値で測定される生物資産に関連するものであり、公正価値を信頼性をもって測定できず、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で測定される資産に関連する政府補助金にはIAS第41号ではなくIAS第20号『政府補助金の会計処理および政府援助の開示』が適用される。
- 23) 動物園(または動物保護区域)にいる動物は、積極的な繁殖計画がなく、また動物そのものや動物製品が販売されることもほとんどない場合は、IAS第41号の対象外になると思われる。IAS第41号の適用対象外の生物資産は通常、IAS第16号『有形固定資産』またはIAS第2号『棚卸資産』のいずれかの対象になるであろう(新日本有限責任監査法人[2010] pp.600-601, 児島記代[2010]p.38).
- 24) IASC[2001]pars.B9-B11.
- 25) 吉田洋[2008]p.136. ブドウとワインの関係と同様に牛乳を加工してチーズを製造する過程も農業活動の定義から除外される。
- 26) アーンスト・アンド・ヤングLLP [2010]p.601.
- 27) デトロイトトウシュトーマツ[2009]p.934.
- 28) 売却費用とは、財務費用および法人税等を除く、資産の処分直接起因する増分費用である(par.5). この費用には、仲介業者や販売業者への手数料、規制当局および商品取引所による課金、その他関税などの税金が含まれる(par.14). 「売却費用(costs to sell)」という用語は、2008年5月の「IFRSの改善」の一環として、IAS第41号設定当初に用いられていた「販売時費用」および「見積販売時費用」という用語に代わって、2009年1月より用いられることになった。詳細はアーンスト・アンド・ヤングLLP

- [2010]p.603を参照。
- 29) IASC[2001]par.32およびpar.B43.
- 30) Ibid.,par.13およびpar.B8. 農産物を収穫時点において公正価値で測定することが求められる主たる理由は、生物資産の測定と首尾一貫した基準が適用されることを担保し、農産物の収穫に関する報告期間の経営成績について一貫性に欠ける歪んだ報告がなされることを回避するためである(par.42).
- 31) わが国においても米、麦などの農産物は、生産者米価等の政府買入価格が決定していることにより、収穫した段階で収益を認識する収穫基準が採用されている(吉田洋[2008]p.138).
- 32) 消費型生物資産の具体例としては、食肉精算のための家畜、販売目的の家畜、養殖場の魚類、トウモロコシおよび小麦の作物、材木とするための樹木である(IASC[2001],par.44).
- 33) 果実生成型生物資産の具体例としては、乳を生産するための家畜、ぶどうの樹、果樹および薪を収穫するが本体は残る樹木である(IASC[2001]par.44).
- 34) 吉田洋[2008]pp.136-136.
- 35) 池田健一[2007]pp.139-140, 村宮克彦[2009]pp.243-244および木村奈美[2010]pp.243-244を参照にして設例を作成した。

#### <参考文献>

(邦文献)

- [1] 阿部亮耳[2000]「国際会計基準」と農業会計」松田藤四郎、稲本志良編著『農業会計の新展開』（農林統計協会、第IV部第6章収録）。
- [2] 石崎忠司[2001]「農業経営の問題点と会計の役割」『JICPAジャーナル』第548号。
- [3] 林田浩[2006]「生物資産の測定に関する一考察－国際会計基準第41号の検討を中心にして－」『共栄大学研究論集』第4号。
- [4] 池田健一[2007]「農業に関する国際会計基準（IAS41）と我が国への影響」『会計・監査ジャーナル』第622号。
- [5] 吉田洋[2008]「フードビジネスのための会計基準－IAS第41号における認識と測定に関する検討－」『名古屋文理大学紀要』第8号。
- [6] 姜相熙[2009]「第34章 農業」古賀智敏、鈴木一水、國分克彦、あずさ監査法人編著『国際会計基準と日本の会計実務[三訂版]』同文館。
- [7] 村宮克彦[2009]「31 IAS41農業」桜井久勝編著『テキスト国際会計基準[第4版]』白桃書房。

- [8] デトロイトトウシュトーマツ[2009]『国際財務報告基準(IFRS)詳説[第1版] iGAAP 第2巻』株式会社 雄松堂書店。
- [9] アーンスト・アンド・ヤングLLP(新日本有限責任監査法人監訳)[2010]『IFRS 国際会計の実務 International GAAP [下巻]』レクシスネクシス・ジャパン株式会社。
- [10] 児島記代[2010]「IFRSにおける農業会計の理論～農産物および生物資産への公正価値評価額の適用～」『CUC Policy Studies Review(千葉商科大学)』第28号。
- [11] 木村奈美[2010]「IAS第41号 農業」中央経済社編著『IFRS 37基準のポイント解説』中央経済社。
- [12] 近田典行[2011]「TPPと農業の『農』としての再生－IFRS41号『農業』に関連して－」『会計人コース』第46巻第4号。

#### (洋文献)

- [1] IASC (1999) ED65, Agriculture.
- [2] IASC (2001) International Accounting Standard 41, Agriculture.
- [3] Barry J. Epstein, Abbas Ali Mirza (2002) WILEY IAS 2002 Interpretation and Application of International Accounting Standards, John Wiley.
- [4] Rajkumar S Adukia (2006) "Accounting for Agricultural Operations", The Chartered Accountant, April, pp.1440-1444.
- [5] Mohamed Iskandar Thurrun Bhakir (2010) Applying IAS41 in Malaysia, ACCOUNTANTS TODAY, March, pp.32-33.



[原著論文]

## 現在時の肯定平叙文におけるムードの「のだ」の表現効果に関する考察

羅 雪梅\*

### The performance effects research of “mood noda” in the declarative sentences of the present tense

Setsubai RA\*

#### Abstract

This thesis sets the scope of the study clearly and studies the “mood noda” in the declarative sentences of the present tense. Through the research of five examples in the literature work, the author put forward the most reasonable and understandable classification criteria, at the same time, the author summed up and analyzed fourteen performance effects of “mood noda” in the declarative sentences of the present tense.

**KEY WORDS :** the scope of the study, “mood noda”, the performance effects

#### 1. はじめに

日本語において、話し言葉にせよ、書き言葉にせよ、特に会話の中で「のだ」の使用は驚くほど多い。先行各説はみな一つの解釈の仕方、すべての「のだ」の用法や実質を包括的に説明しようとする姿勢を示している。しかし、『のだ』の問題の難しさは、『のだ』が呈する多様な現れを、いかに包括的かつ簡潔に首尾一貫した方法で分析・記述するかにある。<sup>1)</sup> 本稿ははっきりと「のだ」の研究範囲を限定し、構文論の立場に立って、その範囲内の「のだ」の表現効果を取り上げようと思っている。

#### 2. 研究範囲の設定

##### 1) 性質上の設定

ムードの「のだ」のみ扱い、スコープの「のだ」を

扱わない。筆者が収集した実例によると、ムードの「のだ」はスコープの「のだ」より、数量的に圧倒的に多いだけでなく、その使用状況も極めて複雑だからである。では、ムードの「のだ」とスコープの「のだ」とはそれぞれ何かをまず概観しよう。

(1) 行きたくて行くのではなく、行くしかないから行くのだ。(『魂』 p.225)

(1')\* 行きたくて行かない。(作例)

野田春美<sup>1)</sup>によると、「否定などの作用が及ぶ範囲をスコープ、その作用を集中的に受ける部分をフォーカスと呼ぶ」という。

(1')では、否定の作用の及ぶ範囲はその直前の動詞「行く」にしか至っていない。否定の作用を集中的に受けるフォーカスも「行く」である。ここで不適格な文になる。一方、(1)では、「のではなく」を用いることによって、否定のスコープは「行きたくて行くの」にまで及ぶ。話し手が「行く」ことは事実であり、

\*九州共立大学共通教育センター

\*Kyushu Kyoritsu University

否定されていない。ただ、「行く」原因は「行きたくて」ではなく、「行くしかないから」である。つまり、「のだ」の使用によって、「行きたくて」と「行くしかない」がそれぞれ原因として、否定と断定のフォーカスになるのである。このような、前接する部分を体言化する機能をもっており、事態の成立以外の部分を否定などのフォーカスにするのに必須である「の」＋「だ」の「のだ」をスコープの「のだ」という。

ムードの「のだ」の例を見よう。

(2) 風邪をひきました。雨に濡れたのです。

(久野暉 (1979: 144))

久野暉<sup>1)</sup>はこのように「のです」の意味を分析している：私が風邪をひいたことの説明は、雨に濡れたことです。つまり、「のだ」は話し手の説明を与える役割を果たしているのである。あきらかに、ここでの「のだ」はスコープの「のだ」とは根本的に異なる。むしろ、一種の心的態度を表すことになっているのである。(2)のように、話し手の発話時の心的態度を表し、具体的な文法表現手段の一種である「のだ」は、ムードの「のだ」と位置づけられるべきである。

## 2) 形式上の設定

スコープの「のだ」を排除した後のムードの「のだ」のうち、形から見ると、主に、「のだ」を考察する。これは、現在時の肯定平叙文におけるムードの「のだ」を指す。ムードの「のだ」は現在時の肯定平叙文に頻繁に現われるため、ムードの「のだ」に共通する代表性や一般性も帯びるように思われる。それ故、この種類のムードの「のだ」に重点を入れて、考察することにしたのである。「のだが」「のだから」「のなら」「のだろう」「のか」「のだった」などを取り上げない。「のだ」だけでも、実際の日本語文の中で、「のだ」「のである」「のです」「の」「んだ」「んです」など、多様な表現形式があり、それは、文体差・男女差・地域差・年齢差などによるものもあるし、ほかの使い分けもある。用法は全く同じだというわけではない。だが、本稿では、それらの区別を無視して、「のだ」と一括して、検討することにした。

## 3. 現在時の肯定平叙文におけるムードの「のだ」の代表的な表現効果

以下、参考資料に出た用例を引用しながら、ムードの「のだ」の表現効果を考察していこうと思う。また、ムードの「のだ」は会話や対談の中で特に多用される

ので、用例を主に小説の中から抽出するのが好都合であると思う。一人の作家、一編の作品、あるいはごく限られた時間帯に書かれた作品だけにこだわると、ムードの「のだ」の全貌を客観的、科学的に反映できないかという恐れがあるので、作品を選ぶ際に、主に作家の知名度、性別と作風、作品の創作時間の多様さを考慮した。本稿は現代日本語におけるムードの「のだ」を考察対象とするので、できるだけ現在に近い時代に書かれた作品を選んだ。すると、渡辺淳一の『流水への旅(上、下)』(20世紀80年代、大衆文学)、赤川次郎の『殺人はそよ風のように』(20世紀80年代、大衆文学)、渡辺浩武の『デジタルな神様』(20世紀90年代、大衆文学)、柳美里の『魂』(今世紀、純文学、私記)、計五冊の作品に出てきた実例を用例として選んだ。

従来、「のだ」についての研究はそのさまざまな意味、用法に視点をおいてきた。しかし、それは果たして「のだ」自体が発揮している意味、用法なのだろうか。「のだ」自体がどれだけの意味を持っているかを追求するより、「のだ」にどれだけの表現意図を負わせることができるかを解明したほうが合理的ではあるまいかと思われる。筆者はムードの「のだ」はどれだけの表現効果を表せるかを検討したいと思う。多種多様な表現効果を挙げ尽くしそうもないかもしれないが、できるだけ、試みていきたいと思う。

### 1) 理由

I 追加理由：(「P. Qのだ.」)

文が前後二つある場合、ムードの「のだ」文は後ろに位置する場合、よく、前文が表す内容についての理由を与えたり、状況や先行文脈について、解釈をしたりする。本稿では、これを「追加理由」と呼ぶ。表記上の簡潔のため、本稿では「P」で状況や先行文脈を指し、「Q」でムードの「のだ」の前接する部分を指す。

(3) 朱子は、さっきから気になっていた。小さなライトが、ずっと後ろをついてくるのである。

(『殺人はそよ風のように』 p.18)

(4) 克彦は、ハッと頭を上げた。——首が痛い。

それも当然で、机に突っ伏したまま寝ていたのだ。

(同 p.27)

(3) の場合、「朱子は、さっきから気になっていた」(P) 理由は「小さなライトが、ずっと後ろをついてくる」(Q) である。

文が前後二つある場合、Pが後ろに移り、ムードの

「のだ」が前の文にあると、「発言の根拠」と「先触れ」の表現効果を表すことがある。この場合、「Qのだ。P.」になる。

Ⅱ 発言の根拠：（「Qのだ。P.」）

(5) 時間がないんだ。(ダカラ) 急いでくれ。

(田野村忠温<sup>III</sup> (1992: 48))

(6) 予算は十分にあるのです。自由に使ってください。

(田野村忠温 (1992: 49))

(5)の場合、話し手はなぜ「急いでくれ」(P)と要求しているかという点、「時間がない」(Q)という現状にあるからである。(6)も同様で、なぜ「自由に使ってもいい」(P)かという点、その根拠は「予算は十分にある」(Q)からである。

Ⅲ 先触れ：（「Qのだ。P.」）

(7) 先生、お話があるんです。お部屋に伺ってもよろしいでしょうか。(庵功雄<sup>III</sup> (2002: 288))

(8) A: 実は私田中さんと結婚するんです。

B: それはおめでとう。

A: それで、先生に仲人をしていただきたいんですが。(同)

(7)では、学生は、先生の部屋を訪ねようとしているが、先に理由（「お話がある」）(Q)を持ち出す。そして、「のだ」の「先に触れる」という表現効果によって、先生も注意して後ろの話を聞くことになる。つまり、「のだ」は先生の関心を高めたのである。

(8)でも、学生は先生に仲人をしてもらいたがるが、その理由（結婚しようとする）を先に挙げている。

一見して、「Ⅱ 発言の根拠」と「Ⅲ 先触れ」は似通っているが、さて、この二つの表現効果はどこが違うのだろうか。また、本稿で、このように分類した根拠はどこにあるのだろうか。

「発言の根拠」の場合：前文の内容は相手を知っているはずだが、その時に十分に認識していない。「のだ」の使用によって、改めて認識させる。（ただし、(5)(6)について、場合によっては、相手は前文の内容を知らないこともある。後ろに命令((5)),許可((6))要求・依頼、推量・判断など、いずれも結論的な意味合いを含めた文がくる。「～のだから、当然～」[～である以上、当然～]などの意味を表している。

「先触れ」の場合：前文の内容は相手が知らない。後ろにはよく、依頼などの表現が来る。「～んですが、～」という意味である。先に提示することによって、いきなり用件を話し出すときに相手への配慮が伺われる。というのは、依頼など相手になんらかの厄介をかける申し出をするときに、相手の心理負担を軽減した

り、いきなり用件を持ち出す唐突性を避けたりできるからである。すると、あらかじめ前文を提示することによって、後ろの依頼などが無理なく有効に実現するようになるわけである。

## 2) 推量

(9) あっ、財布がない。電車の中ですられたんだ。

(田野村忠温 (1992: 22))

(10) きっと眠っちゃったんだわ、と思った。

(『殺人はそよ風のように』p.47)

(11) ——全部の引出しが一杯に飛び出し、中を引っかき回されている机の姿だった。

克彦も加わって、三人でしばしばポカんとそれを眺めていたが……。

「誰かが先に来たんだわ」

と、夏美が呟くように言った。(同 p.204)

推量を表すため、よく「きっと」「おそらく」「たぶん」と一緒に使われる。

## 3) 換言

I 原因が含まれる場合：（「PのはQのだ。」）

「PのはQのだ。」という文型で現れている。

(12) 外で音がするのは雨が降っているのだ。

(山口佳也<sup>IV</sup> (1975: 227))

(13) 皮膚が荒れているのはビタミンが不足しているのだ。

(吉田茂晃<sup>V</sup> (1988: 47))

吉田茂晃<sup>V</sup>は(13)をもって、「換言」と名付ける。

(13)では、“皮膚が荒れているコト”と“ビタミンが不足しているコト”とが同一の事態にほかならないこと。また、言い換えるといっても、QはPに対して、Pの原因を与える立場でもある。したがって、本稿では、さらに細分化して、以上の二例を「言い換えて、原因を示す」種類に配列した。

原因が含まれるので、3.1「理由」のI追加理由にはつながっている。ここではただ、「PのはQのだ。」という文型に含まれているのである。「P. Qのだ。」に変えても、完全に可能である。例えば、

(12') 外で音がする。雨が降っているのだ。

(作例)

(13') 皮膚が荒れている。ビタミンが不足しているのだ。

(作例)

II 推論が含まれる場合：（「P. Qのだ。」）

(14) しかし、それは僕だけではない。街を歩いているほとんどの人々が、頭にヘッド・ギアを装着している。皆、この“アドバイザー”のささやき

どおりに行動しているのだ。

(『デジタルな神様』 p.78)

(15) 彼はそこから外に出ていった。ところが、彼はそれから二度と帰ってこなかった。彼は脱走したのだ。

(同 p.91)

いずれも、Pから推論を経て、Qと言い換えているのである。言い換える以上、「つまり」を付け加えて理解しても、自然な文になるはずである。

(14') 街を歩いているほとんどの人々が、頭にヘッド・ギアを装着している。つまり、皆、この“アドバイザー”のささやきどおりに行動しているのだ。

(作例)

(15') 彼はそこから外に出ていった。ところが、彼はそれから二度と帰ってこなかった。つまり、彼は脱走したのだ。

(作例)

実は、山口佳也<sup>IV</sup>が既に指摘している：(「のだ」を用いる場合、)「結局、要するに、つまり、一言で言えば、換言すれば、言いかえれば、簡単にいえば、手取り早くいえば」などの語句が冠せられることがしばしばある。小説で調べると、次のように、実例で証明できる。

(16) 男には、職もなく、家もなく、歩いてはいても、どこへ行くというあてもなかった。

要するに、薄汚れた一人の浮浪者だったのである。

(『殺人はそよ風のように』 p.7)

(17) ガンの細胞は通常の細胞と違い、養分と酸素さえ与え続ければ無限に分裂を続ける。

つまり、不死細胞なのである。

(『デジタルな神様』 p.24)

「要するに、つまり……+Qのだ」という形によって、前のPを簡潔な、分かりやすい言い方でまとめたのである。そのため、書き言葉では、よく意味段落の締めくくりとなる部分に用いられる。

#### 4) 確認

(18) へえー、じゃあキミはひとりっこなんだ。

(吉田茂晃 (1988 : 51))

(19) あー、そうなんだ。(相槌) (同)

(20) 「学会や、研究の打ち合わせには出て行きますが、それ以外、研究所を離れることは滅多にありません」

「よほど、この街がお好きなのですね」

「街というより、氷が好きなんだと思います。」

…」 (『流水への旅 (上)』 p.72)

(21) 「昨夜はお食事をとらなかったのですね」

九時に女中が朝食を運んできていった。

「研究所でいろいろなものをいただいて、お腹がいっぱいだったのです」

(『流水への旅 (下)』 p.8)

吉田茂晃<sup>V</sup>は例文 (18) (19) をもって、「確認」と認定した。吉田によると、「聞手に関するところがらについて聞手本人の目の前で自ら納得してみせて、そのことを以って聞手への確認ともする表現である」という。しかし、「聞手に関するところがらについて」、納得したり確認したりする以上、どうしても二人の間の会話が理解に必要であるように思われる。吉田のように、聞き手の話を抜きにして、話し手の話だけを挙げるのは、どうしても同感できない。そのため、筆者は実例を収集する際、特に意識して、会話同士のよりまとまった会話文をあげたのである。例えば、(21) では、旅館の女中は「お客さんが昨日の旅館の晩ご飯をとらなかった」のを知っていながらも、お客さんに確認する。この場合、「確認」というより、むしろ、ごあいさつや思いやりの役割も果たしているのである。

確認と換言Ⅱは似ているが、この二つの表現効果はどう違うのだろうか。

もちろん、つながっていることもあるが、確認のほうは、聞き手に質問したりして、答えてもらうニュアンスが感じられる。換言Ⅱのほうは、そのようなニュアンスはない。

#### 5) 説明 (「PはQのだ。」)

主に、「PはQのだ。」文型で用いられる。

(22) アノ音ハ何ダ?

——アレハ鳩ノ鳴キ声デス

——アレハ鳩ガ鳴イテイル声デス

——アレハ鳩ガ鳴イテイルノデス

(野田春美 (1997 : 76))

(23) (刑事が容疑者のシャツに血痕がついているのを見つけて)

コレ (コノ血) ハ何ダ?

——コレハ自分ノ鼻血デスヨ

——鼻血ガツイタンデスヨ (同)

野田春美<sup>1)</sup>によると、「名詞文 [xはyだ] は、聞き手が指示対象を同定できるxについて、それが何であるかを聞き手にとって、意味のある分かりやすい形yで示すものだ」という。具体的には、例えば、(22) では、音の正体を、(23) では、血痕が事件との関係があるかどうかを言っているのである。したがって、「ある事物が何ものであるか (その事物の正体、その

事物が存在する事情、その事情が何を意味するか)を、聞き手にとって意味のあるわかりやすい形で示すという行為は、いわゆる「説明」であると野田は主張している。

## 6) 告白

(24) 「実はね、彼、プロポーズしてきたの」  
 (『流氷への旅 (上)』p.161)

(25) 「いいえ」  
 と、夏美は首を振った。「今のプロだって、そう不満はないわ。いえ———なかったの。でも、今は、自分の力を試したいの。外へ出て、新しい試みができる……」

(『殺人はそよ風のように』 p.106)

吉田茂晃<sup>V)</sup>は「話し手にしか判らないことがら」を聞き手に提出する表現効果を「告白」と呼ぶ。小説の実例にあたってみたら、「実は」とよく併用されることが分かった。

## 7) 教示

(26) お月様ではねえ、ウサギさんがおモチをついているんだ。  
 (吉田茂晃 (1988 : 48))

(27) 値段をご覧になって驚かされていることとは思いますが、このバッジには実に不思議な力があるのです。この商品をお買い求めになることにより、貴方様はきっと、大きな利益を得られることになると思います。  
 (『デジタルな神様』 p.14)

(28) A<sub>1</sub> : 「…このシステムについて、ちょっと気になることがあるんですよ」

B<sub>1</sub> : 「気になること、ですか？」

A<sub>2</sub> : 「このシステム、住人が病気になると、療養を強制するようになっているんです。薬を出してくれたり、寝ているように指示してくれるくらいならまだいいのですが、……」 (同 p.59)

吉田茂晃<sup>V)</sup>によると、「聞き手が知らないことが確実であると思われる情報を話し手が提出する表現」が「教示」とあるという。実際に、「知識として教える」というニュアンスが感じられる。したがって、特に(27)と(28)を見ると、分かるが、相手に教えると同時に、話題を展開する効果もあるように思われる。

## 8) 強調

吉田茂晃<sup>V)</sup> (1988 : 48) は、「聞き手が (一度は聞いていながら) まだ納得していない情報を話し手が再

び提出する表現」を「強調」と呼ぶ。

(29) 信じてくれ、俺は確かにUFOを見たのだ。

(吉田茂晃 (1988 : 48))

(30) 確かに、遠くからサイレンの音が近づいて来るのだ。  
 (『殺人はそよ風のように』 p.205)

## 9) 整調

吉田茂晃<sup>V)</sup>は「単に語調を整えている」ためだけの表現効果を「整調」と呼ぶ。「のだ」をいくつか連続して用いたら、「強調」自体の効果が薄れるようになり、「整調」のように感じられる。このため「強調」の延長と見なしてよさそうである。野田春美<sup>VI)</sup>の言う「軽く多用される」、「やわらかな表現にする」ための女性の話し言葉における「のだ」はこの「整調」の「のだ」と見なしている。

(31) さとみ「(微笑って) いいのいいの」

(野田春美 (1997 : 99))

(32) 「本当は、もう仕事なんてどうでもいいのよ。もともとこんなに長く働き続けるつもりはなかったのだ」

(『デジタルな神様』 p.137)

さらに、「んです」「ます」「です」の後ろについた、女性の丁寧な話し言葉における特有な「の」はほとんど終助詞と見なしていいほど、「整調」の表現効果を上げている。

(33) 永原浜子 : 「いえ——ただ——何となくそう思ったんですの。……」

(『殺人はそよ風のように』 p.173)

## 10) 決意

(34) 俺は行くぞ。行くと言ったら行くんだ。

(吉田茂晃 (1988 : 49))

(35) それでも、私はこれを成し遂げるのだ。(同)

(36) 「行ってみたい」

口のなかでつぶやく。

するとすぐ、それが「行くのだ」という決心に変わっていく。  
 (『流氷への旅 (上)』 p.221)

話し手が実現しようと、既に決意したことをあらためて自分自身に言い聞かせたり ((36)), 聞き手に示したりする ((34) (35)). また、強い口調が感じられるので、てこでも動かない決心の表明を示している。「強調」の表現効果につながるためであろう。

## 11) 命令

(37) 落ちついて！冷静になるのよ！

(『殺人はそよ風のように』 p.49)

(38) 「早く帰ってくるんですよ」

出かける日、母はそういつてから、さらに念を押すようにいった。

「いいですか、札幌に勤めることなどは考えるんじゃないませんか」(『流水への旅(上)』p.224)

(39) おすわり、すわれ、すわるんだ!

(尾上圭介<sup>VI</sup>(1979))

ここで一応形式から、肯定平叙文におけるムードの「のだ」が果たす命令の効用だと見なし、命令文とは考えない。

ムードの「のだ」で命令を表す言い方は目上の人に対しては、使ってはいけない。「のだ」で表す命令の特性は尾上圭介<sup>VI</sup>が(39)をもって、うまく説明している。これは、外国のテレビ映画で“Sit down”というセリフが三回くりかえされた時に、日本の吹き替えが「おすわり」「すわれ」「すわるんだ!」という順で変化したという。つまり、「のだ」で命令する場合、聞き手は既に話し手の要求の内容を知っているのである。知っていながらも、なかなか話し手の要求どおりに行動しない。すると、話し手が再度命令する場合に用いられる。非難の意味合いも含まれる。

## 12) 発見

これは初めて知ったことがらを納得したり、受け止めたりする表現効果である。意外性が含まれる。

(40) (それまでわからなかった機械の使い方がわかったとき)

そうか。このボタンを押せばいいんだ。

(庵功雄<sup>VII</sup>(2002:285))

(41) 「へえ。あんなわけの分かんないものに夢中になる奴もいるんだな」と、克彦は、素直な感想を述べた。(『殺人はそよ風のように』p.40)

「発見」はどれも「確認」と似ているようだが、実は「確認」の場合は、必ず聞き手が存在する。聞き手の提供してくれた情報に基づいて、聞き手に確認するのである。一方、「発見」は話し手が初めて認識したことをそのまま口に出したり、自分自身で受け止めたり、納得したりする表現効果である。

## 13) 再認識

以前知っており、しばらく忘れていたことがらを再び認識したり、把握したりするような表現効果である。

(42) しかし——恋人でも待っているにしては、その表情はあまり浮き浮きしているとはいえなかった。

俺だって昔は恋なんてものをしたことがあったんだ、と浮浪者は思った。いつのことだったか、どんな女だったかも、忘れちゃったが……。

(『殺人はそよ風のように』p.10)

(43) そうだ。今日は『マイ・ベイビー』の発売日だったんだ。(『デジタルな神様』p.155)

用例を見ると、よく「忘れた」「そうそう、思い出した」「そうだ」など、失念や想起を表す表現と併用することが分かった。

## 14) 客体化

(44) 朱子は、もともと看護婦になりたかったのである。(『殺人はそよ風のように』p.21)

平叙文では、主体が一人称に限られる感情形容詞などが「のだ」をつけた場合、第二、三人称を主体にすることができる。

## 4. おわりに

本稿は現在時の肯定平叙文におけるムードの「のだ」を中心に、理由、推量、換言、確認、説明、告白、教示、強調、整調、決意、命令、発見、再認識、客体化など、計14種類の代表的な表現効果を分類し、整理してきたが、各種の表現効果が完全に截然と異なっているとは限らない。重なったり、つながったりする部分も少なくない。また、すべての表現効果を包括するのは厳密にはできないが、ムードの「のだ」を理解するのに、最も代表的な表現効果を挙げるのも、役立つことができるのではないかと考えている。本論文の研究成果は、日本語の学習において、ムードの「のだ」についての理解を深めたり、日本語教育の場で、実際に少しでも役に立ったりしたら幸いだと思い、本稿を終わらせていただく。文中、間違いや不備がきつとあると思い、諸賢のご叱正を乞う次第である。

Received date 2011年7月26日

## 参考文献

- I) 野田春美(1997):日本語研究叢書9「の(だ)」の機能. くろしお出版.
- II) 久野暲(1979):日本文法研究. 大修館書店, p.144
- III) 田野村忠温(1992):現代日本語の文法I——「のだ」意味と用法——. 初版第2刷, 和泉選書, pp.22-49

- IV) 山口佳也 (1975) : 『のだ』の文について. 早稲田大学, 56, 227-229.
- V) 吉田茂晃 (1988) : ノダ形式の構造と表現効果. 国文論叢, 15, 41-52.
- VI) 野田春美 (1993) : 「のだ」と終助詞「の」の境界をめぐって. 日本語学, 12, 49.
- VII) 尾上圭介 (1979) : そこにすわる!. 言語, 8, 5.
- VIII) 庵功雄, 他 (2002) : 白川博之 (編), 中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック. 第2刷, スリーエーネットワーク, 288.

#### 用例の出典

- ① 渡辺淳一 (1983) : 流水への旅 (上, 下). 角川文庫.
- ② 赤川次郎 (1985) : 殺人はそよ風のように. 光文社文庫.
- ③ 渡辺浩式 (1999) : デジタルな神様. 幻冬舎文庫.
- ④ 柳美里 (2002) : 魂. 小学館



[資 料]

## 九州共立大学キャンパスことば集（第1版）

岡田 祥平\*

### A Collection of Campus Jargon Expressions Used at Kyushu Kyoritsu University: the first edition

Shohei OKADA\*

#### 1. はじめに

中東（2004）は、「大学生が大学キャンパスで用いる特徴的なことば」である「キャンパスことば」<sup>1)</sup>をめぐる研究史を概観すると同時に、今後の研究の可能性をまとめている。

中東（2004）によれば、キャンパスことばの収集、研究は、1980年代以降、1990年代を中心に精力的に行われたという。そのうえで、中東（2004）は、以下のような指摘をする。

主な収集場所・地域には首都圏、近畿地方が圧倒的に多く、それ以外の地域のもの数は少ない。語彙の収集作業は主に大学で行われることが多いため、それぞれの地域に存在する大学の数を考えれば首都圏、近畿に集中することは至極当然とも言えるが、これだけ多くの辞典・語彙集がそろった今、やはり地方大学におけるキャンパスことばが収集・記録され、辞書・語彙集としてもっと多く編纂されることが望まれる。首都圏や近畿の大学生に使用される語がその他地方の大学生においても使用されているのか、あるいはその地域独特の語彙や用法があるのか、また首都圏や近畿地方からの影響があるのかどうかなど、社会言語学的見地からも地方におけるキャンパスことばを調査し、その現状を把握する必要がある。

中東（2004）が指摘した上述のような問題意識は、既に、備前（1994）に認めることができる。すなわ

ち、備前（1994）では、キャンパスことばの研究の展開として、「一キャンパス内部のキャンパス言葉を対象にした研究だけでなく、大学比較、地域比較に発展していることになろう」と述べているのである。しかし、備前（1994）や中東（2004）の指摘から時を経た2011年という現時点でも、キャンパスことばの研究の「大学比較、地域比較」という新たな展開は見せていないように感じる<sup>2)</sup>。その背景には、中東（2004）が指摘する「地方大学におけるキャンパスことばが収集・記録され、辞書・語彙集としてもっと多く編纂される」という作業が行われていないことも一因なのではないかと筆者は考えている。現時点において、北部九州に存在する大学のキャンパスことば集は、管見の限りほとんど存在しないことは、その証左のひとつとなろう<sup>3)・4)</sup>。そこで、筆者は以上のような問題意識のもと、福岡県北九州市に位置する九州共立大学におけるキャンパスことばの様相を調査した。本稿はその結果を、「九州共立大学キャンパスことば集」として報告するものである。

九州共立大学が存在する北九州市を含む北部九州地域は、陣内（1996）が指摘するように、伝統的な方言を色濃く残しつつも「逆に革新的な新しい事象も有する地域」であり、また、「福岡市、北九州市という二大百万都市を中心に近年都市化が進み、その結果として種々の言語接触が出現する「環境」にある地域である。そのような地域に存在する大学のキャンパスことばを報告する本稿は、北部九州の若年層における

\*九州共立大学共通教育センター

\*Kyushu Kyoritsu University

言語状況（言語接触）の一端を示す，社会言語学的資料にもなると考える。

## 2. 九州共立大学と大学が位置する北九州市折尾地区について

九州共立大学は，1947年，創設者福原軍造が「真の教育は揺るぎない建学の精神をもった私学でなければ実現することが出来ない」との信念に基づき開設した<sup>5)</sup> 福原学園によって，1965年，福岡県北九州市折尾の地に設立された。福原軍造が創造した言葉「自律処行」（自らの良心に従い，事に処し善を行う）の建学の精神のもと，2011年5月1日現在，工学部，経済学部，スポーツ学部あわせて2,312人の学生が在籍している<sup>6)</sup>。

九州共立大学がある北九州市折尾地区は，北九州市の西端に位置する（図1参照）。



図1 福岡県北九州市折尾地区の位置

九州共立大学の最寄り駅であるJR折尾駅は，JR鹿児島本線とJR筑豊本線とが交わる交通の要所である。特急電車で北九州市の中心部である小倉駅まで約10分，九州の中心部である博多駅まで約30分と，北九州市，福岡市という二つの政令市の都心部まで通勤圏内であることから，折尾地区周辺の後背地では活発な住宅団地開発が進められている。JR折尾駅周辺部は，明治期以降，筑豊炭田を背景に，鉄道による石炭輸送の中継点として発展した。また，昭和40年代からは鉄道の利便性を活かして大学・高校等の立地が進み，現在は学生数15,000人の学園都市になった（現在，折尾地区には3大学，2短大，4高校が存在する）。1995年からはJR折尾駅の3km北で着手された北九州学術・研究都市整備事業により，大学・研究開発機関が集積する学術研究拠点の整備が進められており，2005年度末時点では，4大学・大学院，8研究機関，37企業等が進出している。このように，JR折尾駅は，学研地区における関係者（学生，教員，研究者等

2,300名）をはじめ多くの人々を迎える玄関口<sup>7)</sup> となっている<sup>8)</sup>。

以上のように述べたように，九州共立大学は交通の要所に存在するため，大学が所在する北九州市からは勿論，福岡県内各地や九州・沖縄地方の各県をはじめ，関門海峡を挟んだ山口県からも学生が集まっている。2011年5月1日現在の入学者（すなわち，1年生，合計546人）の都道府県別内訳が九州共立大学のホームページで公開されているが<sup>9)</sup>，それによると，福岡県（197人），鹿児島県（56人），山口県（33人），長崎県，熊本県（それぞれ29人），大分県，沖縄県（それぞれ28人），宮崎県（22人），広島県，佐賀県（それぞれ20人）などが，入学者が多い都道府県となる。

## 3. 調査の概要

### 3. 1. ことば，表現の採取，収集調査

九州共立大学内で使われているであろうキャンパスことばを採取，収集する調査は，2010年7月から8月にかけて，主に筆者の授業「ことばの世界」（全学部・全学年受講可能）の中で行った<sup>10)</sup>。調査は，まず，授業で，いわゆる若者ことばや他大学のキャンパスことばの例を紹介した上で，「みなさんが普段自分で使っている言葉の中で，『若者ことば』『キャンパスことば』と思うものを教えてください」という質問に回答してもらった形式をとった。その際には，ことば，表現のそのもの（形式）と同時に意味と，可能であれば例文も記してもらおうよう，お願いをした。

回答者人数は合計86人である。学部別内訳，学年別内訳，性別内訳，出身地<sup>11)</sup> 内訳，出身高校所在地<sup>12)</sup> 別内訳は，以下のとおりである。

表1 ことば，表現の採取，収集調査対象者数（学部別）

経済学部	スポーツ学部	不明
38	44	4

表2 ことば，表現の採取，収集調査対象者数（学年別）

1年生	2年生	3年生	4年生
12	43	27	4

表3 ことば，表現の採取，収集調査対象者数（性別）

女性	男性	不明
36	39	11

表4 ことば、表現の採取、収集調査対象者数（出身地・出身高校所在地別）

出身地別 出身高校別	東北地方		東海地方		中国地方			四国地方	
	宮城県	静岡県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	愛媛県		
出身地別	1	1	1	2	5	12	1		
出身高校別		1	1	2	5	11	1		

出身地別 出身高校別	九州・沖縄地方									不明
	福岡県	大分県	佐賀県	長崎県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	沖縄県		
出身地別	29	3	8	6	3	5	4	5		
出身高校別	26	3	9	7	3	4	5	5	3	

採取、収集調査は、ことば、表現とその読み方、意味、例文を自由記述させる方式をとった。

### 3. 2. ことば、表現の使用頻度調査

2. 1. で述べた採取、収集調査の結果、得られたことば、表現が、九州共立大学の学生に広く共有されている、いわゆる「九州共立大学キャンパスことば」はでない可能性も否定できない。回答には、ごく限られた範囲で使用されているものや、註12に触れたとおり、出身高校の影響があるものが含まれている可能性も考えられるからである。そこで、2. 1. で述べ

た採取、収集調査で得られたことば、表現が、九州共立大学の学生の間で、どの程度使用されているか、使用頻度についても併せて調べることにした。

#### 3. 2. 1 使用頻度調査の対象

使用頻度調査は、2010年度後期の筆者の授業「コミュニケーション技法」（スポーツ学部1年必修）の初回の授業時間内に行った。回答者数は179人、性別内訳、出身地別内訳、出身高校別内訳は以下のとおりである。

表5 ことば、表現の使用頻度調査対象者数（性別）

女性	男性	不明
51	122	6

表6 ことば、表現の使用頻度調査対象者数（性別）

出身地別 出身高校別	関東地方			近畿地方			中国地方				
	埼玉県	東京都	神奈川県	大阪府	奈良県	兵庫県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
出身地別		1	1	1	1	2	1	2	3	11	6
出身高校別	1			2	1	2	1	2	5	9	7

出身地別 出身高校別	四国地方		九州・沖縄地方								
	愛媛県	福岡県	大分県	佐賀県	長崎県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	沖縄県	不明	
出身地別	3	74	1	8	5	10	15	11	15	8	
出身高校別	3	69	3	9	6	10	14	10	13	12	

調査を実施した授業は、スポーツ学部1年生限定の授業であり、今回の報告する使用頻度調査の結果は、スポーツ学部1年生限定の使用頻度の結果である。学年により使用されていることばが違うことが予想される<sup>13)</sup> うえに、経済学部とスポーツ学部という学部の違いを問題にしなければならないだろう。なぜなら、経済学部とスポーツ学部とでは、専門性が大きく異なり、同じキャンパス内でも使われることばが異なることが容易に予想されるからである（特に授業に関連することばなど）。それゆえ、使用頻度調査の結果は、大学全体における使用実態結果を反映したものではな

い。あくまで参考程度という形でご覧いただきたいということを、あらかじめ申し添えておく<sup>14)</sup>。

#### 3. 2. 2. 使用頻度調査の内容

使用頻度調査では、採取、収集調査で得られたことば、表現とその読み方、意味、例文を提示し、それぞれのことば、表現について、「自分で使っている」と「自分では使っていないが、九州共立大学の友人／先輩などが使っているのを聞いたことがある」の2つの選択肢を選ばせた。自分でも使用していないし、自分の周りでも使用していないという場合は、何も回答さ

せなかった。

使用頻度調査は、授業時間内という短い時間に200を超えることば、表現について、判断を求めたため、学生にとってはかなりの負担になったと思われる。その結果、回答する学生が問われている内容を深く吟味せず回答した場合も多かった可能性は否定できない。というのも、明らかに語意の説明が言葉足らずの項目についても、「自分で使っている」や「自分では使っていないが、九州共立大学の友人／先輩などが使っているのを聞いたことがある」とする回答が散見されるからである。このような意味からも、使用頻度調査結果は、あくまで参考程度という形でご覧いただきたい。

### 3. 3. 本稿でいう「キャンパスことば」とは

中東(2004)は、「キャンパスことば」という用語の定義について、「ただ漠然と「大学生が大学キャンパスで用いる特徴的なことば」という点では一応の共通認識があると思われる」と指摘した上で、以下のような問題点をあげている。

「キャンパスことば」の捉え方は編・著者によってかなり異なっており、採録語彙も辞典・語彙集ごとに相当違う。また、辞典内にはその辞典なりの「キャンパスことば」の定義が掲げられていても、その定義が漠然としていたり、定義に当てはまらない語が採録されている場合も多いなど、問題点が多い。

「キャンパスことば」という用語に対して明確な定義を与える<sup>15)</sup>のは、現在の筆者の能力を超える。ただ、(逃げの姿勢に思われるかもしれないが)九州共立大学生が使用する語彙のうち、2. 1. で述べたような手順を踏んで採取、収集できたものを、本稿では「九州共立大学キャンパスことば」としたい。したがって、本稿で「九州共立大学キャンパスことば」として紹介することば、表現の中には、九州共立大学キャンパス内でしか通用しないものもあれば、全国の大学生が使用しているものも含まれると考えられる。さらには、九州共立大学の学生の多数派を占める地域方言(福岡方言など)も含まれよう(逆に、九州共立大学の中でもほとんど使用されていないものも含まれているかも知れない)。

ところで、中東(2004)で言及されているように、米川(1997)は「若者語(若者ことば)」の下位分類として「キャンパスことば」「学生語」を設定し、それぞれ以下のような定義を与えている。

若者語：中学生から30歳前後の男女が、仲間内

で、会話促進・娯楽・連帯・イメージ伝達・隠蔽・干渉・浄化などのために使う、規範からの自由と遊びを特徴に持つ特有の語や言い回し

キャンパスことば：一般に大学生がキャンパスで使用する学校に関することば

学生語：キャンパスことばよりも広い概念で、キャンパス外でも、また学校に関することば外についてもいう学生・生徒時代のことば

本稿では、米川(1997)がいうところの「学生語」を収載した、ということになる。ただ、中東(2004)が触れているように、「学生語」という術語は、日本語研究史上、旧制高等学校生を中心に使用され、「彼らの特権階級意識を表していた」語彙を指すこともある<sup>16)</sup>。そのため、そのような意味での「学生語」とは峻別するため、本稿では「キャンパスことば」という術語を使用することにした。

## 4. キャンパスことばの実態

以下、「九州共立大学キャンパスことば」を報告する。採取、収集調査で得られたことば、表現を五十音順に提示した。各項目の凡例は以下のとおりである。

ことば、表現【読み方】意味。【例文(当該ことば、表現に下線。例文が存在しないものもある)】。(使用頻度調査で「自分で使っている」回答率(単位・%)・使用頻度調査で「自分では使っていないが、九州共立大学の友人／先輩などが使っているのを聞いたことがある」回答率(単位・%))

なお、各ことば、表現の見出しは、筆者のほうで表記の統一を図らず、基本的には学生からの回答そのままを提示することにした。これは、学生が回答した表記が、メール上でのやり取りで使用されるなど、実際の使用実態を反映している可能性を考慮したためである。また、意味、例文についても、学生が記述した結果を基本的には尊重している。したがって、本稿の筆者には意味が判然としないものもあることを付記しておく。

あ

あーね【あーね】あー！なるほどー！。「Aこうらしーよ！」「Bあーね」。「この問題こーやって解くんだよ〜」「あーね！！」。(82.1・15.1)

青学【あおがく】青山学院大学。(46.9・21.2)

- あか**【あか】女先輩や年上の名前の後につける。「あき子あか」。(0.0・12.8)
- あがー**【あがー】痛い。「(足ぶつけたときとかに)あがー」。(11.7・37.4)
- あざす**【あざす】ありがとうございます。「こんなにもらっていいと? まぢあざす♪」(88.8・8.9)
- 朝ラー**【あさらー】朝にラーメンを食べる。「今日は朝ラーしようや」。(5.0・21.2)
- あやくちゃ**【あやくちゃ】めちゃくちゃ(回答では「島根で使う」という旨の記述あり)。「この部屋あやくちゃだがあー」(1.7・14.0)
- あらかー**【あらかー】激しい。「今日の練習メニュー〇〇らしいよ!あらか,あらかー汗」。(12.3・17.9)
- い**
- いきやしが**【いきやしが】何をしているの? 「やい,いきやしがや?」「ぬんばさ〜らんど!!」。(0.6・13.4)
- ikmn**【いけめん】イケてるメンズ。「まーぢ♥ikmn \ (^o^)/♥ (メールとか)」。(27.9・14.0)
- いずい**【いずい】「違和感がある」のニュアンスに近い宮城の方言。「変な感じがする」の意に近い。(0.0・13.4)
- 市看**【いちかん】北九州市小倉にある北九州市立看護専門学校。「あの子市看に行ったんやね」(2.2・15.1)
- う**
- ウザい**【うざい】うるさい, ややこしい, むさくるしい。「お前ウザい」。(96.1・2.2)
- うぜえ**【うぜえ】めんどくさい, うるさい。「おまえ,うぜえ」。(89.4・7.8)
- うつ**【うつ】スワット<sup>17)</sup>をうつ。「今日うちに行こうや!!」。(29.6・26.3)
- え**
- え!!**【え】「はじめまして」「こんばんは」「ひさしぶり」「こんにちは」「ありがとう」「ばいばい」「おはよう」「おやすみ」など, 複数の意味の意味を持つ。A:「え!!」B:「え!!」。(34.1・7.8)
- AO**【えーおー】AO入試。「〇〇くんってAOなん?」。(83.2・6.1)
- HJ**【えいちじえい】ハードルジャンプ。「次, HJ行きまーす」。(6.7・12.3)
- 永ちゃん**【えーちゃん】大学周辺にある永ちゃん食堂<sup>18)</sup>。(46.9・16.8)
- エヴァ**【えう`あ】アニメ『新世紀エヴァンゲリオン』。(67.6・22.3)
- A館**【えーかん】スポーツ学部A館。「今日の授業はA館らしいよ」。「次A館じゃない?」。「A館行く?!」。(99.4・0.0)
- AT**【えーていー】スポーツ学部B館にあるAT<sup>19)</sup>ルーム。「AT行ってくる!」・「はあー, ATだー」。(64.8・12.8)
- SD**【えすでいー】スターティングブロック。(23.5・9.5)
- FU**【えふゆー】フリーアップ。(6.7・12.8)
- MT**【えむていー】まさかの展開。「おっ!!!MT!!!」。(3.9・12.8)
- えらい**【えらい】きつい, つかれたなど。「今日えらいわ」。「今日も部活えらかった」。「今日えらかった」。「この坂えらいわー」。(38.5・35.8)
- LA**【えるえー】コンビニエンスストア「ローソン」。(9.5・14.0)
- お**
- おいやん**【おいやん】誰かを呼ぶ時に使う。(7.3・15.1)
- おーちゃい**【おーちゃい】調子にのっている事。おうちゃく。(7.8・13.4)
- 鬼**【おに】やばい, すごい, きついこと, 大変なこと。「今日の練習, 鬼汗」。「足筋, 鬼やろ!!!」(64.2・23.5)
- 鬼電**【おにでん】鬼のように電話する。「まじあいつに鬼電してやったし」(27.9・29.1)
- おはよう靴下**【おはようくつした】靴下に穴があいている。「(靴を脱いだ時に)お前今日(靴下)おはよーじゃん!!!」。(0.6・13.4)
- おぼらだわん**【おぼらだわん】ありがとう。A:「とぅちふるじゃが, い?」B:「おぼらだわん」。(0.0・11.2)
- おらぶ**【おらぶ】叫ぶこと。「昨日家の前で誰かが, おらびよったあ」(12.8・14.5)
- 折サン**【おりさん】北九州市折尾にあるスーパーマーケット「サンリブ」。(27.9・19.0)
- か**
- が**【がい】かなり。「がいキツカ」(5.0・19.0)

- ヶ丘【がおか】自由ヶ丘高等学校. 九州共立大学の系列校で, 九州共立大学のキャンパスに隣接して存在する. 「あれヶ丘?」. (51.4・29.1)
- 学祭【がくさい】学園祭. 「学祭いつ〜?」(94.4・2.2)
- 学食【がくしょく】学校の食堂. 「今から学食行こうや」. 「学食いこー=3」. (96.6・1.7)
- 学総論【がくそうろん】授業科目「経営学総論」. 「3限学総論行かないといけない」(2.2・12.3)
- 学附【がくふ】学園大学附属高校<sup>20)</sup>. (7.3・11.2)
- 傘さし【かささし】傘をさしながら運転する<sup>21)</sup>. 「お前傘さしすんなやん」. (25.1・13.4)
- 語る【かたる】話す. 語り合う. 「今日予定ないけろうや」. (85.5・4.5)
- かち【かち】とても. 「かちやばいわー」. (4.5・13.4)
- ガチ・がち【がち】本当に. 本気. めっちゃ. かなり. マジ. 「ガチで!! まじガチ!!」. 「俺あいつにガチ頭きてんだけど」. 「がちできつい」(87.2・8.9)
- ガチで! ? 【がちで】まじ? 本当? など. 本気という意味もあり. A: 「今日〜に〇〇くるらしいよー」 B: 「ガチで! ?」. 「ガチでー!! ? XoX」. (83.8・11.7)
- カテキョ【かてきよ】家庭教師. (67.6・18.4)
- がばい【がばい】とても. めっちゃ. すごい. 「がばいきつい」. 「がばいうまか」. (11.7・40.2)
- ガブ【がぶ】げんこつ. A: 「ガブかますよ!!」 B: 「えちよ!!」. (0.6・11.7)
- 神【かみ】神レベルでヤバイ. とにかくすごい. 最上級を表す. 「まちこのDVD神!!」. 「お前の筋肉神やろ」. (84.9・10.6)
- かみい【かみい】食べる. A: 「きゅやメシは?」 B: 「かみいよ!!」. (3.4・13.4)
- き
- きかま〜てい【きかま〜てい】失敗した. A: 「たいゆんだあ〜」 B: 「いえ…きかま〜てい」. (0.0・11.2)
- ktkr【きたこれ!!】テンションが上がったときに使う. 「はいはいはい. ktkr(<sup>°</sup>▽<sup>°</sup>)!!!. ♥テンションが上がりまくり!!! (メール)」. (13.4・15.1)
- きちい【きちい】きつい. 「今日, まちきちいー」. (72.6・17.3)
- きつか【きつか】体がきつい, つかれているなど. 「昨日部活やったけん, マジきつかよ」. (30.7・41.9)
- 記念館【きねんかん】体育館の名前. 正式名称は「鶴鳴記念館」という. 「明日の練習は記念館です」. (93.9・3.9)
- 基本打【きほんだ】パターン練習. 基本打ち<sup>22)</sup>. 「基本打やろ〜, 次!」. (9.5・13.4)
- 義務練【ぎむれん】部活<sup>23)</sup>でのことば. テスト一週間前ぐらいになると, 個人で必ずしなければならぬ1日2時間の練習. 「明日からテスト休みに入るけど, 義務練にします」. (2.2・16.2)
- キモい【きもい】気持ち悪い. 「お前キモい」. (91.6・4.5)
- キャリアデザ【きゃりでざ】授業科目「キャリアデザイン」. 「次の時間, キャリアデザかー」(1.7・15.1)
- きゅ【きゅ】行こう. (0.6・10.6)
- 九栄【きゅうえい】九州栄養福祉大学. (5.0・11.2)
- 九共【きゅうきょう】九州共立大学. 「九共前のコンビニで待ち合わせね」. 「おれの出身大学は九共です」. (76.0・15.6)
- 九共大【きゅうきょうだい】九州共立大学. 「出身は九共大です」. 「自分, 九共大の生徒なんよ」. 「九共大に入学した」. A: 「どこ大学?」 B: 「え, 九共大だよ」. 「私は九共大2年です」. (77.7・14.5)
- 九工【きゅうこう】九州工業大学. (68.7・11.7)
- 九国【きゅうこく】九州国際大学. (87.7・6.7)
- 九国大【きゅうこくだい】九州国際大学. (70.4・12.3)
- 九産【きゅうさん】九州産業大学. (89.9・7.3)
- 九産大【きゅうさんだい】九州産業大学. (81.0・12.3)
- 九女【きゅうじょ】九州女子大学. 「九女ブランドー」. 「九女の子かわいらしい」(97.2・1.1)
- 九大【きゅうだい】九州大学. (83.2・7.8)
- 京都×【きょうとばつ】今日, 泊まらない. 返答に使う. 主にメールのやりとりで使用. A: 「京都〇?」 B: 「京都×」. (1.1・10.1)
- 京都〇【きょうとまる】今日, 泊まる. 大学祭実行委員会のお部屋に泊まりで仕事をする. 主にメールのやりとりで使用. A: 「京都〇?」 B: 「京都〇」. (0.6・10.1)
- 共トラ【きょうとら】「九州共立大学」と書いてある軽トラック. (1.1・13.4)
- 共立【きょうりつ】九州共立大学. 「共立に入学したー」. (92.7・1.1)

- 共立大【きょうりつだい】九州共立大学。「共立大の方ですか?」。(86.0・6.7)
- 気わい【きわい】きわどい。微妙。「明日遊べるかきわいー」。(26.3・21.8)
- きんたれとる【きんたれとる】汚い。「その洋服きんたれとるねー」。(0.6・11.2)
- 筋トレ【きんとれ】筋肉トレーニング。「筋トレしようかな」。(96.1・0.6)
- く
- 熊学【くまがく】熊本学園大学。(52.0・12.8)
- 熊大【くまだい】熊本大学。(76.5・8.4)
- 車【くるま】車で来る。「今日、車?」。(91.1・0.6)
- グロい【ぐろい】グロテスク。気味が悪い。「この動画グロいね」。(90.5・3.9)
- け
- KKU【けーけーゆー】九州共立大学。(47.5・20.1)
- KY【けーわい】空気が読めない。「あの人ってKYだよねー」。「マジKY」。「○○くんって、KYやね」。(83.2・7.8)
- 激あつ【げきあつ】「激」:とても、ものすごく。「あつ」:自分の中で「すごい」とおもうもの、ブームなもの。「この○○激アツじゃない?」。「新しく発売された曲激あつ!!」。(62.0・29.1)
- 激ちゃ【げきちゃ】「ちゃ」:チャリンコ、自転車。ものすごいスピードで自転車をこぐ。いそいで自転車をこぐ様子。「寝坊して学校まで激ちゃした」。(4.5・13.4)
- げな【げな】らしいよ。「今日○○があるげな」。(25.7・35.2)
- 現国【げんこく】授業科目名「現代国家と法」。(29.6・14.5)
- 現社【げんしゃ】授業科目名「現代社会」。「現社何限?」(62.0・10.6)
- ケンチキ【けんちき】ファーストフード店「ケンタッキーフライドチキン」。(17.3・19.6)
- こ
- コア【こあ】授業科目名「教養コア」。「コアやん」。(58.1・12.8)
- 合コン【ごうこん】合同コンパ。「明日、合コン行かん?」。「明日合コン行かね?」。「今日、合コンあるよ」。「合コンしてえー」。(82.1・11.2)
- こうで【こうで】買う。(2.8・14.5)
- こわる【こわる】筋肉痛になる。「昨日運動してこわったわー」。(21.8・19.6)
- さ
- さ〜らん【さ〜らん】しない。A:「これいきかしが」B:「さ〜らんよ!!」。(0.0・11.7)
- ざあーま【ざあーま】多い。たくさん。「ゴミがざあーまにあるよ」。(1.7・14.0)
- さしより【さしより】とりあえず。「さしよりマック行こう」。(8.4・31.8)
- 産医【さんい】産業医科大学。(28.5・8.9)
- 産医大【さんいだい】産業医科大学。「今日産医大診察やわ〜」。(88.8・5.0)
- し
- JR【じえーあーる】電車、駅をまとめて指す。「JR大丈夫? (電車とまってない?)」。(88.8・2.8)
- JS【じえーえす】女子小学生。(27.4・21.2)
- JK【じえーけー】女子高生。(83.8・7.3)
- JC【じえーしー】女子中学生。(45.3・21.2)
- しかと【しかと】無視する。「あいつかしかとしとこう」。(91.6・1.7)
- 自主休講【じしゅきゅうこう】自ら休む。サボる。「今日は自主休講〜」。「今日自主休講したよ」(17.9・21.8)
- しちゃかちゃ【しちゃかちゃ】めちゃくちゃ。「おれの部屋今しちゃかちゃなつとるばい」。(31.8・38.0)
- しっけお【しっけお】湿気多い。「今日しっけお」。(10.1・11.2)
- しばれる【しばれる】寒い。(5.6・15.6)
- 自販【じはん】自動販売機。「自販でジュース買おう」。(69.3・7.3)
- しめらや【しめらや】ごめんね。A:「しめらや…」B:「気にしゅんべ!!」。(1.1・10.6)
- 下市【しもいち】下関市立大学。(10.1・11.7)
- じゃーが【じゃーが】そうである。(3.4・12.8)
- しゃーしい・しゃーしー【しゃーしい】うるさい。せからしい。「あいつしゃーしーわー!」。(47.5・33.5)
- 車校【しゃこう】自動車学校。「昨日、車校にいったよ」。(79.9・10.1)
- シャトラン【しゃとらん】20mシャトルラン。「今日もシャトランあるやん」。「今日もシャトランかー、だるーい」。(40.2・14.0)

写メる【しゃめる】写真をとる。(89.9・3.4)

ジョイ【じょい】ファミリーレストラン「ジョイフル」。「明日ジョイ行きたい」。(52.0・10.1)

ジョイ勉【じょいべん】ファミリーレストラン「ジョイフル」で勉強する。「明日ジョイ勉しよう」。「ジョイ勉しよ！」(51.4・15.6)

女ハン【じょはん】女子ハンドボール部。「自分女ハンよー」。(13.4・16.2)

しんきなー【しんきなー】腹が立つこと(ムカつく)。「マジあいつしんきなー」。(2.2・10.6)

真険<sup>24)</sup>【しんけん】ほんとに。「真険むかつく！」。(49.7・11.2)

す

すいばり【すいばり】木のくずが指にささること。「すいばりになった」。(14.5・8.4)

資さん【すけさん】北九州を中心に展開しているうどん店「資さんうどん」。九州共立大学の近辺にも存在する。(60.9・12.3)

スタビ【すたび】部活でやる体幹。スタビレーション??。「うわー、次スタビやー↓↓」。(15.6・15.1)

スピナ【すびな】九州共立大学内にあるコンビニエンスストア「スピナ」。「スピナおるねー」。(81.6・6.7)

スピる【すびる】九州共立大学内にあるコンビニエンスストア「スピナ」で買い物をする。「今日の昼ごはんスピる？」(9.5・12.8)

スポ科【すばか】九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科。「あの人スポ科？」。「スポーツの事ならスポ科に聞いてください」。「スポ科2年の〇〇(人名)です」。「共立のスポ科です」。A:「何学部？」B:「スポ科」。(93.9・1.7)

せ

生協【せいきょう】大学生支援協会??。(22.3・11.7)

西女【せいじょ】西南女学院大学。(35.2・12.3)

西南【せいなん】西南学院大学。(73.7・8.4)

セブン【せぶん】セブンイレブン。(93.9・0.6)

0限【ぜろげん】1限の前に行く授業(スポーツ学部1年生に課せられる)。「明日0限なしってー！」(90.5・2.8)

せんない【せんない】つかれたこと。めんどくさい。「ほんませんないわー」。「今日の野球の練習マジせんない」(5.0・16.2)

そ

そいぎー【そいぎー】そしたらじゃあね。「じゃまたそいぎー」。(7.8・33.5)

そふテニ【そふてに】ソフトテニス。(25.1・20.1)

た

大概【たいがい】いい加減、結構。「それ大概やない？」(57.5・16.8)

たいぎい・たいぎー【たいぎい】きつい、めんどくさい。めんどくさい。とてもしんどい精神状態。A:「今日1限からある」B:「たいぎー」。「今日はたいぎい」。「今日学校たいぎーわあ」。(20.1・38.0)

大パ【だいぱ】大パニック。「ほんまあの時大パやったわー」(1.1・12.3)

代返【だいへん】授業の本来の受講者に代わって授業の出欠に返答すること。「今日バイトが急にはいったけ代返たのむわ」(41.3・19.0)

宅飲み【たくのみ】自宅での飲み会。「みんな!!今日は宅飲みしようぜ」。(64.8・15.6)

だるい【だるい】めんどくさい。ありえない。体が重い。しんどい。「今日、練習だるいねー」。「マジだるいしー」。(88.8・0.6)

足わん【たわん】届かない。「手が足わん」。(17.9・12.8)

男ハン【だんはん】男子ハンドボール部。「今日男ハンと練習したい」。(15.6・12.3)

ち

ちかっぱ【ちかっぱ】とても。「ちかっぱやばいね」。(20.1・39.7)

~ちゃ【ちゃ】断定で文末に使う。「それちゃ」。「そうちゃ」。(35.8・38.5)

チャリ通【ちゃりつう】自転車で通学・通勤する。「私、チャリ通だよ」。(82.7・5.0)

つ

つ~つらつ~【つ~つらつ~】はやく。「つ~つらつ~できた」。(3.4・10.1)

つけま【つけま】つけまつげ。「あのつけまやばいって!!!」(48.6・18.4)

て

ティダ【ていだ】太陽。「ティダカンカン(太陽サンサン)」。(5.6・14.5)

ていまい【ていまい】踊る。A:「ヒマ～さか」B:「ていまいしゅんべ」。(2.2・9.5)

でーじ【でーじ】とても。かなり。「でーじ暑いやんに? (とても暑くない?)」。(10.6・48.0)

手が足わん【てがたわん】手が短いから足りない。  
「手が足わんけ届かんのよー」。(19.6・14.0)

てげ【てげ】めっちゃすごく。「てげおもしろー!!」  
「てげキツイしー!!」。(11.7・43.6)

でたん【でたん】とても。「でたんすごいね!!」。「でたんすごいわー」。(20.1・53.6)

でらん【でらん】出ない。「電話、でらん」。(22.9・14.5)

テンパる【てんぱる】頭がパニックになる。(75.4・12.3)

と

ドイヒー【どいひー】ひどい。「あいつまじどいひ二。」(2.8・14.0)

東大【とうだい】東京大学。(89.4・3.4)

トレ室【とれしつ】スポーツ学部A館にあるトレーニングルーム。「トレ室行ってきます!」。「今日トレ室行こーう♥」。「今からトレ室行ってくる!!」。「トレ室行こーうや」。「次、トレ室移動です」。(63.7・8.4)

ドンキ【どんき】ディスカウントストア「ドン・キホーテ」。(92.2・2.8)

ドンマイ【どんまい】気にするな!!。「ドンマイドンマイ切り変えが大事よ!!」(94.4・1.1)

な

～ない【ない】まちありえん。ないやろー。「まちその格好ない」。(76.5・6.1)

ナイッシュー【ないっしゅー】ナイスシュート。「まち〇〇ナイッシューやん!」(76.5・7.3)

ナイディ【ないでい】ナイスディフェンス。「ナイディナイディ (ハンドボールの試合中、練習中、ナイスディフェンスの時に使う)」。(26.3・12.3)

なう【なう】「今」。今。現実NOW。今。何してる。「勉強中なう」。「授業中なう」。「blog更新なう」。「学食なう (ツイッター) より」。(31.8・35.8)

中村【なかむら】中村学園大学。(32.4・11.7)

懐けー【なつけー】懐かしい。「これ小学校で流行した奴じゃん。懐けー」。(36.3・22.3)

に

肉る【にくる】肉離れする。「あーっ肉った!!」。「ハムが肉った」。(17.3・13.4)

2ケツ【にけつ】自転車の二人乗り。「今日2ケツるか」。(80.4・5.6)

西工大【にしこうだい】西日本工業大学。(36.9・15.6)

日トレ【にっとれ】授業科目「日本語のトレーニング」。年度始めに行う「国語」のプレースメントテストの結果、成績不振学生が受講する科目である。「うわー、今日、日トレの日だー。うれしいなー(笑)」。「日トレ行ってこい!!」。「日トレで勉強せろ!!」。「えっ、日トレある?」。A:「自分日トレなんですよー…」B:「マジ!? 日トレて(笑)ばかなんやねー」。(42.5・16.8)

にやがんな【にやがんな】調子に乗るな。「お前まぢにやがんなし」。(7.3・12.8)

にりい・にりいー【にりいー】だるい。めんどくさい。きつい。「明日から学校だー。めっちゃにりい」。「今日にりいー」(11.7・32.4)

ぬ

ぬっか【ぬっか】あつい。「今日、ぬっかね?」(15.1・12.3)

ね

ねみい【ねみい】ねむい。「今日、すごくねみいー」。(67.6・9.5)

は

ばい【ばい】～です。「そうばい」。(53.6・40.8)

バイク【ばいく】競技用の自転車。(12.8・15.1)

バイト【ばいと】アルバイト。「今日五時からバイト行かないかん」。(92.7・1.7)

ハイパー【はいぱー】すごく。「ハイパー好きってばっ(笑)」。(10.6・16.2)

バイメカ【ばいめか】授業科目「スポーツバイオメカクス」。「バイメカむり～」。「バイメカ勉強した?」。「今日バイメカあるよねー」。「もうすぐバイメカのテストやネー」。「今日、バイメカ休講?」。「今日バイメカあるっけ?」。「もう!! バイメカの試験ヤバイ!!」。「今日、バイメカある?」。「バイメカのテストどうしよう…」。「2限、バイメカやし」。「今日バイメカのテストやんw絶対単位おとすわ…」。(16.2・29.1)

バイヤー【ばいやー】やばい。ヤバイと同じ。「まじバイヤーじゃね?」。「お前バイヤーやろ」。

(12.8・26.8)

パくる【ぱくる】真似をする。「これオレと一緒にパくるな!!」。(86.0・3.4)

バック筋【ばっくきん】ハムストリング。「バック筋やばっ!!」(1.1・12.8)

ばっさ【ばっさ】そうとう。めちゃくちゃ。とても。「ばっさきつい」。「ばっさよかったわー」。

(4.5・20.1)

ばってん【ばってん】だけど。しかし。「ばってんがそれは違う。(だけどそれは違う)」。(18.4・43.0)

パネえ・ばねえ・パネエ・ばねー【ばねえ】はんばない。はんばじゃない。「あいつ、まじでばねー」。「まじ、ばねえ(本当にはんばじゃない)」。

(54.2・25.1)

バンク【ばんく】携帯電話会社「ソフトバンク」。「バンク持っとる?」(20.7・18.4)

ハンド【はんど】ハンドボール。「自分、ハンド部だよ」(56.4・10.6)

## ひ

B館【びーかん】スポーツ学部B館。(99.4・0.0)

BD【びーでいー】バウンディング。(5.6・10.1)

BPK【びーピーけー】ばりパンツくいこむ。「まじBPKなんやけどー」。(1.1・12.3)

BU【びーゆー】ビルドアップ。「50分からBU行くので準備して下さい」。(6.7・8.9)

ビクドン【びくどん】ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」。「今日の夜ビクドン行こうや?」。(35.2・15.1)

びつつんなか【びつつんなか】汚い。ブサイク。しかめっつら。「びつつんなか顔ばすんな」。(1.1・9.5)

ヒネ【ひね】警察。(23.5・14.0)

ひびきの【ひびきの】北九州市立大学ひびきのキャンパス。(29.6・14.5)

びびる【びびる】びっくりする。「まじびびったー」。(55.3・3.9)

広大【ひろだい】広島大学。(40.2・10.1)

## ふ

ファミマ【ふぁみま】コンビニエンスストア「ファミリーマート」。「ファミマ行こうぜ! ☆」(95.5・0.0)

フィニる【ふいにる】終わらせる。「このサラダフィニっていい?」。(29.6・16.8)

福大【ふくだい】福岡大学。「福大のハンド部まち強いよねー」。(93.9・1.7)

ぶち【ぶち】とても。「ぶちすごいわー」。(19.0・41.9)

福教【ふっきょう】福岡教育大学。(76.5・8.9)

福教大【ふっきょうだい】福岡教育大学。(77.1・11.2)

福工【ふっこう】福岡工業大学。(70.4・10.6)

福工大【ふっこうだい】福岡工業大学。(77.7・7.3)

## へ

ペーこき【ペーこき】うそつき。「あいつ相当ペーこきばい」。(1.7・12.8)

へっば【へっば】嘘。「へっばばっかつくなって」。(1.7・10.1)

## ほ

ポカリ【ばかり】スポーツ飲料「ポカリスエット」。(87.2・1.7)

ポテチ【ぼてち】ポテトチップス。「ポテチ食べようや!!」。(88.8・3.4)

ぼりーっち【ぼりーっち】物が山盛りになっている。「ぼりーっちごはんが盛ってある」。(1.1・11.7)

ボレスト【ぼれすと】部活(硬式庭球部)でのことば。ボレー&ストローク。(2.8・10.1)

## ま

マクド【まくど】ファーストフード店「マクドナルド」。(52.0・24.0)

マジカ【まじか】MAJICAカード。図書館などの学内施設の利用を促進するため設けられた、九州共立大学独自制度である「キャンパスマイレージ」のカード。学内施設の利用をポイント化し、一定のポイントが貯まると特典が与えられる。「マジカ持ってる?」。(72.6・11.2)

マジポ【まじぽ】MAJICAカードのポイント。「マジポために行く?」(13.4・14.0)

ましゅまき【ましゅまき】塩をまく。(1.1・10.1)

マック【まっく】ファーストフード店「マクドナルド」。「今日、晩めしマックでいいや」。「マック行こうや↑」。(91.6・2.2)

マネ【まね】マネージャー。「あの人マネらしいよ」。

「マネに記録してもらおう」. (60.9・10.1)  
 まびー【まびい】まぶしい。「うわっまびー!!」  
 (17.3・16.8)  
 まぶい【まぶい】まぶしい。「今日、太陽がまぶい」  
 (41.3・12.3)  
 マリスポ【まりすぽ】授業科目「マリンスポーツ」.  
 「マリスポとった?」. 「マリスポ行く?」.  
 (34.1・10.1)

み  
 みい【みい】男の先輩や年上の名前の後につける。  
 A: 「たろうみい」. (1.1・10.1)  
 みじよか【みじよか】きれい. かわいい。「この子はみ  
じよかねー」. (2.8・10.1)  
 ミスド【みすど】ドーナツ店「ミスタードーナツ」.  
 「今日の昼、ミスドね」 (91.6・2.8)  
 ミスマ【みすま】ディスカウントストア「MrMax  
 (ミスターマックス)」. 「ミスマ行ってきた♥」  
 (37.4・10.1)  
 ミニハ【みには】ミニハードル。「5時からミニハ行き  
 ます!」. 「次、ミニハ行きまーす」. 「今日の練習  
 はミニハだよ!」. (14.5・8.9)

む  
 む〜る【む〜る】よく. A: 「や〜や、あじゃむ〜る  
 鹿児島にそ〜ていきゅんだ」 B: 「えちよ!!」.  
 (2.2・10.6)

め  
 明治【めいじ】明治大学. (54.2・7.8)  
 めっちゃ【めっちゃ】とても。「今日、めっちゃ暑い  
 ね。」 (85.5・2.8)  
 めんど【めんど】面倒くさい。「あーめんど!!」.  
 (88.3・2.8)  
 めんどっ【めんどっ】面倒くさい。「まじめんどっ!」.  
 (81.0・4.5)

も  
 モス【もす】ハンバーガー店「モスバーガー」. 「昨日  
モス行ったんよ」. (86.0・3.4)  
 盛る【もる】とにかく派手にする。「今日盛りまくった  
 シー」. (50.8・22.3)

や  
 やか【やか】〜するんだらうか. 〜なのだらうか. な

んでだらう。「今日の授業どこであるんやか?!」.  
 (33.0・31.3)  
 やぜか【やぜか】うざい. せからしい。「お前やぜか?!」.  
 (7.3・20.1)  
 やねこい【やねこい】めんどくさい。「お前やねこい  
 なー」. (1.7・11.7)  
 山大【やまだい】山口大学. (31.3・11.7)

ゆ  
 ゆうばー【ゆうばー】うそつき. 言うだけ. 口だけ.  
 「そんなん言いよるけど実際ゆうばーじゃけん」.  
 (2.2・12.3)

よ  
 よーら【よーら】適当。「よーらしすぎ」. (4.5・16.8)

ら  
 ラケバ【らけば】ラケットバック。「ラケバが重い」.  
 (2.8・8.9)  
 ランシュー【らんしゅー】ランニングシューズ. 走る  
 ときに履く靴。「ランシュー持ってきた?」. 「ラ  
ンシューかえるけん」. (53.6・11.2)

り  
 リアル【りある】まぢで. 本当に. 現実的。「りあるや  
 ばいけん」. 「その絵まぢりある」. 「リアルに怖い」.  
 「リアルにやだ!!」. (93.3・3.4)  
 リアルに【りあるに】まぢで. 本当に. A: 「今日芸  
 能人見たー」 B: 「リアルに! ?」. (85.5・6.1)  
 陸トレ【りくとれ】水中トレーニング (泳ぐ) に対す  
 る陸上トレーニング (筋力トレーニング). 「泳い  
 だ後に陸トレするらしいよ」. 「今日は泳いだあと  
陸トレします」. (13.4・15.6)  
 リバ【りば】北九州市小倉にある大型商業複合施設  
 「リバーウォーク北九州」. (54.2・9.5)  
 リブる【りぶる】大学近隣にあるスーパーマーケット  
 「サンリブ」に行く。「今日さあー、リブらん? ?」.  
 「リブる人ー?」 (6.7・15.1)

れ  
 レスト【レスト】休憩する. 部活 (硬式庭球部) での  
 ことば。「じゃー、5分レストー」. (12.3・10.1)

ろ  
 ロリコン【ろりこん】ローリータコンプレックス。「ロリ

コンがいいね]. (67.0・13.4)

わ

ワイド【わいど】がんばれ. (5.6・8.9)

技練【わざれん】基本技の練習. 部活<sup>25)</sup>で使う.

「今日技練あんのかなー?」. (5.0・10.1)

わっきゃ【わっきゃ】私. (1.1・14.0)

わっせ・ワッセ【わっせ】とても. 「練習がわっせきつい」. 「練習ワッセきつい」. (7.8・43.0)

わっぜ【わっぜ】めっちゃ. かなり. 「わっぜ, 暑い (めっちゃ暑い)」. (7.8・31.8)

わや【わや】とてもひどい状態. やばい. とても. めっちゃ. めちゃくちゃ. 「まじわやー」. 「それ, わややろ」. 「今日わや暑い」. 「部屋がわや (部屋がめちゃくちゃ)」. 「お前マジわや」. (15.6・28.5)

わやくちゃ【わやくちゃ】めちゃくちゃ (広島, 山口, 岡山などで使用). 「この部屋わやくちゃじゃん」. (10.6・14.5)

## 5. まとめ

以上, 九州共立大学内で使われている (と思われる) キャンパスことばを報告した. 3. を見る限り, 全国の大学生の間で使われている (と思われる) ことば, 表現以外に, 九州共立大学生独自のことば, 表現も観察できるように思う (一方で, 九州共立大学内でも, ほとんど使用されていないものも含まれているようでもある). また, 大学が所在する福岡 (北九州) 地域の方言だけでなく, 各地方出身の学生の出身地の方言と思われることば, 表現が散見されることは興味深い. このことは, 学生が地元を離れた後も, 大学内で, 出身地の方言を使っていることを意味し, 大学が, 異方言話者との「方言接触」の場になっている可能性を示していると考えられるからである.

今回報告した「九州共立大学キャンパスことば集」は, まだまだ不完全なものである. 第一に, 調査の大半を授業時間の一部を使って実施したという時間的制約があり, 採取, 収集調査, 使用頻度調査双方とも, 回答そのものの精度に問題があると思われる (その証左として, 採取, 収集調査での回答における誤記, 誤字脱字や説明不十分の場合があったことがあげられる). また, 各ことば, 表現がどのようなアクセントで実現されているか, といったことも興味深いテーマであるが, 今回の調査は, そこまで調べることができ

なかった<sup>26)</sup>. 今後, 折を見て精度の高い調査を実施し, 改めての報告をすることとしたい.

Received date 2011年7月26日

## 謝辞

調査に協力してくださった学生のみなさまと, データの整理に当たった平塚雄亮氏 (大阪大学大学院博士後期課程) に御礼申し上げる.

## 註

- 1) 「キャンパスことば」という術語の定義については, 2. 3. での議論も参照のこと.
- 2) その一方で, 諸星 (2010) が指摘するように, 日本語以外の言語におけるキャンパスことば研究もなされるようになってきた.
- 3) 中東 (2004) には, 当該論文執筆時までに編纂された「キャンパスことば辞典」の一覧が掲げられている. しかし, その中には, 九州地方の大学の「キャンパスことば辞典」は存在しない. 実は, 中東 (2004) 以降, 福岡女子大学のキャンパスことばに関する論文が発表されたのだが (坂本2007・2008), 語彙集という形はとっていないため, 福岡女子大学キャンパスことばの全体像は把握しきれない (坂本2007によると, 同じ著者によって, 別途, 報告書が発行されているようであり, そちらが語彙集の形態をとっているのかもしれないが, 筆者は未見である). また, 長崎大学環境科学部の卒業研究として, 長崎大学のキャンパスことばを取り扱った藤本 (2009) があるが, 藤本 (2009) は卒業研究の要約であり, 長崎大学キャンパスことばが一般に入手しやすい形でまとめられているわけではない.
- 4) 中東 (2004) や坂本 (2007) に掲げられた「キャンパスことば辞典一覧」に収載されていないもので, 筆者の目に留まったものを, 参考までに次頁に示す (その多くが個人がweb上にて発表しているもので, 編・著者名や発表年が不明なものも少なくない).

なお, 中東 (2004) で紹介されている「早稲田大学キャンパス言葉辞典」は, 現在, 改定作業に入っているとのことである (<http://www.fukugo-waseda.jp/archives/articles/2009/1015-301.html>. 2011年5月1日閲覧). また, 高橋顕志氏 (群馬県立女子大学) のホームページ (<http://kenz.linguistic-atlas.org/GCampus/index.html>. 2011年5月1日関

付表 キャンパスことば辞典リスト (中東2004, 坂本2007であげられたもの以外)

タイトル	発表形態	編・著者	発表年	主な収録場所	地域	備考
広大用語集2000年版	web	kkネット(管理人: タイセー)	2000?	広島大学	中国	<a href="http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougo.htm">http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougo.htm</a> (2011年5月1日閲覧)
東京大学用語辞典	web	オリエンテーション委員会	2002?	東京大学	首都圏	<a href="http://www.a103.net/ori/2002/welcome/dictionary.html">http://www.a103.net/ori/2002/welcome/dictionary.html</a> (2011年5月1日閲覧)
現代学生語の一考察	論文	諸星美智直	2003	國學院大學	首都圏	『国学院雑誌』104(4)
キャンパス言葉	書籍	兼築清恵	2003	玉川大学	首都圏	榎本正嗣編著『ことばを調べる』(玉川大学出版部) pp.61-66.
筑波大学用語辞典をつくらう	web	筑波大学・筑波学術研究ちゃんねる	2003	筑波大学	首都圏	<a href="http://yy33.kakiko.com/test/read.cgi/tukuba/1068065961/150">http://yy33.kakiko.com/test/read.cgi/tukuba/1068065961/150</a> (2011年5月1日閲覧)
広島大学キャンパスことば辞典	web	高橋願志	2004	広島大学	中国	<a href="http://kenz.linguistic-atlas.org/HCampus/index.html">http://kenz.linguistic-atlas.org/HCampus/index.html</a> (2011年5月1日閲覧)
立命館大学キャンパスことば辞典	web	榎尾幸次郎	2005	立命館大学	近畿	<a href="http://www.eng.ritsumei.ac.jp/asa/courses/seminar/dict/rits_dict.html">http://www.eng.ritsumei.ac.jp/asa/courses/seminar/dict/rits_dict.html</a> (2011年5月1日閲覧)
キャンパスことばの研究—常磐大学(茨城県水戸市)の調査から—	論文	早野慎吾	2006	常磐大学	関東	『宮崎大学教育文化学部紀要人文科学』第14号
第四版 立命用語の基礎知識	web	Rits Wiki	2006 (初版は1999)	立命館大学	近畿	<a href="http://ritswiki.ath.cx/?c2e8bbcd08c720cca90cbfcd1b8cca4ceb4f0c1c3c3cecb1">http://ritswiki.ath.cx/?c2e8bbcd08c720cca90cbfcd1b8cca4ceb4f0c1c3c3cecb1</a> (2011年5月1日閲覧)
茨城高専生キャンパスことばベスト50	紙媒体	佐藤高司	2006	茨城工業高等専門学校	首都圏	『茨城高専図書館だより』第63号。 <a href="http://www.ibaraki-ct.ac.jp/lib/internal/tayori/2006/10-11.pdf">http://www.ibaraki-ct.ac.jp/lib/internal/tayori/2006/10-11.pdf</a> (2011年5月1日閲覧)
泉返し・百十一点 東北学院大学泉キャンパスことば	書籍	高橋 巖	2006	東北学院大学	東北	高文堂出版社
大学用語辞典	web	びびかれ(『大学生の交流と成長』を実現するためのサイト)	2008?	全国?	全国?	<a href="http://vivi-college.jp/daigakuyogo.php">http://vivi-college.jp/daigakuyogo.php</a> (2011年5月1日閲覧)
松蔭語辞典	紙媒体	松田謙次郎・村上敬一	2009	神戸松蔭女子学院大学	近畿	神戸松蔭女子大学 学生課発行
神奈川大学用語辞典	web	神大観察second(神奈川大学卒業のOBによる個人サイト)	随時更新	神奈川大学	首都圏	<a href="http://jindaiwatch.web.fc2.com/dictionary/index.html">http://jindaiwatch.web.fc2.com/dictionary/index.html</a> (2011年5月1日閲覧)
北海道大学用語辞典	web	学生団体CamLife	不明	北海道大学	北海道	<a href="http://camlife-hokkaido.jp/hokudai_yougo.html">http://camlife-hokkaido.jp/hokudai_yougo.html</a> (2011年5月1日閲覧)
都留文科大学用語集	web	kkネット(管理人: タイセー)	不明	都留文科大学	関東	<a href="http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougot.html">http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougot.html</a> (2011年5月1日閲覧)
京都大学用語集	web	kkネット(管理人: タイセー)	不明	京都大学	近畿	<a href="http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougok.html">http://www7.tok2.com/home/dokyu/yougok.html</a> (2011年5月1日閲覧)
奈良県立大学用語集	web	不明	不明	奈良県立大学	近畿	<a href="http://narakendai.igigiri.com/html/word.html">http://narakendai.igigiri.com/html/word.html</a> (2011年5月1日閲覧)
大学用語辞典	web	Chinatsu?(個人の運営サイト) <sup>8</sup>	不明	不明	不明	<a href="http://www.tcn.zaq.ne.jp/chinastu/yougojitenhonbun.htm">http://www.tcn.zaq.ne.jp/chinastu/yougojitenhonbun.htm</a> (2011年5月1日閲覧)

覧)によると、「群馬県立女子大学キャンパスことば辞典」の編纂が企画中とのことである。

5) 九州共立大学ホームページにある, 福原弘之・九州共立大学学長(学校法人福原学園理事長)のメッ

セージによる (<http://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/message.html> 2011年4月28日閲覧)。

6) 九州共立大学ホームページ (<http://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/student.html> 2011年7

- 月9日閲覧)による。なお、工学部は2008年度に募集を停止しており、2011年5月1日現在の在籍者数は2名である。
- 7) JR九州の「会社案内」によると、JR折尾駅の乗降客数は、JR九州管内で、博多駅、小倉駅、鹿児島中央駅、大分駅に次ぐ第5位(16,031人/人)である(<http://www.jrkyushu.co.jp/profile/outline/data.jsp#2>。2011年4月28日閲覧)。
- 8) 本段落の内容は、福岡県北九州市による「都市再生整備計画(第3回変更)折尾地区」の概要(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000035660.pdf>、2011年4月28日閲覧)を、筆者の手によってまとめたものである。
- 9) <http://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/img/indication/prefectural.pdf>(2011年7月9日閲覧)。
- 10) 授業の受講者の中には、友人等への調査に協力してくれた学生も存在する。したがって、調査対象者全員が、筆者の授業の受講生というわけではない。
- 11) 本調査でいう「出身地」は、言語形成期に最も長く居住していた地域ではなく、回答者が自身で「出身地」と意識している地域を意味する。
- 12) 大学における「キャンパスことば」は、出身高校の影響も存在する可能性(高校時代に使ってきたことばをそのまま大学生になっても使用する可能性)も考慮し、回答者には出身地だけでなく、出身高校についても確認することにした。
- 13) 坂本(2008)は、同じ大学内においても、1年生と3年生では、キャンパスことばの使用傾向に相違が見られることを指摘している。
- 14) 今後は、学部や学年の枠を超えた全学的な調査を行うことも考えている。
- 15) この件については、備前(1994)の議論も参照。
- 16) 中東(2004)では、旧制高校生が使用した「学生語」と現在の大学生が使用している「キャンパスことば」との質的な違いについても論じられているので、参照にされたい。
- 17) 何のことか不明。「スロットマシン」の誤記か。
- 18) 『2012 学校法人福原学園 九州共立大学 大学案内』の「周辺環境(キャンパス周辺)」でも、「何とんでもボリュームの多さで有名」という形で紹介されている。
- 19) アスレティックトレーナーの略。九州共立大学スポーツ学部では、財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格の受験資格を取得できる。
- 20) 「何」学園附属高校なのかは不明。
- 21) 学生の回答には明記されていなかったが、おそらく「自転車」を運転する、の意だと思われる。
- 22) 何の部活か不明。
- 23) 何の部活か不明。
- 24) 学生の回答の表記のまま。「真剣」の誤記か。
- 25) 何の部活かは不明。
- 26) そもそも、九州各地から学生が集まっている九州共立大学の場合、どの地方出身者を対象にアクセントの調査をするか、慎重に吟味しなければならないだろう。表4や表6で示したとおり、九州共立大学には北九州市以外の出身者も多数在籍しているため、九州共立大学は福岡県北九州市に存在するからといって、北九州市出身者のみを対象にして、各ことば、各表現のアクセント調査を行ったとしても、その調査結果が九州共立大学における使用実態に即したものかどうかといえ、議論の余地があるといえよう。

#### 参考文献

- 坂本浩一(2007):一地方公立女子大学におけるキャンパスことば生活に関する社会言語学的研究—福岡女子大学文学部国文学科学生を主たる対象とした2005・2006年度言語生活調査の概要—。香椎潟, 53, 1-14.
- 坂本浩一(2008):一地方公立女子大学における学生キャンパスことば生活調査報告—福岡女子大学キャンパスにおける「ウチ」・「ソト」意識の形成をめぐる—。香椎潟, 54, 1-10.
- 陣内正敬(1996):北部九州における方言新語研究。九州大学出版会, p.i.
- 中東靖恵(2004):キャンパスことば研究のこれまでとこれから。岡山大学言語学論叢, 11, 17-28.
- 備前 徹(1994):キャンパス言葉研究へのいざない。滋賀大國文, 32, 53-60
- 藤本紗弥香(2009):長崎大学キャンパスことばの研究。文化環境研究, 11, 116.
- 米川明彦(1997):若者ことば辞典。東京堂出版, p.240.
- 諸星美智直(2010):台湾南部の大学における日本語学習者のキャンパス言葉について。国語研究, 73, 1-20.

## 爱的奇迹——岩井俊二与他的《四月物语》

余 丹陽\*

Danyang YU\*

在岩井俊二导演的系列影片中，1998年在日本上映的时长仅67分钟的《四月物语》是一首独特的抒情小诗。起篇女主人公榆野卯月（松隆子饰）的离家求学，是惯常的抒情诗人游吟而歌的开始。

在不落俗套的离别场景中，始终不曾露面的女主人公，带着她心底深藏的秘密，一同从寒冷的北海道，走入了樱花纷飞，春意盎然的东京，踏上了爱的旅程。

这部电影，情节简单得可以用一句话概括出来，却在上映后取得了意想不到的成功，时至今日仍是好评不断，当然，这就是日本新锐年轻导演岩井俊二的一贯风格，他能用最简单的食料，烹饪出一顿最美味的佳肴来。

### 一 剧情介绍

影片开篇处离别场景中的火车车门关上时，室内外的温差在车窗上留下几许湿漉漉的雾气。而那片四月里依旧寒冷，樱花还未绽放的北海道，也立刻被抛入过去。

由扮演女主人翁榆野卯月的著名日本影星松隆子亲自弹奏的钢琴声从这一刻开始便悄然溶入影片中，画面和音乐配合得恰到好处，由钢琴弹奏出的几个简单的音符，却为影片奠定下了轻柔，纯情而又美丽温和的基调。钢琴声缓缓流动着，小心地讲述着一个在东京发生的清新的四月故事。四月是个怎样的季节？在日本，每年樱花纷飞的四月，是大学开学的日子。影片中四月的东京就笼罩在一场漫天的花雪中。乍一看，仿佛是飘舞在北海道的大雪，可细看，却是片片纷飞的粉红色的樱花花瓣。武藏野大学校园里的社团招新公告栏里写着的「花吹雪（はなふぶき）」让人真实地感受到了四月樱花的烂漫，樱花树下的青春活力，那是真真实实的花，飘舞在屏幕。整个镜头捕捉的就是这样一个飞花的季节，伴

着长笛和钢琴声，观众仿佛在镜头中，就可以触手可及樱花花瓣的柔美，一切温柔至极！

接下来就是一连串的搬家镜头，初到东京这个陌生大都市的北海道少女——榆野卯月似乎还未适应这个城市的独立生活，她手足无措地站着，恍如即将开始的大学生活的感觉般。搬完家后，工人留给榆野卯月一把白色小圆藤椅，这其实预示着一个童话般的开始：榆野卯月抱着小圆藤椅，脸上带着对未来生活憧憬般的微笑，随后抖落飘落一身的樱花花瓣，开始了东京的独立生活。

大学开学的第一天，照例是新生的自我介绍。因为穿着不合时宜的厚毛衣，榆野卯月被同学取笑。于是有人开始问“为什么选择武藏野？”

“为什么选择武藏野？”“为什么选择武藏野？”这个问题让榆野卯月的脸不由地红了，怎好告诉别人选择武藏野的真正原因呢。她紧张着，尴尬着，躲避着，武藏野，武藏野……只要每次提起这名字，榆野卯月的心跳都会加快。她想起的，并不是名作家国木田独步写的《武藏野传奇》，而是一个叫山崎的学长，学长在读的是武藏野大学，学长打工所在的是武藏野书店。

接下来的周日拒绝了同学相邀一起上街的请求，榆野卯月一个人骑着单车的镜头反复地出现在影片中。偌大的一个东京城，她急急地穿行，直到找到她的目标，那个叫“武藏野”的书店。因为里面那个叫山崎的打工男孩，是她生命里的另一个四月天。当还是北海道一名普通高中女生的榆野卯月忙着准备高考的那个夏天，收到了朋友送的山崎学长亲手包装的印着武藏野书店的书的时候，榆野卯月曾说出了影片中唯一说到的表白心里的一句话“我喜欢他（它）”。

镜头中四次出现了武藏野书店。当榆野卯月骑着自行车终于找到书店时，学长不在。于是她执着的以为晚上他会来，不料漫长的等待却迷惘在公园里热吻的恋人中，迷惘在那部为打发时间而去看的纷乱褪色的电影

《活着的织田信长》中，心绪，可能和看那部电影时受奇怪男子骚扰一样而惴惴不安，乱成一团吧！

直到终于见到学长在书店了，但他却不认识她，因为她从来就没有和他说过什么话。

片子接近最后，都市童话的创造者岩井俊二表示了仁慈。男孩终于先开口问“你是不是北高的？”其实要一个暗怀心事的女孩子面对暗恋的对象先开口似乎是很难的，所以岩井俊二让男孩先说。榆野 卯月的脸上露出的是惊讶，内心却是欢呼雀跃吧。为这一刻她等了一年，那个在母校高中里偷偷取下写有他名字的柜子上的小牌的少女，曾经怕有人看穿自己的心事来而慌忙改道，诚如一个做错事的孩子。那他呢？从什么时候开始注意到她的？

出了书店门，天开始下起了雨。结尾长达七分钟的这场大雨是影片的点睛之笔，犹如缓缓揭开的面纱，这场大雨让一切都大白了。或者，岩井本就没有在剧本中设下过悬念。在瓢泼的雨中，他为她一把又一把地撑伞，她也说出了她的心意：“在我心里，你是很有名的”。不管雨中的他有没有听清楚，说出来的那一刻，就已经满足了。

钢琴声缓缓流泻着，一时间，让人觉得那场漫天漫地的雨，也在四月的空气中温柔无比了。她在大雨中撑着那把有点残破的红伞幸福地奔跑着，红伞在白花的雨雾中分外显眼。最后，从伞上滴落的雨珠突然慢放变成清晰的一粒，而在长笛的优美旋律中，女主人公的微笑成了电影的最后一个画面。

## 二 影片结构手法分析

如果算上影片结尾的揭秘，这部影片正好完成了日本俳句中的一个循环，而这种抒情诗的特点在于，它具有一种结构上的双重性，或者说双逆性。影片《四月物语》完美诠释了日本俳句的精神，在看似散性的结构中，完成了回环往复，多重吟咏的目的。因此，影片结构的巧妙就在于，它看似单线，却完全是一种复调设置。即每一个叙事段落，在担当着叙事进程的同时，也反方向地担当着叙事的回叙过程。影片结尾，榆野卯月对爱的奇迹的感叹，让我们仿佛感觉到了本就存在于影片开始时所蕴藏的非同凡响，在彼此的映照中，爱的奇迹，也便因为主动性的表述而浑然一体，开始即结尾，结尾即开始的循环由此建立。依次而推，榆野卯月的现实追寻过程与过去的暗恋过程，也是这种循环与往复的结果。由于这种叙事结构的特殊性，这便使一个看似单薄的影片文本，因为双重与复调的存在，反而获得了一种延伸的厚度和韵味绵长的无尽追忆。

然而，影片的真正高明在于，它运用一种看似无意的穿插，有效地制造了一种反向的喜剧效果。在影片的开始，当一家人送别榆野卯月时，突然插进来的车站人员，盘活了送别的僵硬气氛，使北海道冷飕飕的车站，陡然间增添了许多的情感成分。至第二叙事段，当前来送家具的工作人员中途停车问路时，突然穿插进来的婚礼队伍，把樱花飘飞的东京街道，渲染得情味十足；接下来，搬放家具时因空间问题所做出的撤掉部分家具的突然决定；同学们自我介绍时突然插进来问你为什么报考武藏野大学之类的询问；询问武藏野书店时店主人的突然跑出；下雨时向老师借伞的突然插入，如此等等，都是这种手法的运用。当然，影片中最大的一次穿插，运用在榆野卯月看电影《活着的织田信长》的过程中。随着电影情节的展开，女主人公榆野卯月也遭遇了一次突然的“袭击”。影片运用几次声音对接和情节对照，有趣而又紧张地展现了男子步步“逼”向榆野卯月的全过程，使单调而又无趣的看片过程，陡然增添了“活性”与“张”性。

尽管如此，我们仍不能随意认为，这种穿插的运用，只是起到了调节“气氛”的单一性作用，它背后的深意在于，它将北海道直至东京乃至整个日本所深蕴其中的美好的“人情与人性”，给予了不着痕迹式的淡描，而这些“淡描”的不断累加，最终犹如璀璨的在最美的时候飘落的樱花一样，落英缤纷，飘飞的到处都是灿烂而又温馨的“情”暖。车站的送别如是，店主人的跑出如是，楼上住户的接受邀请如是，老师的借伞也如是，就连电影院中那个企图想占“便宜”的男子也如是。在随后的“惊险式”追逐中，榆野卯月的误判，使得男子的还书行为本身，反而具有了一种特殊的“人情”况味：在一个小小的反差段落中，人物的后一个属性——善良，被岩井俊二无形中扩大了。当男子很害羞地向远去的榆野卯月挥手告别时，观众也在对他的谅解中，对于日本民族中所潜藏的“美好本性”，给予了深切的理解。

通过上述“循环”以及“穿插”等特殊手法的运用，岩井俊二为影片中女主人公的爱的奇迹的实现，制造了或者说是提供了特殊的“情境”。在不间断的“人情”表述中，樱花般的人间世界，将榆野卯月的爱升华到了“至纯”的高度，使爱的奇迹的最后实现，成为情理之中最不容置疑的一个中心点。因此，当女主人公怀藏着一个秘密，从北海道远徙至东京乃至之后的整个过程中，她心中的爱都和周围的环境极其巧妙地融合在了一起，再加上女主人公本身的单纯和人与人之间关系的单纯，爱的“纯度”首先被“奇迹”化了。其次，这种爱的“纯度”的展示，反过来又为女主人公榆野卯月的“爱”的推进，提供了动力。如果说，在影片中清纯的

山崎旷野中弹奏吉他的画面，是榆野卯月爱的源泉，那么，这个意象在影片中的贯穿，则是榆野卯月爱的动力的具体展现。在这里，且不说上述一幕幕感人的“情境”的运用，而单就北海道的旷野，东京街头的樱花，东京公园里的喷泉等等而言，也组成了一系列“纯度”的变奏，它们共同构成了榆野卯月爱的力量，在爱的奇迹的实现过程中，担当了非常重要的作用。

围绕这个核心，整部影片的镜头以及音乐的运用，采取了相对舒缓和单一的方式。在镜头方面，基本以缓慢的摇镜头所建立起来的影像风格，使得人物和周围的景物，都以一种渐缓的方式，配合着女主人公榆野卯月的秘密以及心境的缓缓展开，悄悄进入了观众的内心，在润物细无声的境界中，达成了“爱”的共同营造。同时，镜头间“势”的藏与放的有效控制，使得影片在冷色调与暖色调的转换之中，得到了主人公情绪与观众情绪的同时并进。在影片的前面部分，女主人公的一直未曾露面和后来的只出现背影的运用，是镜头的“势藏”，而直到送家具前来，镜头才第一次展现女主人公的面目近景，这种“势藏”与“势放”的有效控制，不仅增强了观众的期待，也在剧情大的“等待”的总体氛围下，一同寓言与控制了女主人公与观众的情绪同构。在音乐方面，大面积的钢琴的运用与小面积小提琴的运用，

与镜头的运用一致，在“势藏”与“势放”之间，在缓缓的镜头摇动之间，让观众一同体味了爱的波澜不惊，爱的清纯无敌。

### 三 结语

电影《四月物语》清新而唯美，就像一篇闲适之时信手拈来的抒情小诗，而以影像清新独特，描写感情细腻丰富而著称的导演岩井俊二在此电影中通过穿插，循环，情境等电影表现手段，揭示出了一爱，并不复杂；爱的奇迹，也并不一定存于生死之间；单纯之爱，纯然之爱，一样能成就爱的奇迹，想必这就是岩井俊二和他的《四月物语》最想告诉你我，告诉观众的秘密。

Received date 2011年7月26日

### 参考文献

- 1) 苑娜(2009):《爱的奇迹—评岩井俊二《四月物语》》电影评介 2009.5 p53-66



## 九州共立大学研究紀要の投稿に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第3条の規定により紀要の投稿について定めるものである。
- 2 九州共立大学研究紀要は本学の研究活動の紹介を主な目的とする。
- 3 刊行回数は年2回とし、必要に応じて増刊できるものとする。
- 4 投稿者は本学の教職員及び教職員の紹介のあった者とする。
- 5 筆頭著者として投稿できる論文の数は、各号1本のみとする。
- 6 研究紀要に投稿できる論文は、総説、原著、実践的研究、資料、評論、各種報告、寄稿、書評及び紀要委員会（以下「本委員会」と略す。）が認めたものとする。
  - (1) 総説Review Paper  
各々の研究領域においてすでに出版された文献をまとめ、ある種の展望を示し、または体系的に整理したもの。
  - (2) 原著Original Paper  
独創性が高く、学術（科学）論文として完結しているもの。
  - (3) 実践的研究Practical Research  
症例研究、事例研究など実践現場に即した研究。
  - (4) 資料Research Paper  
国民の平均寿命や感染症の国別分布など資料そのものに価値のある研究。
  - (5) 評論Criticism  
他者の研究や活動について専門家の立場から意見を述べたもの。
  - (6) 各種報告Report  
特別教育研究費等による成果や海外研修・国内研修等の成果を報告したもの。
  - (7) 寄稿Contributed Paper  
本学の教育・研究の推進に寄与するため特に寄稿された論文。
  - (8) 書評Book Review  
刊行された書物の内容を批評・紹介したもの。特に本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍。
  - (9) その他  
前記8項目に分類されない論文で、本委員会において紀要掲載にふさわしいと判断されたもの。
- 7 論文の執筆は九州共立大学研究紀要論文執筆に関する申し合わせに従い、本委員会の定めた日時までに提出すること。
- 8 論文の著作権は執筆者に帰属するが、今後の機関リポジトリの進展によっては、執筆者の同意のもとで大学ホームページ上に公開することがある。
- 9 原稿の提出は原則としてワードプロセッサにより作成されたもので、プリントアウトされた原稿2部（執筆要領2参照）と電子媒体を図書館業務課に提出すること。
- 10 6(1)及び(2)に該当する論文の査読を希望する場合は、本申し合わせ第9項に定める原稿のほか、論文の種類、表題、表紙を含む論文の総ページ数、図及び表の枚数のみを記載した表紙を含む原稿2部を添えて提出すること。
- 11 別刷は50部を無料贈呈するが、それ以上必要とする場合は実費を著者が負担する。また、刷り上がり8頁を超えるもの、特殊な印刷（写真等）を必要とするものも著者が実費を負担する。
- 12 投稿された論文が投稿に関する申し合わせ及び執筆に関する申し合わせを満たしているかを本委員会において審査する。投稿に関する申し合わせあるいは執筆に関する申し合わせに規定されている内容を満たしていない場合は、投稿された論文に対して書き直しを求めることがある。
- 13 この投稿に関する申し合わせに定めるものの他、投稿、編集及び刊行に関して必要な事項は本委員会

において決定する。

附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する。
2. この申し合わせは平成23年4月1日から施行する。

## 九州共立大学研究紀要執筆に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第8条の規定により紀要の執筆要領について定めるものである。
- 2 原稿は縦置き横書きとするが、人文系論文においては特段の理由がある場合に限り縦書きを認める。その場合、本申し合わせ第3項に定める要領にこだわらず、当該分野に相応しい形式を用いる。
- 3 原稿の執筆については次の要領による。
  - (1) 原稿には表紙を付し、論文の種類、表題、著者名及び著者の所属先を和文と英文で、ランニングタイトルを本文の言語で、連絡先となる著者とその宛先、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記載する。また、表紙を含む原稿の総枚数、図及び表の枚数を記載する。
  - (2) 原稿は図、表、写真及び抄録を含め、刷り上がり8頁以内を原則とし、次の書式に従うものとする。
    - a. 原稿はA4版縦置き横書きとし、和文の場合は12ポイントの明朝体、全角で1行40字、1ページ30行、英文の場合は12ポイント程度の活字を用いてダブルスペースで作成する。
    - b. 和文原稿は、常用漢字、現代かなづかいを用い、句読点及びカッコは1字相当とする。
    - c. 日本語及び英語以外の言語を本文に用いる場合は、本学に著者以外にその言語のネイティブスピーカーがいる場合に限り認める。その場合、本項(2)a. に準じる。
    - d. 単位は原則として国際単位系を用いる。
  - (3) 総説と原著には要約 (Abstract) とキーワードをつける。要約は本文が和文、英文、その他の外国語のいずれの場合も英文とし、2-(2)-aに従い200~500語で作成する。キーワードは英文で3~5語とする。またキーワードは要約の最後に段を変えて明記し、これらは表紙の次に独立ページとして配置する。
  - (4) 原著のうち自然科学論文の本文項目の順序は、原則的に緒言 (はじめに)、方法、結果、考察 (謝辞、注釈)、引用・参考文献の順とし、小項目に見出しを付ける場合は、1. 2. …、1) 2) …、(1)(2)…、①②…の順とする。
- (5) 本文中で引用・参考文献に言及した場合、末尾の引用・参考文献に照合する番号をつける。また、著者名を表記する場合は3名以上の共著の場合、「ら」, 「et al.」を用いて省略する。
 

(例)

  - ・…に発現すると考えられている<sup>5)</sup>。
  - ・…については1例が松本ら<sup>12)</sup>により報告されているが…
- (6) 図表は原則として英文で作成し、番号はFig. 1, Table 1と表記する。またすべての図表は原稿末尾に図、表の順にまとめ、原稿1枚につき図表1編のみとする。本文には挿入する箇所の欄外に朱書きで指定する。
- (7) 原図はそのまま製版可能なものとする。
- (8) 参考・引用文献は、本文中の引用順に番号 (片カッコ) を付け、掲載順序は下記a.及びb.に従って記載する。巻数、発行年 (西暦年)、カッコ及び欧文は半角とする。欧文雑誌名は、正式な省略形がある場合のみ省略形を用いる。
  - a. 雑誌から引用する場合
 

著者名 (共著者はコンマ(,) で続け、全員を掲載) (西暦発行年) : 論文表題. 掲載雑誌名, 巻数 (号数を示す場合は巻数の後に (号数), 始頁—終頁.

(例)

    - 1) 森本茂, 加茂冬美(1990) : 単一運動単位の活動電位にみられる電気緊張性電位成分. 体力科学, 39, 126—132.
    - 2) Morimoto, S. & Kamo, M. (1990) : Appearance of electrotonic component in human motor unit potentials. Jpn. J. Phys. Fitness Sports Med., 39,126-132.
  - b. 単行本から引用する場合
 

引用頁の書き方は、1頁のみのときはp. (小文字のpの後にピリオド), 複数頁のときはpp. (小文字のppの後にピリオド), 引用箇所が限定できないときの総ページ数をPp. (大文字のPと小文字のpの後にピリオド) として記載する。

## ① 著書

著者名（共著者はコンマ(,)で続け、3名以上の場合は他で略す）(西暦発行年)：書名、版数（必要な場合）、発行所、発行地（欧文の場合）、始頁—終頁。

(例)

- 1) 山本敏行, 他 (2002): 新しい解剖生理学. 改訂第10版, 南江堂, p.141.
- 2) Rowell, L. B. (1993): Human Cardio-vascular Control, Oxford University Press, New York, pp.86—87.

## ② 編集書・監修書

執筆者名（共著者はコンマ(,)で続け、3名以上の場合は他et al.で略す）(西暦発行年)：章名、編集者名（編）、書名、版数（必要な場合）、発行所、発行地（欧文の場合）、始頁—終頁。

(例)

- 1) 中澤公孝, 政二慶(2006): 4.筋を活動させる神経機序, 福永哲夫 (編), 筋の科学事典—構造・機能・運動—, 朝倉書店, pp.165-166.
- 2) Segal, S. S. & Bearden, S. E. (2006): Chapter14 Organization and Control of Circulation to Skeltal Muscle, Tipton, C. M. (edt.), ACSM' s Advanced Exercise Physiology, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p.345.

## ③ 翻訳書

カタカナ著者名（共著者はコンマ(,)で続け、3名以上の場合は他で略す）(翻訳者名)（西暦発行年）：書名、版数（必要な場合）、発行所、始頁—終頁。（原著者名（発行年）：原書名、発行所、発行地）。

(例)

- 1) ギャロウ, J. S., 他 (細谷憲政監修代表) (2004): ヒューマン・ニュートリション—基礎・食事・臨床—, 第10版, 医歯薬出版, pp.173-174. (Garrow, J. S. et al. (2000): Human Nutrition and Dietetics, Churchill Livingstone, Edinburgh).
- (10) 原稿と電子媒体は、A4版の封筒に入れ、封筒の表に原稿の種類、表題、著者名、連絡責任者、原稿の総枚数、図の枚数、表の枚数、別刷りの希望枚数を記入する（英文原稿の場合は表題のみ英語表記で他は日本語、日本語原稿の場合はすべて

日本語で記載する）。

- (11) 初校と2校の校正は、執筆者によって行なわれ、編集委員会の指定した期日内に終えなければならない。3校の校正は編集委員会が行なう。校正による大幅な原稿の修正は認めない。

## 附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する。
2. この申し合わせは平成23年4月1日から施行する。

紀要委員

---

委員長

森 川 壽 人

経済学部

水 本 正 人  
進 本 眞 文

スポーツ学部

島 屋 八 生  
松 田 広

共通教育センター

ダニエル・ドロキス  
田 中 雄 二

業務課

小 中 倫 子

---

---

---

平成23年9月29日印刷

平成23年9月30日発行

発行者 **九州共立大学**  
〒807-8585  
福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

編集者 **九州共立大学紀要委員会**

印刷所 有限会社 秀文社印刷  
〒804-0013  
福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

---

---

2011  
**Study Journal of  
 Kyushu Kyoritsu University**  
 No.2 Vol.1

## CONTENTS

**Original Paper**

Kayo TOBINAGA

The Effects of Positive Future Perspective on Self-Esteem in the Adolescence ..... (1)

Yang XU

A study on accountability and audit responsibilities in China ..... (9)

Makoto ISONO

New Product Concept Development Based on 'Consumer Shopping Originated Needs'  
 - Study from the Suntory's Response to Retail's High Turnover Assortment Management ..... (25)

Yasuo MITO, Masafumi SHIMMOTO, Yuji YASHIMA, and Soonjin KWON

Unequal Game ..... (41)

Yoshifumi INOUE

The highlights and characteristics of IAS No.41 ..... (51)

Setsubai RA

The performance effects research of "mood noda" in the declarative sentences of  
 the present tense ..... (61)**Research Paper**

Shohei OKADA

A Collection of Campus Jargon Expressions Used at Kyushu Kyoritsu University:  
 the first edition ..... (69)**Book Review**

Danyang YU

The miracle of love-Shunji Iwai and his movie "April Story" ..... (83)

